

1. 議事日程第4号

(平成23年第7回大口町議会定例会)

平成23年12月14日

午前9時30分開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(15名)

1番	江 幡 満世志	2番	吉 田 正
3番	柘 植 満	4番	伊 藤 浩
5番	前 田 新生	6番	大 島 保 憲
7番	丹 羽 孝	8番	岡 孝 夫
9番	土 田 進	10番	齊 木 一 三
11番	宮 田 和美	12番	酒 井 廣 治
13番	丹 羽 勉	14番	木 野 春 徳
15番	倉 知 敏 美		

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	森 進	副 町 長	大 森 滋
教 育 長	長 屋 孝 成	地域協働部長	近 藤 定 昭
地域協働部参事 兼 環 境 課 長	杉 本 勝 広	健康福祉部長	村 田 貞 俊
建 設 部 長	野 田 透	総 務 部 長	小 島 幹 久
生涯教育部長	近 藤 孝 文	生涯教育部参事 兼 生涯学習課長	松 浦 文 雄
会 計 管 理 者	吉 田 治 則	町民安全課長	前 田 正 徳
地域振興課長	平 岡 寿 弘	戸籍保険課長	掛 布 賢 治
福祉子ども課長	天 野 浩	保 育 長	中 野 幸 子
健康生きがい課長	宇 野 直 樹	政策推進課長	社 本 寛

学校教育課長 竹 本 均

5 . 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 河 合 俊 英 議 会 事 務 局 長
議 次 吉 田 雅 仁

開議の宣告

議長（倉知敏美君） それでは改めまして、皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は15人で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

（午前 9時30分）

一般質問

議長（倉知敏美君） まず日程第1、一般質問を行います。

きのうの一般質問では土田進議員まで終了しております。通告の順序に従いまして、次は前田新生議員、どうぞ。

前田新生君

5番（前田新生君） それでは、5番議席の前田でございます。改めておはようございます。

議長の指名をいただきましたので、通告に従いまして質問に入らせていただきます。

9月議会に続き2回目ということでございますので、なかなかねれないというか、要領を得ないということで、その節はよろしくお許しをいただきたいと思っております。

今回通告しております項目は三つでございます。一つ目は「産業振興策について」、二つ目は「健康増進事業について」、最後三つ目ですが、「単身・高齢者対策について」であります。

最初の二つは、きのうの一般質問でも各議員からお話しございましたように、景気があまりよくないというようなことでございます。したがって、今後の町の財政状況が厳しくなってきたということ、歳入とか歳出の観点から質問をし、また提案をさせていただきたいと思っております。

まず第1番目の「産業振興策について」でございます。

先日、我が町にございますヤマザキマザックの会長さんが亡くなられて、そのお別れの会に出る機会がございました。ヤマザキマザック、山崎鉄工所ですけど、これは昭和34年に進出しまして、たしか38年ごろから工場を立地して、そのころから海外への進出をされたと思っております。ヤマザキマザックにつきましては、無人化工場といいますが、たしかもう少し後だと思っておりますけど、大みそかの夜のNHKの番組で無人化工場といったものを放送されまして、その中で大口町が一躍有名になったというふうなことを記憶しております。

また、ヤマザキマザックは世界で最大の工作機械メーカーとして発展してきたということは、大口町としても大変名誉なことじゃないかというふうに思っています。

9月議会におきましても、50周年記念事業についての質問をさせていただきました。その中で、我が大口町の50年間の人口、あるいは今申し上げました産業の変遷を述べさせていただきました。人口は約2倍に、工業生産額は約290倍というような発展だと思えます。しかしながら、最近はこの工業生産額も停滞しているというふう聞いております。

手元に、執行部の方から今回の質問についての工業統計調査の一覧表をいただきました。まことにありがとうございました。

この工業生産につきましては、第6次大口町の総合計画、これは平成18年度から27年度の10年間の計画でございます。きのう総務部長も言われましたように、これは町政運営の羅針盤というようなことでございますので、これに従っているんな政策が進められるというふうに思っております。

この中の第5章の2で、「未来へ引き継ぐ環境保全の町の活力を創造する」ということが書いてございます。部長さん、あるいは皆さん方は当然羅針盤でございますので、それぞれお持ちのことだと思えますけれども、その中で大口町の将来の姿と。先回の質問では、具体的な将来目標といったものを数字であらわしてはどうかというお話をさせていただきましたけれども、この現在の総合計画の中では、大口町の将来の姿として政策の成果ということを書いておられます。これ文章でございますけれども、その中には産業活動はということで、「新たな企業立地が進み、環境と調和した企業活動が盛んに行われ、活力ある地域経済が維持・発展しています」と記述されています。まだ計画から6年目ではございますけれども、ここに書いてありますような産業の動向につきまして、この10年間の製造業の実態、例えば事業所数、従業員数、製造出荷額等はどのように推移してきたのかお尋ねいたします。

お手元に今資料がございますので、これを見ながら結構でございますけれども、ちょっと御説明をいただければありがたいと思います。

議長（倉知敏美君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） では、今、前田議員の方から御案内いただきましたお手元の資料を見ていただきたいと思います。工業統計調査一覧表でございます。

これにつきましては、愛知県のホームページで公開されております愛知県の工業統計調査の結果をまとめたものでございます。

これを見ていただきますと、まず平成14年度と22年度までということで、これ質問の10年間ではなく9年間という1年ちょっと足りないわけですがけれども、お許しをいただきまして若干説明をさせていただきます。

まず事業所数でございますけれども、平成14年度が146カ所ございましたものが、22年度で125と、数字的な話でいきますと21事業所が減ってきたというふうに思います。

従業員につきましては、14年が1万2,662人、それが22年では1万2,640人ということで、おむね横ばいといった形でございます。

それから、製造出荷額につきましては、平成14年が3,228億1,600万円、平成22年度が3,227億7,900万円と、3,700万円の減となっております。数字的にはそういうことでございますけれども、下の従業者数等見ていただきますとわかるように、全体そうなんですけれども、平成20年度のリーマンショック以降は右肩下がりの大きく落ちているわけでございますけれども、従業員数、それから製造出荷額につきましては、平成19年近くまでは右肩上がりであったというふうに思っております。

なお、事業所の数につきましては、若干波がございますけれども、ピーク時でいきますと147、145というようなことで、大きく町に対しても貢献していただいたというふうに思っております。以上です。

(5 番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 前田議員。

5番(前田新生君) ただいま資料に基づきまして、大口町の製造業、工業の推移を説明していただきました。

御説明のとおり、総合計画の中で事業所数を、平成18年からですけれども、ふやしていくということございましたけれども、税収が期待できる、あるいは雇用が期待できる製造業につきましては、事業所数や従業員数は減少傾向にあります。また、工業生産額につきましては、平成19年、これをピークに大きく落ち込んでいるというようなことでございます。

話はまた戻りますけれども、従業員数につきましては、工業統計は毎年4人以上の事業所数について集計されておるわけですが、その中で見ましてもやはり減少しているというようなことでございます。

産業の全体でいいますと、たしか最近の大口町の状況を見ますと、41号線沿いには倉庫というものがかなり立地しております。これは法律の改正といいますか、運用に伴って倉庫が立地するような形になりますので、そういったものは立地してきておりますけれども、残念ながら倉庫というようなものは、工場に比べて御承知のように、土地あるいは有用な固定資産、あるいは雇用について、あまり大きく期待はできないのではないかと思っております。

それから、事業所数につきましては、本来は、いわゆる工場立地法という法律がございまして、その中で9,000平米以上の大きな規模については新設、あるいは増設の届け出が必要で、あるいは1,000平米以上につきましては、統計として届け出をするということで実はわかるわけでございますけれども、ちょうど前年からは手元の方に資料がございませんですけど、数年前に1件あったというふうに聞いておりますけれども、そのようなものを見ればもう少し

わかるかなあとっております。

そのように、工場については非常に減っておるというのが現状じゃないかと思っております。

ところで、こういう状況については世界的な経済というものが影響するかと思えますけれども、その点を見てもみますと、御承知のようにアメリカの財政赤字ですか、ことしはデフォルトが心配されて大きな問題になりましたけれども、世界の金融市場というものがそれによって混乱したということでございますし、また、もともと財政赤字というものが大変問題になっておりました。ヨーロッパにおきましては、御案内のようにギリシャを初めポルトガル、あるいはアイルランド、そして最近では大国イタリアまでもが国債の大幅な利上げと申しますが、要するに国力の低下が進んで、これは国のいわゆる財政破綻、特にギリシャにつきましては国家存亡の危機にあるように思っておりますけれども、こうした国の信用不安が増加している状況にありまして、これが日本にも大きな影響を与えておると。そういった意味で過度な円高と申しますか、昔は360円と言っておりましたけれども、当時に換算して75円ですか、あるいは最近では77円ですか、そんなところにありますけれども、そういった円高、あるいは株式の下落、そういうものにより輸出の鈍化による生産の落ち込みというものが見当たります。

この先数年での景気の向上は見込めないというふうに言われておりますし、最近読みました大手の証券会社の景気動向報告書でも、「特にヨーロッパ危機の解消には相当時間がかかると予想されると見ている」と出ておりました。こういうことを考えますと、当町に立地いたします自動車関連や工作機械の企業におきましては、輸出が大きな割合を占めておりますところから、世界の景気不安、景気悪化が今後も一層影響を与えてくるというふうに思っております。

そこでお尋ねいたしますが、町内企業の工業生産額が落ち込んでおるといような数字が出ておりますが、近年の法人町民税の推移と今後の見通し、それから町の財政運営に影響を与えてくると思えますけれども、これにつきまして御回答をお願いいたします。

議長（倉知敏美君） 総務部長。

総務部長（小島幹久君） それでは、法人町民税の落ち込み等の御心配をいただいております。

議員御指摘のとおり、先ほどの製品出荷額のグラフの線形とほぼ同じ形で、法人町民税の動きがございます。

法人町民税は、資料としてお手元にはお渡ししておりませんが、18年から22年の5年間ですけれども、その法人町民税の数字を言いますと、ざっとですが、18年度が15億、19年度が22億、20年度が18億、21年度が7億、22年度が8億という形で、多分この製品出荷額のところにメモしてもらおうとちょうどそのぐらいのグラフの形になるかなという動きであります。

議員御指摘のとおり、大口町の場合、輸出産業によって支えられてきております。本町においても、純農村から工業誘致を経て、農業と工業が共存する町として発展を遂げてきましたが、

バブル崩壊やリーマンショック、円高の進行によって日本経済とともに税収入面で大きな打撃を受けています。しかしながら、この流れは経済構造の変化もさることながら、実は生活水準の向上や既に始まっている人口減少、少子高齢化によって我が国の経済規模が徐々に縮小し、従来のさまざまな仕組みがいよいよ立ち行かなくなってきたのではないのでしょうか。したがって、今後は法人町民税のみならず、労働人口や購買人口の減少によって個人町民税も減少し、その一方で、向こう20年ほどは高齢化率が上昇を続け、社会保障費はさらに増加することは容易に想像ができ、一層厳しい財政運営を強いられることになります。

幸いにも、本町は10年以上前からこの大きな時代の流れを見据え、他団体に先んじ、住民の参画と参加のまちづくりを推し進めてきました。ここ数年は、それらの経験を生かしつつ、まちづくり基本条例を制定し、具体的な行動へと結びつける取り組みを始めており、地域がみずから考え実施していくといった、地域を主体とした新たな公共運営を模索しています。こうした動きと協働し、厳しい財政運営に対応していきたいと考えております。以上です。

(5 番議員挙手)

議長 (倉知敏美君) 前田議員。

5 番 (前田新生君) ありがとうございました。

今お話の中で、リーマンショック以降、町内への企業立地、あるいはこういった工業生産額の伸びも期待できないということでありまして、今お話のように平成19年度ピーク、22億ですが、ピークとして22年度、昨年度は8億、3分の1弱という形に今は縮小してあるようでございます。今後も、今、説明は特にございませんでしたけれども、先ほど申しましたような世界経済の状況の中では輸出というのは大変厳しい状況にあって、法人町民税の伸びも期待できないようでございます。

そういった意味で、厳しい財政運営が予想されるというふうに思っておりますけど、今そういったものに対しまして、町民の協働、参加といった形で町政運営ができるのではないかとということでございますけれども、いずれにしましても困ったということになってくるとは 아닐でしょうか。そういう意味で、このような状況については何らかの打開策を示していかないと、町民にとりまして協働、協働と言われても、自分の生活が成り立たなくなるというような状況になっていきますので、協働というものはできなくなるんじゃないかと思えます。そういう意味では、特に町内に企業立地を進めていくという必要があるかと思えます。

また、手元でございますけれども、この23年度の歳入歳出予算の概要という中で、町税と法人町民税ということについて書かれておりますけれども、この中では町内企業の法人町民税や固定資産税、つまり立地企業の特徴を踏まえた財政運営に取り組むことが不可欠と書いておられます。そういう意味で、具体的にこの辺をどうされるかということをお質問したいわけでご

ざいます。税収が減れば今お話ししたように、基金とか、住民との協力はあるかと思えますけど、それに合った事業をするというようなこととか、特にお話のように民生費が増大するわけですので、これについては避けられない状況ばかりでございますので、それに回そうとすれば、新規事業ばかりか、大口町が誇るようなすぐれた事業、そうしたものも抑制しなければならないということになるかと思えます。そういう意味では、町民は協働、協働と言われても、安心してはおられないと思えます。

きのうの伊藤議員の質問でもございましたけれども、事業仕分け、最近では地方でも盛んにやられておるわけですが、そういった事業仕分けをどうかという質問に対しまして、当面は考えられないんだというようなお話がございましたけれども、町税収入が低下していく中で、今後厳しい事業仕分けといったことが必要な場面もやってくるのではないかというふうに思っております。

ところで、9月の一般質問でもお話をいたしましたけれども、昭和30年代の中ごろまでは、我が大口町は大変貧乏な農業の村でございました。そこで、当時の村長や、あるいは役場の幹部の方々により工場誘致事業が進められました。社本村長の頭の中には、何とかしてこの大口町を、貧乏な村を、住民の暮らしをよくしようという一念だったというふうに思っております。昭和31年9月に工場誘致条例が制定され、昭和41年4月に条例が廃止されましたけれども、この昭和31年から条例廃止の年までに70有余の企業が誘致されました。聞くところによりますと、こうした誘致する企業は特定の業種に偏らないで、同じ業種の企業は数を限定しますと申しますか、あまり多くしないで、町内の各行政区域といえますか、各地区に分散するという方針だったと聞いております。

現在立地しております工場を見ますと、確かにこのような状況にあります。そういった意味で、我々行政区の区長等もやりましたけれども、区では法人の方から、法人区民税といえますか、もっておりますけれども、各行政区もそれによって大いに助けられております。

そういった立地する企業でございますけれども、時代とともに変わって、当初は大手の紡績工場、民生紡、あるいは同興紡といったものがございました。今はそういう紡績工場はなくて、それがトヨタ系の自動車産業の方へかわったり、あるいは小売業の大型スーパーにかわるなどしてきました。こうしたように、時代とともに社会が必要とする業種は変わってくるというふうに思っております。

余談ですが、江南市におきましては、大手の紡績工場がたくさんございまして、大変栄えた時期がございましたけれども、現在の状況では大手の紡績工場はすべて撤退していると、うまく業種転換ができなかったというようなことも聞いております。

昭和57年に刊行されました「大口町史」では、昭和30年代の工場誘致を財政基盤の確立を旗

印に進められたというふうに記述されております。当時の村長等の中には、工場誘致政策ということは、いわゆる産業政策というような認識はなかったのではないかと推測します。単に町民の生活をよくしようという思いでございました。そういった意味で、当時の村長等の政策につきましても、非常にすぐれた産業振興政策だというふうに思っております。このような政策を進められました先人の方には、ただただ頭が下がるばかりであります。

さて、町執行部では、市町村では工場立地に係る法律の所管がほとんどない、確かにほとんどございません。そういった意味で、何とも産業振興策を考える必要がない、あるいは産業振興策をできないのではないかという思いを感じております。しかしながら、50年前のこのような過去を振り返りましたとき、我が町にはすぐれた産業振興策があったことに気づかされます。また、最近の地方分権のこの時代、基礎的自治体である町村にも独自の産業振興策というものが求められております。

平成14年に国の中小企業庁が発表しましたけれども、「市町村における産業振興策の必要性と成功要因」というような報告書が出ております。ここでは、「工業を初めとした地域の産業振興に意を用いない基礎自治体は、今後の少子・高齢化、地方分権、自己責任要請の流れの中で、財政破綻や行政サービスの低下を余儀なくされるおそれがある。これからは、基礎自治体みずから、これは市町村ですけれども、みずからが先行地域の経験に学びつつ、独自の戦略による産業振興策に着手し、真剣に取り組んでいくことが必要である」と言っております。

そこでお尋ねします。今後、大口町史を先ほど申し上げましたように、工業立地のまちということで、ものづくりのまちという評価がありますけれども、こうしたまちとしての発展や、安定的な町財政の運用を考えましたときに、さきの9月定例会でも提案いたしました安定的な生産活動を見据えた町内企業との積極的な情報交換会の開催、少し時間はかかりますけれども、一番重要な工場誘致、IT産業とか、あるいは航空関連産業などといった成長が見込まれる企業の誘致策、それから新規事業者や起業家の支援、さらには「広報おおぐち12月号」の町長マニフェストの通信簿で達成度5をつけられました工作教室等、技術者との交流の場である大口少年少女発明クラブなどのものづくり教育の支援の充実、これは将来に向けた施策ではありませんけれども、こうした産業振興策、産業振興プランが今こそ必要と考えます。これにつきまして、どのように考えておられるか、町長にお尋ねいたします。

議長（倉知敏美君） 町長。

町長（森 進君） いろいろと御教授をいただいたかなというふうに思っております。

ただ、大口町の産業振興に関しましては、今、前田議員さんがお話をされましたように、昭和30年代の工場誘致に始まりまして、それ以降、大口町が今に至るまで交付税の不交付団体おられる、それはまさしく工業誘致施策が大口町の今の豊かさを担保してくれたのではないかと

なあということはおもっております。

ただ、そういう中で、私どもとしては、お話にありましたように繊維から重工業というんですかね、そういう産業の変化の中で、それぞれの企業において企業努力がされてきて、今お話があったように、自動車関連産業が中心に、今大口町内で活動をしていただけているわけですが、これがこのまま行けるのか、それは日本の経済、さらには世界経済を見たときに、必ずしも自動車産業オンリーでは非常に難しいような状況にあるというふうには思いますが、かといってそれにかわるべき、地域の雇用も含めてすぐに出てくるというようなことも期待ができない。そういう中で、航空機産業というようなお話もあるわけですが、あるいはIT産業というお話もあるわけですが、もう少し現状の大口町の状況を見きわめつつ、現在の町内での企業の活動が必ずしも十分に活動をしていただけるような状況ばかりではございません。そういうものをフォローしつつ、見つつ、これから先の産業振興についても、じっくり考えていく必要があるというふうには思っております。

(5 番議員挙手)

議長 (倉知敏美君) 前田議員。

5 番 (前田新生君) 今、町長さんみずから大口町の産業振興策といったものを御説明いただきました。大変的確な分析というふうには思っておりますけれども、そういった意味で大変評価しておるわけですが、特に私のお話したいと思っておりますのは、今回の「広報おおぐち」の12月号に町長のマニフェストというような通信簿が出ております。その中で、企業との情報交換会、あるいは企業支援、あるいはものづくり教育について高い点もつけていただいております。私は、こういったことにつきましては、その広報の中に見る限り、商工会とか、あるいはそのほかの団体、発明クラブもそうですけれども、そういった団体がしてみえることを追認するか、それに協働してといいますか、そういうような形じゃないかというふうには思っています。企業誘致というのは非常に難しいところでございますけれども、私は、やはりもっと町が主体的にこうした事業に取り組んでいただきたいなあというふうには思っております。

先ほど少し申し上げましたけれども、50年前の時代というものは、今議員席におられる方は多分お思いだとは思いますが、まだまだ当時は米というものの供出といいますか、供出の言葉自体が多分古いわけですが、そうした時代がありまして、米づくり農業は我が大口町の主体であったということでございます。そういったことで農家の方が、我々の将来の孫、あるいは末代まで生活がよくなるだろうと考えまして、そのときの生活の基盤でありました田んぼとか畑といったものを手放すことは、大変つらかったろうというふうには思っております。そういう意味でも、工場誘致というかつての産業政策は大変難しかったということ

は理解していただきたいと思ひますし、最近は、農地所有者につきましては、田んぼとか畑を売ることにつきましては、あまりこだわりがないふう聞いております。

法律的には都市計画法とか、あるいは農業振興地域法などという規制はございますけれども、最近は各種の運用がございまして、工場誘致の対応の仕方があるのではないかなあというふうに思っております。

ちょっと通告はしておりませんですけども、ただいま町長からしっかりした分析等をお伺いしたわけですけども、先ほど申し上げました「おおぐち」広報のマニフェストの中で、企業誘致等の研究会を地域振興課と都市整備課というもので組織されたというふうに書いてございます。これがどのようなものか、また研究の成果があればお答えいただきたいというふうに思っております。

さらに、アンケートによる企業ニーズの調査把握というふうなことも書いてございますけれども、これにつきまして御回答いただければ教えていただきたいというふうに思っておりますが、よろしくお願ひいたします。

議長（倉知敏美君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） 工業立地の関係で御質問いただきました。私の方から御説明いたします。

今、マニフェストにもございましたような企業立地につきまして研究会といいますか、具体的にそういった形になるかわかりませんが、どちらにいたしましても、県の企業庁の方へ行きまして、現状の企業の動き等々、そういう情報収集いたしまして、大口町にはどういった企業が向くのかというようなことも御質問をし、その回答を得る中で、順次やるべきというか、検討していこうというふうな話でございまして、具体的にその結果が出ているというふうではございません。当時の話とすれば、企業庁の方へ行きまして、どういった企業が今動いているかと聞きますと、やはり今お話、前にございましたような景気の関係でなかなか企業の方も企業の敷地拡張といいますか、工場拡張というような話はなかなかないということでのお話がございまして、大口町の場合、予定するんであれば事前にある程度の面積を確保しないかんというような条件もございましたし、そういった課題があるということは認識をしておりますけれども、そこから前へ進んだという結果はございませんけれども、企業誘致に関しましては、前の一般質問等でも答弁しておりますけれども、例えば都市計画決定されました今の新しい都市計画事業の中で、誘致をできるような場所が拡張できるかというようなことも検討させていただきました。しかし、今現状の中でしか市街化区域の拡張ということは認められないということございまして、先ほど言いましたように、調整区域も昭和40年代に、正式には昭和45年の12月かと思っておりますが、市街化区域と調整区域が決定されて、調整区域でのそういった建

建築物の規制が加わってきたというようなことで、そういった条件をクリアするためにもいろいろと検討していかないかというようなこともございまして、今現状で新しく工場を調整区域でつくろうと思いますと、一つ言えば、去年立地したように、愛知県の方が認めております新しい技術、そういった新技術に基づく工場であれば設置してもいいというようなこともございまして、なかなかそのまま調整区域に工場を拡張していくことは難しいのが現状というふうに認識しております。

(5 番議員挙手)

議長 (倉知敏美君) 前田議員。

5 番 (前田新生君) 通告しておりませんでしたので、まことに恐縮でございますけれども、今部長さんの方からいろいろな働きを県の企業庁等にしておるといようなお話がございました。

ただ 1 点、質問いたしました研究会というようなものをつくってということにつきましては、何ら言及がなかったわけですが、現在あるのか、あるいは今後研究会の中でもっとしっかりやっていかれるのか、その辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長 (倉知敏美君) 地域協働部長。

地域協働部長 (近藤定昭君) 研究会という名称にこだわるわけではございませんけれども、先ほど言いましたその都市計画図の決定の段階の中でどうあるべきかというところの位置づけで研究会というようにお話をさせていただいておると思うんですが、そういった中で先ほど答弁させていただきまして、なかなか工場敷地を確保していくことは現状の中で難しいというような結論になっておりまして、それが結果で、新しい都市計画図が決定がされて、現在もあるというふうでございまして、研究会の活動自体が今あるわけではございません。

(5 番議員挙手)

議長 (倉知敏美君) 前田議員。

5 番 (前田新生君) いろいろ情報収集等をされておられますけれども、現在の愛知県の知事がかかりまして、市街化調整区域における開発といったものにつきまして緩和していこうというお話もございましたので、その辺につきましては、しっかりと情報収集されて進めていただきたいと思っておりますし、研究会をやっておるといふふうに書いておられますので、ぜひともそういった研究会を立ち上げていただいて、真剣に工場誘致を進めていただきたいと思っております。

先ほど中小企業庁の報告書を紹介させていただきましたけれども、今後、地方分権というものがますます進んでいくわけですし、そういった中で、市町村の自己責任の要請といいますが、住民からの要請が当然出てくると思いますが、その中で何もせずにただ流れの中に進むというのじゃなくて、そのままでは行政サービスというものの低下を余儀なくされるおそれが

あるといいますが、そんな心配が出てくることと思いますので、しっかり先ほどお話ししたような研究会も含めて対策を進めていただけるようお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、二つ目の質問に入らせていただきます。

昨日午後、江端議員からの国民健康保険税の制度面での値下げ、あるいは予防指導といいますが、健診の支援というような質問がございましたけれども、私からは、今後ますますふえるということになりますけれども、国民健康保険の医療費の抑制の観点から質問をさせていただきます。

大口町では、平成5年の12月議会におきまして、「健康はまちの財産であり、しあわせの源であります。心身ともに健康であることは、町民すべての願いであり、活力のあるまちづくりのうえで、最も大切なことでもあります」と、「大口町健康の町」の宣言をしております。それ以降、平成16年4月には健康増進法に基づきます「健康おおぐち21計画」を策定されるなど、いろいろ町民の健康増進活動に努力しておられます。

そこでお尋ねいたしますが、町では、これまでの健康増進活動としてどのようなことをされてきたのか、御説明をお願いいたします。

議長（倉知敏美君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） それでは、通告に従いまして回答させていただきます。

健康の町宣言の冒頭にありますように、健康は町の財産であり、幸せの源であります。健康で幸せな生活を送るために、地域住民の健康意識を高め、地区活動を積極的に推進する目的で平成7年に健康推進員制度ができ現在17年目を迎え、各地区にてウォーキングやグラウンドゴルフ、健康づくりの推進をしています。

また、平成16年からは、町民一人ひとりが健康で豊かな人生を送るために、社会全体で支援していく環境づくりを目標として、9ヵ年にわたる「健康おおぐち21計画」を策定しました。この計画では、「食、運動、たばこ・アルコール、心、歯」の5分野について住民と行政が協働で取り組む具体的な目標を設定しました。さらに、平成19年度には中間評価を行い、新たに生活習慣病予防分野を加え、現在に至っております。

これまでの活動としましては、運動分野についてはオリジナルの「健康おおぐち元気体操」を作成し普及に努め、尾北自然歩道を活用してのウォーキングマップを作成しました。食生活分野については、大口産の野菜を使った「旬の野菜レシピ」を年4回発行し、現在53号まで発行しています。たばこの分野においては、公共施設を初め町内のスーパーや郵便局等の禁煙施設実態調査を行い、禁煙施設として県への登録を行いました。生活習慣病予防分野については、メタボリックシンドローム、骨粗しょう症、がんのそれぞれの予防について、健診受診率の向

上のための勧奨や生活習慣病予防の啓発を行ってきました。

それぞれの分野はすべてが関連しており、総合的な啓発を行うため、毎年11月に健康まつりを実施し、多くの皆さんに御参加いただいています。このような活動については、NPO団体と健康推進員と行政の協働で進めてまいりました。以上です。

(5 番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 前田議員。

5番(前田新生君) 今、御説明がございましたけれども、いろんな健康増進活動といいますが、大口町の健康のまちの宣言をした後に、いろんな事業をされておるようでございます。

こういった健康増進活動というのは、そのねらいは言うまでもなく、町民が健康によって快適な生活を送ることにあるわけでございますけれども、それが進めば、とりもなおさず医療費の削減ということにもなるかと思えます。

しかしながら、手元でございます県の公表資料によりますと、国民健康保険の被保険者1人当たりの療養諸費用、いわゆる医療費を見てもみますと、平成18年から21年までを見ておりますけれども、大口町は県下市町村の中で、18年度は64市町村の中で17番目に医療費が多かったと。19年度は62市町村の中で13番目、20年度は、この年からは後期高齢者医療制度というのがあったようでございますけど、62市町村の中で11番目、そして21年度は58市町村の中で8番目に医療費が多い市町村になっていると出ておりました。なお、21年度で見ますと、1人当たりの医療費が一番少ない市町村は田原市で、大口町は田原市に比べまして約4割も多く支出したというふうに出ております。

そこでお尋ねしますが、このように大口町で医療費が多い原因は何であるか、これが解決の糸口になるかと思えますので、わかれば教えていただきたいと思えます。

議長(倉知敏美君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(村田貞俊君) 御質問、全体的な医療費の増という意味合いでとらえましたけれども、まず平成21年度が医療費が増ってきている、そういった部分での分析を通告に従いまして回答させていただきます。

御指摘のとおり、大口町の医療費は県の平均を上回る状態が続いており、特に21年度は1人当たりの医療費は県内でも高い方に入っております。この原因につきまして、近隣市町の状況や過去の年度など対比した結果、考えられる要素は幾つか推測できております。

まず入院治療に係る受診率が高く、1件当たり入院日数も長い傾向が見られました。その結果、1人当たりの入院の費用額は県内で5番目に高くなっていました。

次に、平成21年度の高額医療費の支払い額が20年度に比べ、一般被保険者1人当たりにして5,163円、約30%ふえておりました。その詳細を調べたところ、21年のある一月に1件300万円

以上の医療費が3件、そのうち一番高額なものは528万円の医療費が発生していました。大口町のような小規模な保険者では、高額医療に該当する方の人数や、その内容により支払い額が多い月は少ない月の約2倍になることがあり、高額な医療費の増減が1人当たりの医療費に大きく影響することになります。また、大口町内や近隣には医療機関が充実しており、受診しやすい環境にあることや、県の補助基準を上回る福祉医療の充実により、医療にかかりやすい状況にあることなども医療費用額が県の平均を上回る要因として考えられます。

伸び続ける医療費を抑制するための特効薬となる施策は、なかなか見つかるものではありません。したがって、重症化する前の予防対策や適正な医療受診の啓発、健康意識を高めるため取り組む必要があり、効果的な予防施策や啓発事業を継続して行うことが、住民の皆さんの健康を守り、医療費の抑制につながるものと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

(5番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 前田議員。

5番(前田新生君) 大口町の医療費が高い原因、特に21年度に限ってお話がありました。

確かに大口町のような小さな規模の町村におきまして、1ヵ月で500万とか、あるいは300万とか、そういった高額な医療費というものは大きく影響を与えると考えられるというふうに思っております。しかしながら、そういったことは単年度でなくて、例えば18年度から、今お話ししましたけれども、そうしてみればそういったことも過去にあったのではないかというふうに思っております。

また、そういった分析に加えて、処方せんといいますか、そんな話もちょっとございましたけれども、この点につきましては、次に質問をさせていただきます。

大口町の医療費が県下でも非常に高いというような現状でございますけれども、負担を減らすためには、医療費の増加を抑制することが必要とされると思います。今質問しておりますような、健康増進事業の効果がすぐに医療費の削減につながるとは思っておりませんが、全国の市町村の中には、健康増進事業の強化の結果、医療費の大幅な削減につながられると。昨日も江幡議員の方から岡崎市の例などがございますけれども、そういった調査結果もあると聞いております。また、先日、新聞で紹介がありましたが、平成18年度に財政破綻をいたしました北海道の夕張市では、医療崩壊というものも起きました。119床の市営病院があったんですけれども、それをわずか19の診療所にしてしまったというようなことで、そういった立て直しをされまして、夕張市の診療所の村上医師が言っておられます。在宅医療が基本であるということでございますけれども、「まず住人みずから健康を保つ努力をすることである」と述べておられます。

そこで私は、そうした住民みずから健康を保つ努力をする、支援する、これが町の協働といえますか、そういったことの基本になるかと思えますけれども、来年度に向け、現行の予算事業もございまして、現在の各種の健康増進事業をもっと体系的に見直すとか、もう少し踏み込んで、よく我々大学受験で、合格するために出題の傾向と対策というものを一生懸命やったわけでございますけれども、医療費の増加要因の傾向をしっかりと専門家等とともに調査・把握していただきまして、それに合った医療費の抑制を目指した新しい健康増進対策は必要ではないかと、このように考えております。

そういった意味で、大口町は周辺自治体に比べまして大変財政的にもいいところでございます。愛知県の中でも不交付団体というのは少なくなってきておるわけですが、大口町はトップ5といえますか、あるいはトップ10といえますか、1人当たりの医療費がそういった状況になるように、またあるいはそうしたトップ10を目標にしたような計画を立てて進んでいただきたいというふうに思っていますが、町としてはどのようにお考えでしょうか、お答えをいただきます。

議長（倉知敏美君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） それでは、平成22年度の全国の高齢化率は23%で、5年前と比べると3%上昇しており、急速に高齢化率が上昇しています。本町では国や県の平均に比べ、まだ高齢化率が19%と低い状況にありますが、それでも約5人に1人が高齢者という状況にあります。

平成22年度から国保及び介護保険財政の適正化を目標に、介護、国保、健康の担当者が月2回集まり、国保被保険者の医療費や介護が必要になった原因、さらには特定健診等のデータ分析から町全体の状況把握に努めてまいりました。本年度は、昨年度のデータ分析の結果から、「血管を守ろう」をスローガンに、全地区で「大口町の介護、国保の現状と健康づくり」についての勉強会を開催いたしました。多くの住民の皆さんに知っていただくために、健康推進員や老人クラブの皆さんと連携をしながら、623名の方に参加をしていただくことができました。また、毎年2回開催しております福祉講演会においても、「血管を守ろう」というスローガンに沿った内容で開催し、講演会の段階では、データ分析から得られた本町の状況を職員から説明するなど、住民の健康意識の向上を図っております。

来年度は「大口町健康づくり計画、健康おおぐち21」や「特定健康診査等実施計画」の最終年度となるため、今までの取り組み内容の検証と新たな取り組みについての検討が必要となってきます。今後も介護、国保、健康が連携し、「大口町健康のまち宣言」に基づいた総合的な施策を推進してまいります。

（5番議員挙手）

議長（倉知敏美君） 前田議員。

5番（前田新生君） ありがとうございます。

今の健康おおぐち21計画が最終年度ということで、いろいろ分析をしたいということで、新しい取り組みをしていかなきゃならないというふうなございますので、ぜひそのようにお願いしたいと思っております。

高齢化率との関連について相当あるかなあと思っておりましたけれども、先ほど言いました1人当たりの医療費等を見ていますと、確かに山の中、例えば設楽町とか東栄町などの三河の奥地につきましては高齢化率が4割ということで、1人当たりの割合が大口町に比べてぐっと高くなっております。そういうところはありますけれども、隣の江南市等と比べたり何かしますと、やはり若干うちより低いようなことございますので、高齢化ばかりじゃないような気がいたします。

それから健康づくりというのは言うまでもございませぬけれども、自分自身の幸せのためでもありますし、家族のためでもあります。また、地域、町のためでもございます。健康増進事業、中には健診率の向上というものもございませぬけれども、そういったものを高めて、健康づくりにもっと多くの町民が楽しく参加できるような活動を来年度からぜひ進めていただいて、それが医療費の負担の軽減につながるようにしていただけたらと思っております。

今、部長さんからいろいろお話しございましたですが、こういった健康づくりが町の財政負担等の軽減にもつながればというふうに考えておりますので、突然ではございますけれども、もし大口町が医療費が少ないトップ5、あるいはトップ10につながるような計画について進めようかどうかというふうに思っておりますので、町長さんの方で御所見があれば伺いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（倉知敏美君） 町長。

町長（森 進君） 今部長が回答を申し上げましたように、私どもの現在の町民の皆さんの健康を守る、ひいては医療費、介護に係る経費の削減を図るということにつながっていくように、今の取り組みをさらに充実をさせていくということが必要ではないかというふうに思っております。

（5番議員挙手）

議長（倉知敏美君） 前田議員。

5番（前田新生君） どうもありがとうございます。

町長さんの、住民負担を軽減するというような方向で健康づくり運動といったものに真剣に取り組んでいただけるというようなお話を聞いておまして、大変心強いところでございます。

それでは最後に三つ目でございますけれども、単身・高齢者対策事業について質問をいたし

たいと思います。

ことし3月に発生いたしました東日本大震災の被災地では、仮設住宅での孤独死が相次いでいるとの報道がされています。未曾有の大震災、そして津波を乗り越えられ、やっと仮設住宅に入居されたのに大変痛ましい出来事でございます。亡くなられた方々に対し、心から御冥福をお祈り申し上げます。

孤独死につきましては、神戸の大震災のときに仮設住宅での事件、これが社会の注目を引きました。孤独死はこういった震災だけでなく普通の地域でも起こっております。団地やアパートでの事件として大変話題になりますけれども、聞きますところによれば、この大口町でも数年前にはそのようなことがあったと聞いております。

こうした孤独死が数多く発生するようになったのは、分析によりますと、日本の家族構成が多世代同居型である、おじいさん、おばあさん、それから夫婦、それから子供、子供夫婦と子供、孫といますか、そういった多世代同居型から、夫婦2人、あるいは子供等の核家族化に変化し、子供の独立後、夫婦2人世帯、そして1人という世帯が増加して、退職後は地域社会から孤立した生活をするようになってからと言われております。

厚生労働省がこの夏公表しました国民生活基礎調査の概要によりますと、平成22年度は65歳以上の高齢者がいる世帯、これは全国で1,700万世帯ぐらいあるそうですが、25%に当たる414万世帯が1人世帯となっております。1人世帯が10年前では2割を切っていたことから、急激な単身・高齢者の世帯がふえていることがよくわかります。また、平成22年で夫婦2人だけの世帯が3割もあることから、単身・高齢者の予備軍が多いことがわかります。私どもの近くでも、そういった状況が刻々と進んでいるというふうな状況でございます。

そこでお尋ねします。大口町の単身・高齢者世帯の推移及び現状はどのようでしょうか。また、このような孤独死といった不幸なことを防ぐためには、どのような対策を進めておられるか、お伺いいたします。

議長（倉知敏美君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） それではお答えいたします。

まず、平成20年度の単身・高齢者は208人、高齢者世帯は122人でありましたが、現在、単身・高齢者は301人、高齢者世帯は150人と増加しております。本町では、高齢者福祉施策として緊急通報装置の設置、安否確認のための配食サービス、民生委員や地域包括支援センターの訪問を実施しております。

また、昨年度は「高齢者地域見守り推進事業」の補助金を愛知県より受けて、四つの事業を実施いたしました。一つは、病気の状況や緊急連絡先を記載して冷蔵庫に張っていただく独自の緊急連絡票を作成し、民生委員の支援により配付いたしました。次に、異変等があった場合

に、町及び地域包括支援センターに連絡をしていただく協定を、新聞及び乳製品配達事業者、さらには金融機関など11事業者と締結をいたしました。次に、コミュニティー・ワークセンターの会員が訪問して30分間の家事支援を行うことを、試行的に3ヵ月間実施をいたしました。次に、「単身及び高齢者世帯の見守りについて考える研修会」を、議員、区長、民生委員、地区老人クラブ役員、高齢者福祉協力員等を対象に開催し、見守りの必要性の周知を図りました。今年度は「高齢者地域見守り推進事業」を発展させ、新たに地域住民とともに、地域に合った単身及び高齢者世帯の見守り体制を構築する「地域支え合い体制づくり事業」を推進しております。以上です。

(5番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 前田議員。

5番(前田新生君) どうもありがとうございました。

大口町では、手元に資料がありますし、今お話しございましたように、単身・高齢者が平成22年で261人ということで、全体で3%ぐらいというような世帯数ですが、極端に多いということはないと思われませんが、そちらの方で出しておられます資料を見ますと、平成20年度から3年間で3割も増加しておるということで、先ほども言いましたように全国の傾向より急激な傾向が見られるわけでございます。そして今、単身・高齢者への対策がいろいろ行われるということを御教授いただいたわけです。そういった成果が功を奏しまして、大口町における孤独死といったものを防げればいいのかと思っています。

その中で一つ、今年度、私の大屋敷区におきまして、モデル地区としまして、「見守り支え合いを考える会」による検討会が開催されました。これは今お話しございましたけれども、こういった事業は、地域のみんながそういった単身・高齢者の問題についてよく考えようということだと思います。事業のねらいも、今説明でございましたけれども、こうした事業をもっと広めていかれたらどうかというふうに思っておりますが、今後、推進といえますか、そういったお考えについてお聞かせください。

議長(倉知敏美君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(村田貞俊君) それでは、お答えいたします。

町だけで単身及び高齢者世帯を見守っていくことは、物理的にも財政的にも困難であると考えています。今後は、単身及び高齢者世帯もみずから安全・安心に努め、地域住民が地域全体で支え、町もその活動を支援していくことが大切であると考えています。

今年度、その考え方を進めるために、大屋敷地区を「地域見守り支え合い事業」のモデル地区として実施していただいております。内容は、9月から11月に区役員、地元議員、民生委員、各種団体の代表の皆様は大屋敷学共へ集まっていたいただき、個人でできること、地区でできるこ

と、行政ができることなどを3回にわたって話し合っていました。そこで出された意見を提案書としてまとめ、大屋敷地区にお渡しし、それをもとにして地域での見守り支え合いを実践していただけたらと考えています。

また、さつきヶ丘地区においても、11月から大屋敷地区同様にモデル事業を実施しております。大屋敷地区及びさつきヶ丘地区で実施したモデル事業の内容を知っていただき、ほかの地域においても各地区に応じた見守り体制づくりの参考にしてもらい、実施していただきたいと考え、「単身及び高齢者世帯の見守りについて考える研修会」を来年2月に開催する予定をいたしております。以上です。

(5番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 前田議員。

5番(前田新生君) 今、私もおります大屋敷地区における見守り支え合いを考える会といったものの評価等もございました。

今年度、さつきヶ丘でもこのようなことがされておるようでございますけれども、こうした中でやはり住民等の積極的な参加、大屋敷の場合は夜間でございましたけれども、高齢者の方も参加されまして、熱心にやっておられました。来年2月にこういったものの取りまとめもされるようでございますけれども、ぜひこうした地域の単身・高齢者を支えるための勉強会といえますか、こういったものを他の行政区でも実施していければよいかと思えます。また、緊急通報装置貸与事業などの単身・高齢者事業も積極的に進められておりまして、大口町で不幸な事件が発生しないよう努力していただければというふうに思います。

以上で私からの質問を終了させていただきます。

質問の中で、実施の御答弁、明確なものもございませんですけれども、そういったもの、あるいは要望しておきました事業につきましては、できるだけ来年度も予算措置をしていただき、速やかに実施していただければありがたいなと思えます。森町長さん初め町執行部の皆様方の御努力を期待します。どうぞよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

議長(倉知敏美君) 御苦労さまでございました。

ここで、会議の途中ですが、10時50分まで休憩といたします。

(午前10時39分)

議長(倉知敏美君) それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

(午前10時50分)

齊 木 一 三 君

議長（倉知敏美君）　続きまして齊木一三議員。

10番（齊木一三君）　それでは、改めましておはようございます。

10番議席の齊木でございます。議長さんの指名をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

初めに、私が今回通告させていただいております自転車通行環境の整備についてでございますが、きのうも同僚議員の方からこの件に関しまして質問がございまして、今回、私も通告を出しておりますので、いささか質問がかぶるかと思いますが、お許しをいただきまして質問をさせていただきます。

それでは、通告の1番といたしまして、自転車通行環境整備についてでございます。

昨今、自動車、自転車、歩行者の共存道路環境整備の見直しが大きな社会問題となっており、特に自転車と歩行者の交通事故が増加傾向にありまして、歩車存在空間の創出が指摘されておりまして、安心、また安全に通行できる道路整備の必要性が言われておるところであります。

そうした背景には、年々自転車の利用者が増加している中で、利用している多くの人々は自転車は軽車両であるという認識が少なく、道路交通の場においては歩行者と同じような扱いをされるものであるという誤解が生じておりまして、交通マナー、ルール、また危険運転等が交通事故の多発を招いているというようなことでございまして、そのような中で、現在、自転車、自動車、また歩行者の通行区間の区分け等が大きな問題となっており、おるところであります。

警察庁におきましては、さきの10月、自転車総合対策を打ち出し、全国の警察に指導徹底を指示したということですが、その中身につきましては、自転車通行量や人口等、また地域差がございまして全国一律とはいかず、現在議論がされている状況下であります。そのような中、各警察署におきましては、いろいろな戸惑いの中、都市部と地方それぞれの実情に合った指導をしていくということでございます。

そこで、町といたしましては、江南警察署と協議が今進んでおるようございまして、江南警察署は管内を調査し、検討をしていきたいというようなことでありました。町の道路管理者といたしまして、交通量、交通事故が多発している場所、さらに危険箇所等の整備の必要性がある場所についての把握調査が現在されておりますのか、伺いたいと思います。

議長（倉知敏美君）　建設部長。

建設部長（野田　透君）　ただいま齊木議員さんの方から、事故の多発箇所の調査をしておるかというようなことですが、きのうも柘植議員さんの質問にありまして、町民安全課がいろいろな資料を出していただいております。その中にありますような事故現場につきましては把握をしております。そういう状況でございます。

(10番議員挙手)

議長 (倉知敏美君) 齊木議員。

10番 (齊木一三君) 江南警察が調査して、検討していくというようなことを聞いたわけですが、やはり大きな主要道路、また集落内のこういった道路に関しまして、大変多くの危険な箇所が潜んでおりまして、そういったことは町の管理者が一番よく把握してみえるんじゃないかと思うわけございまして、やはり警察等々が検討して、ここで総合対策に対するような整備をしていきたいというような一方的な話ではなくて、町がある程度イニシアチブをとって、警察と協議をしていくというような姿勢を私は示してほしいと思うんですが、協議としてはどのような形で今進めてられておるわけですか。

議長 (倉知敏美君) 建設部長。

建設部長 (野田 透君) 大口町の方でも、自転車事故にかかわらず、自動車同士の事故も交差点によっては非常にたくさん起きているという交差点がございます。そこについては、赤い交差点で色塗りをして表示したりとか、看板の設置、それから町民安全課の方では、危険交差点というようなのぼり、そういったものを設置しております。

そういった方法と、それから今言われるように、江南警察とも協議をしまして、こういった方法の道路標示、改良をしたらいいのかというようなところは、日常協議をしておるところでございます。

(10番議員挙手)

議長 (倉知敏美君) 齊木議員。

10番 (齊木一三君) 自転車の総合対策法が打ち出されまして、そういった関係で今お聞きしておるわけですが、やはり警察としても、まだこれは初めてのことでございますので、いろんな試行錯誤があって、大口町として、どんなところに整備を施していくんだというような指示もあろうかと思いますが、町といたしましても、危険箇所等いろんなところがありますので、これを把握していただきまして、警察の方と協議を進めていただけたらと、私はこのように思って今質問させていただいたわけですが、自転車というものは幼児から高齢者まで大変幅広い層の方々が多様な用途で利用されておると。また、日常生活に、また通勤・通学の足といたしまして、さらに近年には健康志向の高まりを背景に、そのニーズが年々高まっておるところであります。

そのような中、先ほど申しましたが、自転車は軽車両であるという認識不足から、自転車の交通ルールが守られていないということでもあります。自動車となりますと、やはりそれなりの交通ルールがあるわけございまして、自転車も全く同じ扱いだということでもあります。自転車は車道が原則、歩道通行は例外であると、歩道通行は歩行者優先であると。さらには車道は

左側通行、それから飲酒運転の禁止ということも、車両ということであつたわけでありまして、夜間のライトの点灯、交差点での一時停止、信号を守る、こういった意識の希薄さから事故が増加している現状であるということでございますが、また自転車利用者の交通ルール、マナーの周知や安全教育、これもきのう同僚議員から指摘があつたわけでございますが、こういうことを進めていくということは当然のことでありまして、自転車、歩行者の通行環境の整備も、道路管理者として、所轄の警察署と連携し進めていく必要があると思うわけでありまして。

自転車の総合対策におきましては、特に自転車を歩道から車道に導き、自転車道や自転車レーンの整備、また広い歩道では、歩車共有の空間を設けるといったようなことが打ち出されておるわけでありまして。

そこで、昨日、大口町内におきましても、柏森小口線ですか、この線を自転車、歩行者それぞれが空間を持って、安心・安全で通行できる道路の整備、歩道を整備していく検討をしていきたいというようなお話があつたわけですが、柏森小口線が検討対象になつたというようないきさつ、経過というものがわかつたらお伺いしたいと思います。

議長（倉知敏美君） 建設部長。

建設部長（野田 透君） きのうお話ししました柏森小口線の歩行者、自転車の分離について御質問いただきました。

昨今、自転車と歩行者の分離が非常に話題になっておりまして、それも新聞報道がされております。その新聞報道によりますと、3メートル未満の自転車・歩行者道を順次廃止していくということございました。この自転車・歩行者道と申しますのは、ある程度の幅員のある歩道で、青い自転車と歩行者のマークがついた標識、そういったものが設置されております自転車・歩行者道であります。大口町におきましても、3メートル未満の自転車・歩行者道が存在しておりまして、それが順次廃止されると自転車が安心して通行できなくなってしまうと、それは今議員さんがおっしゃるとおりでございます。

そこで、この報道がありまして、交通安全を担当します町民安全課とともに江南署へ出向き、署としての御意見を伺いましたところ、自転車・歩行者道の状況を調査して検討していくということございました。

自転車による事故が多発しているのは、そのときに聞いたお話でございますが、自転車による事故が多発しているのは歩行者の多い都市部のことでありまして、江南警察署管内では、自転車を運転しながら携帯電話の通話やメールの送受信、またイヤホンなどを使い、周囲の音が聞こえない状態で音楽を聞くなどしてといった交通ルールの無視やマナーの低下等により事故が多いということで、そちらの方の取り締まりの方が効果があるのではないかとということでご

ございました。

きのうの柏森小口線のことですが、都市部ではそういったことですが、大口町内を見ても、きのう申しましたカネスエの柏森小口線との信号交差点から中学校に向けて、そこは中学生の自転車の通学路という形になっておりまして、当然、柏森へ向かう歩行者の方、自転車の方、それから学校へ来る生徒の自転車、そういった数が非常に多いところですので、そこをモデル的に、歩道の中で自転車と歩行者の分離をしたらどうか、江南署からのそういった指導をいただきまして、今の中でやるとなりますと、歩道もそんなに広くありませんので、そこを物理的に物によってさくを設けるなど、そういった分離の仕方ですとちょっと無理がありますので、ラインで分離してみたらどうかというようなことですが。

そのラインについても、今水色というようなこともございますが、そういった方法で行くのか、白線一本でラインを引いて分離をするのかと、そういったことはまだ江南署との協議というか、そういった御指導をいただきながら、今後進めていきたいという状況でございます。

(10番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 齊木議員。

10番(齊木一三君) 自転車対策法、これは三つの柱がございまして、一つ目は自転車の交通ルールの周知や安全教育を進める、また二つ目といたしまして、自転車利用者の違反に対する指導と取り締まりを強化する。これは、新聞報道によりますと、車の違反と一緒に、車は青切符だそうですが、今度は赤切符、ピンク色のような切符が切られるそうでございます。そしてまたあと一つは、やはり自転車の通行環境の整備、これは地方公共団体等の道路管理者と連携して進めていくというのが三つの柱になっておるようであります。

今、部長の方から、モデルケースとしてというような回答がありました。柏森小口線、きのうの部長の回答を聞いていましたら、柏森駅から大口町役場の前までというようなことをちらっと聞いたような記憶があるんですが、主要道路といたしましては、柏森小口線を初めまして余野線だとか、小口線、桃花台線、江南線等々いろいろあるわけでございまして、それぞれに歩道幅は道路の形態によって変わっておりますが、大体2.5メートルから4.5メートルというような歩道帯が設けられておりまして、柏森小口線は、今言われるように4.5メートルあります。また路肩も1.5メートルほどあるはずでございます。

そうした中で、今、答弁にありましたように、中学校からカネスエの前ということで、それが歩車兼用の歩道帯になっているんだと。そこをモデルケースとして一応検討しておるといようなことですが、柏森小口線は、御存じのように柏森駅あたりには駐輪場も設けておっていただいております。かなり朝夕の通勤客、通学客、いろいろ自転車で行かれる方も多いし、またその歩道を歩行者の方もあります。

朝、私が見ていますと、かなりのスピードで走っていかれる方がありまして、冷やっとするような場面もあるわけでございまして、やはり私がきのう聞いたところでは、柏森駅というような言葉が出てきたと思いますが、部長、そこら辺の今検討をされておるといふ話、もう一度、ちょっとお聞かせ願いたいんです。

議長（倉知敏美君） 建設部長。

建設部長（野田 透君） きのうも、私としては、カネスエの交差点から中学校までというふうにお答えさせていただいたつもりでございまして、それでその先はどうなんだというようなことではございますが、今言われるように、自転車を車道に出すというのが一番いいというふうに思いますが、大口町の道路事情、それから歩行者、自転車の数等を見ますと、車道の方に新たに自転車通行帯、自転車レーンとか自転車道、そういったものを設けるまでに至らないというか、今のところ、そういった必要性についてまだ検討する段階でございまして、即、その先について整備していこうという段階ではないというふうに思っております。

（10番議員挙手）

議長（倉知敏美君） 齊木議員。

10番（齊木一三君） 全国一律ではございませんので、地域差があるということでいろんなケースが考えられるわけでございまして、今答弁の中にありましたように、大口町として、それだけの通行量とか、いろんなことで早急にしなくてもいいんだというような話でございまして、とりあえずモデルケースとして、カネスエと中学校の間をやられるということですが、これは今の歩道内に自転車レーンを設けるというような話でございましてね。

そうした歩道内に歩行者と自転車の空間を設ける場合、そういった自転車レーン、カラー舗装で分けるとか、いろんな方法があるわけでございまして、今度そういった検討がされておるようではございますが、どのような予定で今そういう検討を進められていくのか、ちょっとそこら辺がわかれば教えていただきたいです。

議長（倉知敏美君） 建設部長。

建設部長（野田 透君） きのう、きょうの答弁もいたしました中に、警察の方の考えがまだ明らかにされていないということがございまして、そちらの指導を受けながら進めていきたいということで、現段階では、具体的な整備の仕方、そういったものはまだ持ってありません。よろしく申し上げます。

（10番議員挙手）

議長（倉知敏美君） 齊木議員。

10番（齊木一三君） 警察の考え次第だというようなお話でございまして、一応、あそこが通学路となっているということもかんがみまして、やはり町として、どんなような区分けが一

番最適かということも、ぜひ警察当局の方とお話し願って、一番よりよいそういった空間づくりを進めていただきたいと、このように思っております。

次に、現在、既設集落内道路といいますが、かなり歩道が整備されておる道路においては、旧来の基準に適合しているかと思えますけれども、原則、歩行者に支障がない2メートルというような形で、自転車通行が可能であるというような指摘がされておまして、今現在でも、自転車、歩行者がその歩道帯を通ってみえるわけですが、先ほども部長さんが言われましたように、今後は幅3メートル未満の歩道について見直しをしていくというようなことが言われておるわけですが、自転車は原則車道であるということをごさしまして、歩道通行が認められる場合がこのたび明確にされまして、従来の自転車通行可能の標識のある区間、それに加えて、3歳未満の子供や70歳以上の高齢者など、そして自転車通行の安全を確保するためにやむを得ない場合のみが通行できるということであります。

つまり、自動車の交通量が多く、車道を自転車が走ると危険な道路では自転車が歩道を通行してもよいということになったわけでありまして。集落内道路も当然該当してくるかと思われまますが、現在、設置されております歩道内にある排水路、こういうところの整備、またふたがないところとか、すき間が大きなところ、またさらには民地の樹木が飛び出して、歩道の幅が大変狭くなっておるというような場所、それに加えて、現状、大体歩道幅は2メートルから2.5メートルをごさしまして、歩行者と自転車が錯綜するような危険な場所、こういうところの整備も必要になってくるのではないかと。また、それから高齢者とか、いろんな方が使われるような、今現在使ってみえるわけですが、これが明確化されたがゆえに、大勢のいろんな方が使われる。そうした中で、バリアフリー化も必要になってくると私は思うんですが、町といたしまして、既設の歩道、こちら辺の整備は今後どのようにやっていかれるのか、計画があれば教えていただきたいと思います。

議長（倉知敏美君） 建設部長。

建設部長（野田 透君） 今、議員さんの方からおっしゃられるように、現道の歩道、そちらの方でふたがないとか、すき間が非常にたくさんあるとか、そういった状況があるかもしれませんので、その辺については、一度点検をしていきたいというふうに思っております。

また、民地の木がただでさえ狭い歩道の方にはみ出ているというようなこともございまして、そちらについても、民地の方に樹木の剪定等を広報等で依頼できたらなあというふうに思っております。

また、当然、バリアフリー化というようなお話も出ましたが、そういった面についても今後検討していかなくてはならないというふうに思いますが、ただ大口町の現状を見て、その必要性についてももう少し検討して、必要性があるという判断をした場合には、そういったこともし

ていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

(10番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 齊木議員。

10番(齊木一三君) 既設の歩道の整備の必要性があるところにおいては、また整備していくというような回答でございましたが、この件に関しまして、次に質問させていただく部分と若干ダブるわけございまして、こういったものに対しましても対策法でうたわれておりますので、いろんな方が使われるということになりますと、やはり整備は大変私は必要ではないかと思っておりますので、ぜひ調査していただきまして、早急に整備をお願いしておきます。

次に、生活道路等々のカラー舗装とか、いろんな標識、これについてちょっとお尋ねをしておきたいと思いますが、集落内にもたくさん横断をしておる生活道路といいますが、そういう道路がございまして、交通量、通勤、また通学時と大変朝夕混雑をしている危険な道路、交差点も多々あるようでございます。車、自転車、歩行者、それぞれの空間を設けようとした場合、道路幅も異なっており、非常に困難な場所も出てくるわけでございますが、専用の通行帯のカラー舗装、また車両速度を抑制するハンプ、狭窄などの道路構造の整備も考えられるわけございまして、一部町内でも対策がとられておるわけでございますが、私も他の市町を見ますと、他の市町はかなり道路がカラフルで、いろんなカラー舗装がやってあるのが目につくわけございまして、町内を私がずっと見た限りでは、かなり色合いが少ないなあと感じておるわけございまして、危険な箇所が少ないのか、私は少ないわけでもないと思いますが、危険意識が薄いのか、そこら辺はわかりませんが、こうしたカラー舗装、きのうも質問が出たわけですが、積極的に調査をして、対策を講じていくという考えはございませんか、ちょっとお尋ねします。

議長(倉知敏美君) 建設部長。

建設部長(野田 透君) 交差点等のカラー舗装の赤い舗装だと思っておりますが、確かに最近多くなってきております。大口町内でも、危険箇所については、そういった対策をしておりますが、それと同時に、先ほども申しましたが、町民安全課の方でのぼり、看板等の設置、そういったもので対策はしております。

必要箇所については、私ども今のところ対策をしているつもりでございますが、今議員おっしゃるように、さらに調査をしまして、そういったものが必要というところがあれば設置をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

(10番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 齊木議員。

10番(齊木一三君) 対策をしておるつもりという答弁がございました。それにつきまして、

やっぱり扶桑町、江南市あたりへ行きますと、かなり道路がカラフルでございまして、大口町がなぜこんなに少ないかなと、すぐ比較をしてしまうわけですが、危険箇所に積極的に取り入れて、やっぱり安心・安全ということが第一でございまして、これは検討していただかなきゃいかんと思いますので、ぜひひとつ調査を徹底していただきまして、早急にいろんな整備をしていただきたいと、このように思っておりますが、部長どうですか。

議長（倉知敏美君） 建設部長。

建設部長（野田 透君） できる範囲の中での対策をしてまいりたいというふうに思っております。お願いします。

（10番議員挙手）

議長（倉知敏美君） 齊木議員。

10番（齊木一三君） それでは、次の質問に移らせていただきます。

自転車専用道路についてでございます。この件につきましては、環境負荷の低い自転車といえますのは、幅広い年齢層が多様な用途で利用され、身近な交通手段として、さらに現在では健康志向の高まりを背景に、そのニーズが大変高まっておるところであります。その傾向は、ヨーロッパ等々におきましては日本よりかなり進んでおるようでございます。

そのような中におきまして、国や県においても、積極的に自転車専用道路を設けているところがございます。自転車利用空間は、スポーツやレクリエーション、さらに健康づくりに寄与するサイクリングロードとして、自転車道の整備がされてきたところがございます。愛知県内にも、サイクリングロードといたしまして、自転車専用道路が整備されているところもあるわけでございます。渥美半島とか豊田、知多半島等々が整備をされておるところでございます。こうした健康志向が高まっておると、ますますニーズが高まっておる、自転車の利用が高まっておることにおきまして、私ども大口町も大変自然が豊かな、五条川を中心といたしました、まだまだ田園風景が豊かな町であります。

そこで、近年の自転車ニーズの高まりの中、五条川沿いの田園地帯の農業用道路を整備いたしまして、主要道路の自動車レーンと結び、田園風景を身近に感じながら町内をめぐる自転車レーンのネットワークができないかということでございます。

環境負荷の低い自転車愛好家は健康志向の高まりとともに、今後ますます増加してくると思われませんが、町として整備をしていく考えがないか、伺います。

議長（倉知敏美君） 建設部長。

建設部長（野田 透君） 御指摘のとおり、自転車は環境負荷の少ない乗り物として見直され、また健康志向からその利用が増加しております。このような状況から、自転車専用道路、これはサイクリングロードというイメージでありますけれども、その整備ということでございます

が、多額の費用をかけて自転車専用道路を設置する、そういった考えは今のところございません。

ただし、今、自転車の安全通行の方法として検討しておりますのは、一つの目的のための自転車ルートであります。例えば安心して通勤できる自転車ルートとか、通学のための自転車ルートというような考えでありまして、現在その必要性について検討しているところでございます。

議員言われるように、ネットワーク化をしたらどうかというようなところには相通じるものがあるかと思いますが、そういった形での自転車が安心して町内を回れるルートというようなものは考えていきたいというふうに思っております。

なお、健康志向の高まりからサイクリングロードというようなお話でございますが、町内には自転車専用道路ではありませんが、尾張広域緑道というものがございまして、そこは自転車でも走行ができますので、その利用について、皆さんにもう少しPRをして、そういった利用をしていただくようにしてまいりたいと考えております。以上でございます。

(10番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 齊木議員。

10番(齊木一三君) 私が今質問をさせていただきましたのは、本当の自転車専用道路、サイクリングロードと質問で申し上げましたが、そうした本当に愛好家だけが通れるような道路ということでは考えておりませんで、今部長さんの答弁の中にございましたように、自転車、それから歩行者、それから今の軽車両ですね。軽車両といいますのは、私の頭の中では、五条川の田園風景豊かなと先ほど申しましたが、農道があるわけございまして、その農道あたりを整備ができて、そういう道路にならないかなあというようなことで質問させていただいたわけでございますが、その道路を介しまして、先ほどの歩道の整備に結びつけていき、大口町をめぐるといったような自転車ルートができないかなとお尋ねをいたしましたんですが、今のところ、通勤・通学ですか、そういうことに重きを置いて、整備するというような考えはないということでございますが、1点、自転車レーンのネットワーク、こういうことは考えておるようなことが今答弁の中であったわけでございますが、ぜひひとつ自転車レーンが結びついて、気軽に、皆さんが安心・安全な自転車レーンを通して、自転車愛好会の方も喜んで通行できる、こういった自転車レーンのネットワークを、ぜひまたひとつ早急にいろんなことで検討していただけたらと、このように思うわけでございます。

それでは、次の質問にまいります。

2番目といたしまして、災害発生が予想される場合、災害時の避難所への誘導についてでございます。

この件に関しましては、さきの9月27日の台風15号が接近した折のことでありまして、9月の定例会も終了いたしております、若干時期がずれております、今回質問させていただくわけですが、その折には台風15号が直撃というような報道がございまして、大変心配したところですが、幸いにもコースは外れまして、この地方には何もなく本当によかったと思っております。

台風15号の接近の折には、朝、広報無線によりまして、避難所の健康文化センターを開放しますという放送があったわけございまして、早々と避難所を開放していただいたということで、大変ありがたく思ったわけございまして、しかし避難する手段までの指示がなかったわけございまして。健常者の方は車でも避難はできるわけございまして、防災計画にいろんなことでのっております災害要支援者、援護者、こういう方々の避難所への足も確保すべきであったと思うわけございまして、避難したくてもできなかつたというような方もあろうかと思うわけありますが、このような場合、町のコミュニティーバス、こういったものの臨時便を組んでいただきまして避難所まで運ぶことができなかつたのか、お尋ねをいたします。

議長（倉知敏美君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） 災害時の避難についてでございますけれども、災害が発生したときの行動といたしましては、御近所で協力し合いまして2人以上で避難をし、車は利用しないということを啓発しております。これは災害の大小に関係なく、危険回避や安否確認、渋滞などによる交通混乱防止のためでございます。

自分や家族だけでは避難できない災害時要援護者につきましては、現在、要援護者と支援者がペアとなりまして、登録していただく避難時に支援する仕組みを進めております。大口町災害時要援護者支援体制といいますが、そういったものを今進めております。

また、避難所につきましても、現在7ヵ所を指定しておりますけれども、昨年より、自主防災会にアンケートをとりまして、そういった中で意見調査を行い、地域に身近な学習等共同利用施設を地域避難所として位置づけていきたいというふうに検討しております。身近な地域の避難所で、地域の人が助け合う共助の体制を進めていきたいと考えておりますので、現在コミュニティーバスの臨時運行については考えておりません。

（10番議員挙手）

議長（倉知敏美君） 齊木議員。

10番（齊木一三君） 私の質問は、災害の要支援者、援護者、これらの足をということで今お尋ねをしたわけございまして、その方に関しましては防災計画の中にもうたつてございまして、地元の自主防災会、また福祉関係者、こういう方々がそういった方々の把握をしていただいております、そういう方々が避難所へ誘導していくというようなシステムになってお

ろうかと思うんですが、先回の台風接近の折、このような方々に対して、どのような措置がされておったか、お尋ねをいたします。

議長（倉知敏美君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） 前回の、今お話のありました台風15号につきましては、暴風警報、洪水だったか、そういった中で、避難所を1ヵ所開設し、そういった避難の誘導をしたわけでございます。今回、要援護者についてまで検討がされていないことにつきましては、今自覚したというところでございます。以上です。

（10番議員挙手）

議長（倉知敏美君） 齊木議員。

10番（齊木一三君） 6月の定例会の折にも、要援護者、要支援者の避難・誘導等につきましては、福祉部、福祉の方々、地元の方々と検討していかなければいけないというような回答があったわけですが、3ヵ月たった後に、台風15号がこの地方を襲うというようなことがあります、まだそういった組織づくりができていない。

ただ、私が言いたいのは、いつまでたっても訓練のための防災組織というような形であってはいけないと思うわけですが、せっかくの機会と言ったら語弊があるようですが、そういうときに機能を発揮しないような計画書では、これはまたいけないんじゃないかと思うわけですが、そうした機能を果たすため、今後いつごろまでにそういった機能できる組織をつくっていかれるのか、明確にひとつお答えいただければありがたいですが。

議長（倉知敏美君） 町長。

町長（森 進君） 災害時のおける避難、あるいは要援護者についての御質問であります、台風15号、9月のときのちょっと記憶であります。避難所の開設も、そのタイミングとして、その開設そのものも判断するのが難しいというのが一つありますし、どこの避難所を開設するかということも難しい判断を迫られるというのが現状であります。

それで、今、お話がありました台風15号のときの避難所の開設につきましては、逐次台風情報が入ってくるもんですから、そういうものに備えて、早目に避難所の開設をした方がいいという判断のもとに避難所の開設をいたしました。その折には、それぞれ町の災害対策本部の中で、施設を持ってある部局は施設の状況、あるいは対策、そして今お話がありました要援護者につきましては、健康福祉部の中で、どのような状況にあるのかというようなことを含めて、それぞれ地域包括支援センター等の協力を得て確認をさせていただいて、対応をいたしております。

それで、今お話があります要援護者に対する対応につきましても、既に趣旨・目的は違いますが、健康福祉部の中におきまして、単身、あるいは高齢者世帯等、要援護者に対する

対応として協力していただける方等を含めて、名簿等の作成をしておってくれますので、そういうものを我々の災害の方に活用するというようなことをやりたいと思っておりますが、ただ既に先行しております福祉部の方のその作業については、その資料を災害の方に使うというようなことが、本人、あるいは同居人の方から了解が得てつくられたものではございませんので、そのあたりの取り扱いについて、改めて、私どもとして再確認というんですか、そういうことをする作業をしなければならないものですから、そこにちょっと時間がかかっておるといのが現状であります。

(10番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 齊木議員。

10番(齊木一三君) 町長の方から答弁をいただきました。

先回の台風、早目に避難所を開放したということございまして、要援護者、支援者、こちら辺の把握、今言われたように、個人情報とかいろいろな面がありますので、まだ整備が進んでいないんだということございまして、これは地域の方々が、先ほど部長さんの答弁にもありましたように、お互いが助け合うということで、こういう援護者等々についても誘導していかなくちゃいかんということございまして、早目早目のこうした計画、組織づくり、またこうした訓練、そういうことも進めていただきたいと思いますのでございます。

それから、今の避難についてということでお尋ねしたわけですが、もう一つ、これは質問の中に入れておりませんが、台風15号の接近の朝、広報無線で避難所開設の放送、アナウンスがあったわけで、そのときは男性の声でアナウンスがあったわけでございます。男性が悪いというわけではございませんが、やはり女性の方の声が聞きやすいのではないかという声が私どもに寄せられまして、今、日直の方ですか、その方が時たまやられるようなことも聞いておりますが、ぜひ役場の中にはたくさんの女性職員の方も見えますので、こういった事態には、女性の方が交代でアナウンスできるように指導をされたらいかかと思うわけでございますが、役場の窓口も接客業務でございまして、こういうことにも大変有効であるかと思っておりますが、伺いたいと思います。

議長(倉知敏美君) 町長。

町長(森 進君) 平常時の広報無線の活用、それから災害時における活用というのは、おのずと違ってくるといのは、まず前提に御理解をいただきたいと思っております。

それで、私どもの職員は、今の広報無線の活用については、基本的には皆承知をいたしております。宿直室の中でそのような操作、あるいは放送室の中でそのような操作ができるようになっておりますので、基本的に職員は対応ができるというふうに思っておりますが、災害時におきましては、まず第一にその情報の収集等のために、所管の町民安全課が部長以下参集をいた

します。そこで、災害対策本部の設置等について検討をし、私ども、あるいは副町長のところ、さらには教育長さんのところへ連絡が入って、災害対策本部の設置云々というような手順になるわけですので、今お話ししました台風15号の折には、町民安全課の職員がいち早く庁舎に来て、災害時の多分職員が広報無線を周知したというふうに思います。

通常ですと、時間外、あるいは録音されていない広報無線につきましては、議員が今言われますように、宿直であればコミュニティー・ワークセンター、日直であればやはりコミュニティー・ワークセンターの方をお願いをして広報していただくというようなこともやっておりますが、その状況、場面等において、それぞれ広報無線でその周知をする折に、担当の職員も、あるいはコミュニティー・ワークセンターの方も、あるいは録音したものを流すというような、いろんなパターンで、その状況に応じて対応しておりますので、今お話がありました男性の職員だから云々ということで、私どもの職員もできる限りゆっくり皆さんにわかるようにお話をさせていただいておりますので、そのあたりは、そのような状況があるということを十分御理解をいただきたいというふうに思います。

(10番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 齊木議員。

10番(齊木一三君) 状況、場面によっていろいろ使い分けはされておるわけですが、本当に女性の方のアナウンスということは、やっぱり非常時においても気持ちが安らぐわけございまして、そのような声も聞こえてきたわけですが、いろんな場面は出てくるであろうと思いますが、できるだけ女性の声で、一般の町民に安心感を持たせるような声でアナウンスをしていただけるとありがたいなと思っておるわけでございます。

3番目に入っていきますが、非常時の際の民間の協力体制についてでございます。

大口町の防災計画には、災害時、各業種により協力体制の協定、業務協約、さらには先ほど言いました要支援者、要援護者の避難施設として民間社会福祉施設の使用協定が結ばれており、こうしたものが大変有効に機能するものだと私は感じておりますが、こうした協定、また業務協約は大変大きな団体等で形成されておまして、それはそれで安心感があるわけですが、町内には個人的に災害時には個々の職業を生かしまして、協力をしていただけるような会社もあるのではないかと思うわけございまして、そこで問いかけを、商工会等を通じて行ったらどうかと思うわけですが、伺いたいと思います。

議長(倉知敏美君) 地域協働部長。

地域協働部長(近藤定昭君) 災害時には、町、企業、団体、個人、ボランティアなど、すべての方の協力が必要であると考えております。企業の連携につきましては、ことし11月16日に、町内の企業で自衛消防隊を設置しております8社の情報交換会を初めて行いました。これは、

町内企業から情報交換会の開催の要望があり、企業の資機材やノウハウを生かすことができないかと企画したものであります。交換会では、町内の状況を知る手段や方法、企業間での情報交換を行っていることなど、さまざま意見交換がされたものでございます。情報発信の必要性を認識することがこの意見交換会でできました。今後も、こういった連携を持って図っていきたいというふうに思っております。

また、議員御提案の商工会を通じた問いかけにつきましては、商工会の会員の方に、災害時、町へ支援できる業務や、支援できる商品についての協力依頼を行い、企業、会社、商店、さまざまな団体と一緒に、災害時にはどのような協力をお願いできるかを検討していきたいというふうに思っております。

議長（倉知敏美君） 齊木議員。

10番（齊木一三君） 今、お話にあったとおり、町内の企業、また商店等々にいろんなことで協力をという話が出ましたが、私がこうして質問させていただきますのは、そうした災害時の協力体制といいますが、そういうことが一般の方にまだ周知がされていない部分がかかなりあるのではないかと思います。質問させていただいておるわけでございまして、他の会合におきまして、いろんな協力させていただくと。非常食は今どこに保管してあるのかというような話も出まして、今、何人分の食料がストックしてあるのかと。それぐらいだったら、うちでもストックはあるもので、また非常のときには使っていただければというような話も出てきたわけでございまして、やはり周知がまだなかなか危機管理に対しましてできていないというようなことをつくづく感じたわけでございまして、災害時には大変多くの住民の皆さんの協力が私は不可欠だと思っておりますので、このような質問をさせていただいたわけでございますが、ぜひまた商工会等を通じまして、個人の関係者の方々にも周知をしていただくようお願いをいたしまして、質問を終わります。

議長（倉知敏美君） 御苦労さまでございました。

ここで、会議の途中ですが、13時15分まで休憩といたしたいと思っております。昼からも結構立て込んでおりますので、よろしく御協力のほどお願いいたします。

（午前11時44分）

議長（倉知敏美君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午後 1時15分）

吉 田 正 君

議長（倉知敏美君） 続きまして、吉田正議員。

2番（吉田 正君） それでは、議長の御指名がございましたので、発言の通告に従いまして、質問をさせていただきます。

本当に、先ほども皆さんびっくりされたことでありますけれども、緊張して私も今ふらふらしておりますけれども、余計に揺れが増長しておるような雰囲気があります。

質問とは違うんですけれども、議会の最終日は大口中学校の合唱コンクールが予定されておりますけれども、残念ながら私もちょっと出席することができないなあなんて思っておるんですけれども、子供から見に来てくれとってこんなお手紙をもらったんですけれども、残念ながら行けないもんですから、議会の日程等々もよく御考慮いただくと助かるかなあなんていうことも思います。

それでは、1点目の質問をさせていただきます。

太陽光発電の補助額を増額し、補助回数をふやしてという問題であります。

先日、C O P 17、セブンティーンというと何かかわいい雰囲気があるんですけれども、これは南アフリカのダーバンというところで開かれたわけですけれども、この会議でどうなったのかといえば、二酸化炭素を初めとする、六つあるんですね、規制を加えている物質というのは。その中で象徴的なのがC O₂（二酸化炭素）の削減義務ということになるわけですけれども、京都議定書の中で、1990年の水準に比べて、日本の場合は6%削減していくという目標を約束している部分だというふうに私も理解をしています。

ただ、今度のC O P 17においては、現在の議定書に日本は反対して、参加しない方針だということが伝えられてきております。ヨーロッパ諸国が中心になって、今後はそちらの方が主導権を握って進められていくのかなあと。この二酸化炭素を削減するという問題について、日本の立場というのは非常におぼつかないといいますが、情けないといいますが、そういった感じもするわけです。最初から、そういう発言をぼんと出しちゃったもんですから、余計引くに引けないところに行ってしまったのかもしれませんが、非常に交渉が下手だなあということも感じたわけです。

しかし、いずれにしても二酸化炭素の削減という点では、これからも削減していかなければならないということは、町の方もそういうお気持ちでおられると思いますけれども、どうでしょうか。

議長（倉知敏美君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） 今、御質問がございましたように、太陽光発電の普及に対する補助金を設けてきているということのもう一つのあらわれでございますので、やはりC O₂削減については町民の方々も御協力願って、やっていかなければならない事業だというふうには認識しております。

(2 番議員挙手)

議長 (倉知敏美君) 吉田議員。

2 番 (吉田 正君) その一方で、3月11日の大震災の後、今度は電力がおぼつかないというような状況に日本はなったわけでありましてけれども、さきの9月議会で、町長さんはこの原発問題について、議事録もありますけれども、こんなことを最後の方で答えられております。

「したがって、現段階においては、原子力発電に基幹エネルギーを依存する社会、生活構造から私たち一人ひとりの努力によって混乱を引き起こさないよう、徐々に依存度を下げていくことが有意義ではないかというふうに思っております」というふうに御答弁されましたけれども、この考えというのは今も変わっていらっしゃらないのでしょうか。

議長 (倉知敏美君) 森町長。

町長 (森 進君) 変わっておりません。

(2 番議員挙手)

議長 (倉知敏美君) 吉田議員。

2 番 (吉田 正君) その上で、この太陽光発電の補助金額の増額と、それから補助回数をふやしてという問題について質問するわけでありましてけれども、今の大口町の太陽光発電の補助制度というのは、この地球温暖化防止対策の一環という、一番最初に質問したC O P 10と申しますか、京都議定書と申しますか、そうしたものにかなっていく事業ではないかなあというふうに思うんですね。国だけで推進していても、二酸化炭素の削減というものは減らしていけない、そういうものだろうというふうに思います。

そうした上で、町としても二酸化炭素の削減にどのように取り組んだらいいのか、こうしたことも十分に考慮を入れられながら、この制度を、国が廃止をしたわけですがけれども、その廃止をした分、当初は大口町が、じゃあ町でやりましょうということで、こうした補助制度ができ、そのうちに今度は国がまた後から復活してきたという、これは9月議会でそういうやりとりをさせていただきましてけれども、そういうことでありまして、私も、この点においても大変よい事業ではないかなあというふうに思っております。

しかし、エネルギーそのものを再生可能エネルギー、要するに私から言わせると、国産エネルギーですね、これは、太陽光発電というのは、再生可能エネルギーとよく言うんですけど、要するに自前の国産エネルギーをどれだけ自前で確保するのかということは、これから非常に有意義な問題になっていくのではないかなあということを思います。

近くでは、浜岡原子力発電所、1号炉、2号炉については廃炉するということを正式に中部電力が決めたんですね、たしか。これはもうかなりの年数がたっておりますので、廃炉するということを決めているんです。3号炉から5号炉については、まだ廃炉になっていないんです。

それに対する津波対策、そういう事業をこれから二、三年にわたって行っていこうと。1号炉、2号炉も守らんなんですよ、廃炉にするという方針を決めたにしても、すぐに廃炉になるわけじゃないので、そういう状況が電力にかかわる問題として、当然廃炉にしていくということですので、電力自給のことでいえば、大口町も決してそのことに全く関係がないというわけではないというふうに私は言えると思うんですね。

そういうことを考えると、私は余計この国産エネルギー、再生可能エネルギーを、さらに促進させていく必要があるのではないかということを感じるわけでありまして。今の地球温暖化防止対策だけではなく、国産のエネルギーを確保するという意味でも、この太陽光発電の補助金額、それから補助規模ですね。今大口町では4キロワットまでですけども、国においては今10キロワットまで補助しておりますので二つの基準が今あるわけですけども、これを私は統一して、さらに国産のエネルギーが大口町においても賄えるようにしていくことが、これからも町長の答弁にあるように、私は必要になってくるというふうに思います。

これを促進させる意味でも、補助があるのとないのとでは大違いですので、ぜひ拡大をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（倉知敏美君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） まず現在の大口町の取り組みでございますけれども、先ほどから言っておりますように、地球温暖化防止対策を目的として制定したものでございまして、余剰電力の売電を優先しておらず、一般的な家庭において使用される平均的な電力使用量約4キロワットというものを上限といたしまして、1世帯1回に限り助成させていただいております。

国におかれましては、この太陽光発電の補助制度でございますけれども、今、議員おっしゃいましたように、10キロワットを対象限度額としてございまして、この補助対象者を個人に限らず法人も含めることによりまして、例えば法人なんかの会社の社員寮等、こういったところも設置してほしいということでの消費電力を換算いたしますと、10キロワットまで補助対象にしているというふうに聞いております。町と同様に、余剰電力の売電を優先しているというわけでないということだけはお話ししておきたいと思っております。

なお、9月議会でお答えいたしました原子力発電への依存度を徐々に減らす必要があるとの認識には変わりませんが、こうした原子力発電から自然エネルギーへの転換につきましては、国において、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等により、国のエネルギー施策全般を見直す中で支援が考えられていくべきと考えております。

したがって、本町では、今後とも引き続き、現在の補助金要綱の目的でございます町民一人ひとりができる環境への負荷が少ない循環型社会に向けた取り組みを町民の皆さんにお願いいたしまして、この補助金制度をやっていきたいと思っておりますので、今、補助金の要綱

の変更は考えておりません。

(2 番議員挙手)

議長 (倉知敏美君) 吉田議員。

2 番 (吉田 正君) 従来どおりの見解なわけですがけれども、それは3月11日以前まではそれで私はよかったのだらうというふうに思うわけですがけれども、しかしここはよくよく考えていかなければならない問題が私はあるのではないかなあというふうに思うんです。

今、原子力発電所の状況はどうなっているのかということなんですけれども、稼働率というのはもう半分以下というような状況なんですよ。現実には、あちこちでやらせの問題だとか、いろんな問題が出てきてしまって、そんなブルサーマルどころの話じゃない状況に、今原子力発電そのものは追い込まれていっている状況が私はあるのではないかとこのように思います。

それから、今ある以外のところで、原子力発電所を建設する予定地とされているところが全国各地にありましたけれども、「ありました」というふうに過去形で言わなければならないんですけれども、どういう状況かということ、新規の建設場所というのはもうないんです。三重県の御浜というところでも、中部電力はこれをあきらめましたよね。こういうことだけではなく、これは全国でそうなんです。今、建設中のところでいくと、マグロの釣りで有名な青森の大間というところで、たしか新規という意味で多分建設されているだけで、それ以外のところでは、多分新しい場所というところは、候補地としては上がりましたけれども、ことごとく断念している状況が実はあるんです。

いい悪いということを私は今言うわけではないですがけれども、しかし、いずれこのままでいけば、どのみち国産のエネルギーに頼らざるを得ない時代というのは間もなくやってくると思うんです。ですから、それに備えるという意味でも、やはりこうした太陽光発電の補助金という制度の拡大、国産と言いましたけれども、もっと言えば大口町産ですよ、本当に。地産地消、エネルギーも地産地消という時代が間もなく来るのかもしれないあというふうには思いますけれども、そういう状況にこれからどんどん私はなっていくのではないかとこのように思います。

そういう意味では、町民にそうした状況等々を啓発する意味でも、この補助金制度の拡大というのは、私は非常に有効ではないかとこのように思うんです。ですから、ぜひ今後とも、従来は従来の考え方としてそれはあるのかもしれないけれども、しかし、町の方でもよく御議論いただきたいというふうに思います。また、同じ質問を多分すると思いますので、庁内で議論した内容等々もお尋ねすることがあるかと思いますが、ぜひエネルギーを自前でつくっていくという考え方も町としても持つべきではないかということで問題提起させていただきますので、地産地消ですよ、そういう意味では。ぜひ、また御検討いただきたいというふうに思います。

続いての質問ですけれども、放射能測定を常時行って公表してほしいという質問に入ります。

保育園や学校に通わせているお母さんたちから、学校や保育園の園庭等々の放射能は大丈夫だろうか、こういう心配をされておられます。放射能測定器は9月に愛知県町村会ですか、そうしたところからもらったというようなお話も伺っています。

心配なことというのは、実は空気中の放射能というか、地面の放射能だけじゃないんですね。例えば、これは愛知県が発表していることなんですけれども、大口町の二つの大型の小売店舗でありますけれども、例えば実名を上げていいかどうかわかりませんが、被曝した可能性がある牛肉が6月、7月に売られている、それから5月にも被曝した可能性がある牛肉が売られている。そういう公表が愛知県の方からもされていたわけなんですけれども、そういったことについては御存じでしょうか。

議長（倉知敏美君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） 新聞紙上でのお話ぐらいでしかいきませんが、一応、そういったことが、福島産でとれた牛でしたか、その中から出てきたということは認識はしております。

（2番議員挙手）

議長（倉知敏美君） 吉田議員。

2番（吉田 正君） それは、現物もないような状況ですので、売られているその物を押さえたわけではないので、どの程度の放射能がその中に含まれていたのかというのはわからないんですね。ですから、被曝した可能性があるという牛肉だということで、愛知県は公表したんです。これは5月、6月、7月にわたって売られたわけなんですけれども、これが公表されたのは8月なんですよ。5月に売られた物が8月になってからやっと公表される、こういう状態になっているんです。

これは一体どういうことかなあと私も調べてみたんですけれども、いろいろ愛知県内の放射能の監視体制ということで、愛知県そのものが今測定器を補正予算を組むたびにどんどん買っているんですよ。うちにも、きのうも、おとついても電話がかかってきたんですけれども、中日新聞に載っておるデータがありますね、名古屋で幾つだとか、岐阜県の各務原で幾つだとか。その方も岐阜県の各務原は那加というところだなんていって、きのうもそう言ってみえましたけれども、これはモニタリングポストと呼ばれる、一定の固定された場所で、多分自動的に測定するものだと理解するわけなんですけれども、実は愛知県の体制は、既設、今現在あるものというのは、たったの1台しかないんですね。それは、名古屋の環境調査センターというところの名古屋市にあるんですけれども、ここに1台ある。

6月補正で、環境調査センター東三河支所、これは豊橋にあるんですけど、そこと西三河県

民事務所、これは岡崎市ですけれども、ここに平成24年3月までに設置するという予定になっているんです。それから、あと9月補正ではまた2カ所です。一宮市内の大気測定所、これはどこにあるかということ、木曽川の消防署のことです。それからもう一つは、新城設楽建設事務所の設楽支所、三河の方はどうしても東の方ですので、そちらの方を強化してみえるんだなということは、この補正予算のとり方では明らかですね。ただ、純粹に、尾張部でのモニタリングポストが1カ所もないということではいかんもんだから、多分一宮に1カ所設置するような形になっていると思うんです。

先ほど私、牛肉の例を取り上げてお話しさせていただいたわけですが、5月や6月、7月に売られた物が、8月になって初めて県が公表する、こういう状態なんです。散々、今の福島原発の事故の後、スピードというんですか、要するに放射能が上空、海域、陸地をどう流れているのかというのを、一定の時間を追うごとに解析したものがありますね。そうしたものをなぜ公表してこなかったのかということが問題になっていますけれども、しかし愛知県においても、この食品一つとってみても、5月や6月や7月に売られた物が、ようやく8月になってから公表されているんです。これは、愛知県でも同じことが起きているんです、そういう意味で。こういうことでいいのかと私が聞けば、多分いいわけないわなあという話になるだけだと思うんですね。

こういうことを防ぐには、じゃあどうしたらいいのか、そのことを考えないかんと思うんですけれども、簡易測定器だと思っただけなんですけれども、県の町村会からいただいた測定器については、しかし、親御さんたちからの声も私は何人かの人から聞いているわけですが、学校だとか、保育園だとか、それから通学路だとか、そうしたところが本当に大丈夫なんだろうか、そういう声があるんですね。

それから、そういうところをはかっていくことはもちろんなんですけれども、定時定点で、同じところをはかり続けるということも、異常を発見するためには大変有効なものなんです。ですから、モニタリングポストというのがあるんですが、残念ながらこの愛知県内でいけば、現在設置されているのが名古屋にあるのみなんです。しかも、設置されたとしても、今度は一宮ぐらいになるんですかね。こういう状況では、大変おぼつかないわけでありまして、住民の不安を解消することはとてもできない。

ですから、きちっと、せつかくその簡易測定器をいただいたわけですので、私は活用する必要があるというふうに思うんですけれども、今、その活用はどういうふうにされてみえるんですか。

議長（倉知敏美君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） 9月にお話ししまして、9月議会の終わりごろにいただいたと

というのが現実でございまして、それ以後、サンプリング的にはかってみたものではありません。ただ、お話を事前にはしていないかんと思いますが、業者の方でも確認しましたけど、あくまでも個人的な、そういった測定するようなことであって、それでもって、それが適正な数値というような精度と申しますか、そういったものを裏づけるものではないというようなことを聞いております。

ですから、簡易的でございますので、そういったところでどうかなあというところの測定はやりませんが、これをもってすぐ住民に知らしめるということはちょっと危ないというか、そのまま数字が勝手に動いちゃうと、よく新聞に載っております0.07マイクロシーベルトというものを一つの基準としますと、例えばでございますけれども、0.09マイクロシーベルトが上がったとすると、何だということでもたそこで問題が発生することになります。

そういったことございまして、どちらにしましても、もともとが簡易でございますので、はかったとしてもそこら辺までの話、やっぱり個人のデータぐらいの話かなと思っております。

(2 番議員挙手)

議長 (倉知敏美君) 吉田議員。

2 番 (吉田 正君) 要するに、隠せば隠すほど不信を増長するだけなんです。ですから、むしろ公表した方がいいと思います。それは不確定なものですよ。例えば、放射線量そのものが出るにしても、それが一体セシウムなのか何なのかもわからんわけですよ、現実の話としては、その測定された結果そのものについては。

ですから、不確定なものなのかもしれません。私もそれは思います。ただ、私どもも、実は10月30日だったかな、健康文化センターの芝生のところで、読者ニュースに載せさせてもらいましたけれども、はからせてもらいました。雨降りということと、落ち葉があるということで、二つの要素が重なっているわけですが、高くなりがちになると。そういう中で、マイクロシーベルトというのは一体何なんだという話になるわけですが、今1ミリシーベルト以上だと除染の対象になるんだと。これは年間ですよ。マイクロシーベルトというのは、1時間当たり幾つマイクロシーベルトという単位なんですよ。ですから、これを24時間、それから365を掛けると、要するに年間の放射線量になると、そういうふうに理解してもらえないかんとということと、それから私どもがはからせてもらったのは、5回測定したんです、同じところを。その平均をとったんです。多分、業者がはかっても、多分同じようなことをやられるんだと思います。1回測定してそれで終わりということじゃないんです。そこで5回ぐらい測定して、その平均を出すんです。それが公表される多分数字になってくるんだらうというふうに思います。

そういう中で、簡易的な放射能の測定器等々も活躍して、今あちこちでホットスポットと呼

ばれるようなところが問題になって、そこが掘り返されているというような状況が現実に出てきているわけですね。ですから、せっかくその測定器があるのであれば、私はむしろ、それがひとり歩きすることを恐れるのではなく、それが正しい認識で理解できるような形にして、これは公表すべきだと思うんです。隠すと、かえってそのこと自体がひとり歩きしていく。私はそちらの方が非常に怖い思いをしているところです。

実はもう1ヵ所、要するに砂利採取しておる山のところでも測定したんですね。そこはやっぱり違うんですよ。芝生の上だったり、落ち葉が落ちているというような状況のところとは。砂利採取をやっているところって、今の桃花台線の道沿いにあるでしょう、田んぼの中。そこでも測定しているんです、同じ気象条件のもとでね。若干、そこが低かったみたいです。ですから、幾つかの地点を決めて測定されるのが一番いいのかなあというのと、1回測定してそれでおしまいということじゃなくて、5回ぐらい同じ時間で測定してみて、その平均を出していく、そういう方法もよくやられているわけですので、逆に住民の皆さん方に安心していただく上でも、むしろ公表した方がいいと思うんですけれども、再度、御答弁いただけますか。

議長（倉知敏美君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） 先にお断りといいますが、一応確認だけさせていただきますけど、今お話にありますことをいうと、若干私どもで整理しないかんわけでございますけれども、放射性物質と放射線の違いといいますが、いわゆる放射性物質といえますと、やはり一番最初にお話がありましたような、牛肉の中に含まれていたセシウム137、134とか、そういった量がどれだけだという話でございまして、今お話にございます放射線のことになりますと、マイクロシーベルト、あるいはミリシーベルトという話になりますので、それを前提にもってお話をさせていただきますけれども、私どもがお話に基づきまして、ちょっと調べたものでございますけど、放射線につきましては、もともと自然界に存在するものと人工的につくったものと2種類あるというようなことで、一般的に言われているのが、例えば愛知県の場合ですと、自然界での放射性物質というのが年間で1.09ミリシーベルト、これは自然界から発生したところの被曝線量であるということも聞いております。

そういった中で、新聞で公表されておりますのは、そういった自然界のものを除いた形の、ちょっと今数字を持っておりませんが、そういった中で0.07マイクロシーベルトというような数字が上がってきているというふうに思いまして、そこで安全が確認できるのかなあと思います。

ただ、そこで今お話がありました、いわゆる簡易的なものではかりますと、自然も人工物もなしでそれが安定しておればいいという話でいけば確かにそういうことも言えると思うんですが、ただその数字だけで動くというのは、どんなものかなという考えがあります。

それからもう一つ、もしそういうふうであれば、今後の話になりますけれども、そういったものが自分の管理下のもとでやれるという話であれば、そういった器具の貸し出しということも検討してもいいんじゃないかと。それによって、自己管理ということをお願いすれば、それは当然、あくまでこういうものは簡易的なものであって、数値には最終的な精度は保障できないということの認知のもとに、本人が確認するというのであれば、これは自己責任という中で対応できるんじゃないかというふうには思っています。

(2 番議員挙手)

議長 (倉知敏美君) 吉田議員。

2 番 (吉田 正君) 少し前向きな御答弁が出てきたわけですが、調べたい人が貸し出しでもできれば、それを調べることができるということになれば、それはそれで私は当然いいことではないかと思えます。

町の職員が、大口町じゅう全部駆けずり回ってやるなんていうことも、なかなかできんのかもしれませんけれども、しかし私は 1 回ぐらいはやっておいた方がいいんじゃないかなあとは思っています。例えば人が集まるような場所、学校だとか、保育園だとか、そういったところ、園庭で子供たちを遊ばせておいて本当に大丈夫だろうかとか、そういう心配になられるようなところについては、やっぱり測定はしておいた方がいいのではないかなあというふうに思います。

その結果を、それは不十分ですよという前提のもとで、でもこの日、こういう気象条家のもとで 5 回測定して、平均はこういうふうだったというような形で公表することについては、何もそれによって混乱するようなことはないんじゃないですかね。むしろ、測定していたのに、それを隠すというか、公表しないこと自体がもう既に住民の方からすると不信感を逆に招きかねない形になるんじゃないでしょうか。ですから、公表していく必要があるというふうに思いますので、ぜひこの点についても、また御検討いただく中で、今ホームページとか、そういうので公表すると、皆さん見てみえるもんですから、きょうはこういう数字かと。

結局、長いこと測定することによって、大体、季節だとか、天候だとか、そういうものなどによって、ああどの程度なんだ、だからあまり変化はないんだなあとか、そういうのが見えてくると思うんですね。ですから、やっぱり 1 回や 2 回では皆さん驚かれるだけになってしまうわけですが、それを継続することによって、幾ら簡易的なものであったとしても、信頼感が生まれてくると思いますので、ぜひ御検討いただきたいというふうに思いますし、今御発言があったように、どうしても私は調べてみたいわという人には、そういったものを貸し出しするというのもいいことだと思います。御自分の自宅が心配だというんだったら、御自分でまず測定してもらおうということも、それはやぶさかではないというふうに思いますんで、いずれにしても、ぜひ公表していただきたいと思えます。

次の質問に移ります。

これは問題だということで、「子ども・子育て新システム」の問題に移らせていただきます。

今問題になっているのは、保育の問題が非常に焦点になっているという印象があるんですね、子ども・子育て新システムについて。保育新システムだったか、通称、そういう名前と呼ばれているんですけども、実は国におかれては違うんですね。「子ども・子育て新システム」というふうに呼んでいるんですね。ですから、この表題だけ見ると、すごく私はいい表題だなというふうに思うんですけども、しかし内容を見ていくと、これに騙されてはいかんなという思いで、「これは問題だ」というふうに表題を私がつけさせてもらったんです。

まず、すべての子供が成長発達する権利を保障するために、必要な施策を国も自治体も行わなければなりません。これは子供の権利憲章だとか、憲法だとか、いろんなもんでそれは保障されている当然のことだというふうに思います。要は、書いてあるだけじゃなくて、実行せんことには意味がないということでもあります。

子ども・子育て新システムはそうなっているのかということなんですけれども、少子化社会対策基本法という法律によって設置された少子化社会対策会議というのが、2010年6月29日に決定したのがこの子ども・子育て新システムの基本制度案要綱という、11枚か12枚ぐらいのA4のばさっとした紙なんですけれども、見ておっても私はさっぱりわからないものなんです。多分、現物は当局の方もきょうは答弁するようにちゃんと持ってみえると思うんですけど、それを全部、そこに書いてあることを理解できる人というのは、到底、私は難しいなあというふうに思っています。でも、間に合う人ばかりだでわかっておるかなあと思って、期待はしておりますけれども。

それはいいんですけども、これが来年早々に開かれる通常国会で今の制度の要綱案というのが出されて、それを受けて、今その細かい中身を多分つくりつつあって、それがほぼまとまった段階なんじゃないかなあというふうに思うんですよね。今度の通常国会に、もう乗せんならんわけですので。ですから、余計それで私はお尋ねするわけです。

それが法制化して、それから2年後に実施されるということなんですけど、まず大口町はすべての子供が発達する権利を保障するために、現在も努力していると思いますけれども、将来にもわたって努力するつもりがあるかどうか、まず森町長の考えをお聞かせください。

議長（倉知敏美君） 町長。

町長（森 進君） 努力しなければならないと思っています。

（2番議員挙手）

議長（倉知敏美君） 吉田議員。

2番（吉田 正君） 当然のことなんです。努力するという熱い決意を今述べていただきま

したし、大口町の広報、みんなごらんになられたでしょう、これ、見開きのところもね。町長のマニフェストの通信簿、一番最初に書いてあるのが子育て支援なんです。ですから、多分、森町長も、子育て支援にはどえりゃあ力を入れていこうというふうに思ってみえると思いますけれども、将来にもわたって努力するという御決意を今聞かせていただきました。

その上で、じゃあこの子ども・子育て新システムはどのようなものなのかということなんですけれども、私は欠けている問題というのが幾つかあると思うんですね。これは何かというと、すべての子供の成長発達する権利を保障するためには、いろんな障害だとか、いろんなものがあるわけですけれども、それに対する早期の支援、それから今一番問題なのは貧困対策、ここが私は一番問題だというふうに思っているんです。現に給食費を滞納したりだとか、それから保育料を滞納したりだとか、町の職員に言わせると、そんなもん払えるのに払わんのだわとかいう話もちらほら聞かれるわけですけれども、しかし現に払えん人が現実におるわけで、例えば国民健康保険の状況も見れば、1割以上の世帯が滞納世帯になっているわけでしょう。

それからもう一つ、こういうデータもあります。実は、去年は、愛知県の1人当たりの所得、これはどういうことかという、1人当たりの所得が300万円を切っちゃったんです、去年、とうとう。これは22年ぶりだそうです。要するに、国民所得そのものも落ちておるんですけれども、こだけ愛知はものづくりだ何だと言って、日本一だと言って、どこかの知事も言っておるわけですけれども、しかし現実はいったら、確かに大企業は元気かもしれませんよ、大企業はね。だけど、現実に働いておる人たちはどうかというと、1人当たりの所得が300万円を切るというような状況になっている。これは22年ぶりだそうです。まあ、私もびっくりしてしまっただけですわね、これ、本当に。そういう状況があるんです。

ですから、私は本当に、このすべての子供の成長発達する権利を保障するためには何が必要なのかといえ、早期の支援、それから貧困予防、これを本当に具体的に、この愛知県のデータだけを見ても明らかでありますけれども、こうしたところに力を入れるべきだと私は思いますけれども、大口町としてはどのように取り組みを考えておられるのか、お尋ねします。

議長（倉知敏美君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） それでは、通告に従いまして、回答させていただきます。

まず、大口町では、保護者の養育を支援することが特に必要と認める要支援児童や、保護者がいなかったり、保護者に看護させることが不相当であると認められる要保護児童に対する支援策として、児童相談センター、民生児童委員、警察、庁内関係課を構成メンバーとした大口町要保護児童対策協議会を設置し、要保護児童等についての情報交換や、円滑な連携をしております。その下部組織の実務者会議を月1回開催し、ケースの把握や、サポート体制の検討、あるいはケースの未然予防の連携を図り、緊急性の高いケースについては、随時個別ケース検

討会議を実施し、早期の対応をしております。

さらに、新たな事業として、平成24年1月より、主任児童委員や、民生児童委員の皆さんによるドアノッキング事業に取り組みます。この事業は、従来より健康生きがい課が実施している生後4ヵ月までの赤ちゃん訪問事業の継続事業として、主任児童委員、民生児童委員の皆さんが生後五、六ヵ月ごろと、満1歳ごろに対象自宅を訪問し、赤ちゃんの発育や発達状況、お母さんの産後の健康状態などを確認するとともに、子育て相談などに応じ、場合によっては行政につないでいただくなど、子育て家庭にとっての身近な相談者となることにより、課題を抱える親子を発見し、児童虐待等の予防、早期発見につなげていくことを目的としたものです。

次に、貧困につきましても、本来保障されるべき教育支援を奪われた子供が、成長後も貧困から脱出できず、親の貧困が子供の貧困につながるという貧困の連鎖の構造がつくられていると言われております。さらに、子供期からの貧困は安心した生活や、成長発達を阻害し、健康、意欲、信頼、愛情、学力など、その時期において得るべきものを得られず、不利益を蓄積し、貧困から容易に抜け出せず、親世代を越えて継承していくとも言われております。

これらの一因として、親の就労の有無が考えられるため、現在も行っている就労支援の積極的関与、さらには子供と家族の具体的な状況に対応できるよう、関係機関連携のもと、継続的、総合的な支援も重要であると考えております。以上です。

(2番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 吉田議員。

2番(吉田 正君) 今、国の少子化社会対策会議で論議されている子ども・子育て新システムの中に、早期支援、それから貧困予防について、具体的に盛り込まれているものというのは何かあるんですか。

議長(倉知敏美君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(村田貞俊君) そういった視点からの具体的な盛り込まれたものはないと解釈しております。

(2番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 吉田議員。

2番(吉田 正君) 非常に問題だと思うんです。今、やっている、そういう事業そのものが今後も継続できるのかどうなのかというのはわからんわけですよ、これ、現実の話として。今、現状、やっている事業でしょう。これが将来にわたってやれるかどうかわからんのですよ、これ。今度の子ども・子育て新システムの中で、今の早期支援や貧困予防について具体的なものが入っておるのかといたら、入っていないんですよ。私は、ここに一番問題があるというふうに言わざるを得ないんです。これは別に町の職員の人が悪いわけでもないし、森町長が悪い

とか、そういうことを言っておるわけじゃなくて、非常に問題なんです。

ですから、そこら辺の視点を町の方としても持っていただかないと、このまま国が言うままに運用しますよということでスタートしちゃうと、私は早期支援しなければならないような児童や子供、それから貧困問題を抱える児童たちや、その親御さんたちも、その制度の中から置いてきぼりを食うような事態が生まれかねない問題だと思うんです。

しかも、今の保育だとか、子育てにかかわる予算というのを、今度一元化すると言っておるわけでしょう、この中で。一元化しちゃうんですよ。今までは、それぞれの分野ごとに分けて、要するにこれは例えば早期支援のお金だよとか、今言われた、そういう事業のために係るためのお金だよというふうに分かれおったわけ。ところが、今度、それを全部一元化すると言っているわけだから、今行っているその事業が、このまま継続できるのかどうなのかという保障は何ひとつない。そういう中で、今度の国会で、これが今審議されようとしている。私は、ここが問題だということを思ってもらわないといけないなあというふうに思ったんです。

ですから、さっき僕は何で一番最初に町長に、これからも将来にわたって子供の成長発達する権利を保障するために、そういう立場でこれからもやられますかと聞いたのは、そういうことなんです。まず、最初に町長に約束してもらいましたので、国がどうであれ、ここの部分については、きちっと町の方としても、問題点としてしっかり持って対応していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（倉知敏美君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） こういった子供のというか、貧困という視点、今回、議員さんから初めて御質問いただくわけでございますけれども、従来、子供たち、さらには大口町の住民の皆さんが幸せに生活していくために大口町がきょうまでしてきたこと、例えば例を挙げさせていただければ、医療に関することで申し上げれば福祉医療というものがございます。それは、大口町は中学校3年生まで見ましょうと。そういった一つをとらえても、大口町としてはできることはしていこうという考えのもとで、きょう現在までやってきております。

そして、子ども・子育て新システムという話の中でのとらえ方ということで御質問を受けておりますけれども、これはそれとは別の問題としてとらえて、大口町ができることは大口町として取り組んでいく、これが基本的な考え方だと思っております。

（2番議員挙手）

議長（倉知敏美君） 吉田議員。

2番（吉田 正君） きのうも土田議員との質問のやりとりもあったわけですがけれども、当然、ああいう事業も、第1月曜日ですか、やめんようにしてもらいたいなあというのは、僕もきのう後ろで、早う町長手を挙げて、やりますと言って答弁せんかしらんと思って、はらはらして

見ておっただけけれども、要するに子ども・子育て新システムというのが法案として動いてきて、実際におりてきちゃうと、そういったことが本当に押しつけられてきちゃうんですよ、予算がどういうことになっていくのかということも含めて。だから、そういう危険性が非常にあるということ、それは多分認識しておられるんだろうというふうに私は思うわけですが、しかし、今部長さんも言われたように、これまで行ってきた子育てのいろんな施策について、今後も継続できるようにしていきたいという心強い答弁も伺いましたし、町長さんのこれから将来にもわたって頑張りますという決意もいただきましたので、ちょっとは安心するわけですが、しかし2万2,000人ばかりの大口町がいや応なく、とんでもないところに巻き込まれていくわけですので、そういう中で、さらに職員の皆さん方も含めて、町長も頑張らなければ、今の子育て施策そのものが崩壊されかねない。

金のありなしでいい保育が受けられたりだとか、これは問題になっていますよね、今。インターネットを見ると、そういう番組をやっているんですよ、今。実際にどうなるのかという、この今保育新システムと一般の人たちは言っているんですけども、それで検索すれば、幾らでも出てくるんです。どういうふうになるのかというシミュレーションみたいなやつが、YouTubeとかいうので幾らでも出てくるらしいんです。おもしろいですよ、これ見ていると。ですから、お金があるのかないのかで、要するにそば屋の松竹梅みたいなもんで、要するにお金がある人は保育園に行っても、英語を教えてもらったり、体操を教えてもらったり、いろんなほかの付加価値のあるものがいっぱい受けられるけれども、お金のない人はどうなるのかといえば、最低ランクの保育しか受けられないだとか、そういうことだって起きかねない事態があるということ、非常に子育てしてみえる方々は危惧しているわけです。

そういうのだけが取り上げられるもんだから、保育だけの問題みたいに思われちゃうんですけど、実は僕はそういうとらえ方をしていないんですよ。確かにそういう問題もあるんだけど、一番の問題は、早期支援だとか、貧困予防とか、そういう観点が本当にないという、ここに問題があるというふうに思っています。ぜひ、保育だけじゃなくて、そういった観点も持ちながら、ぜひ子育て施策について、さらにさっきのマニフェスト、早く星五つもらえるように頑張ってくださいますようお願いします。

続いて、来年度の介護保険の段階をさらにふやして値上げするなという問題です。これは、愛知県内でも、大口町は今9段階だったですか、もう時間がないで飛ばすからね。大口町は9段階で、津島市は12段階、多分愛知県内で12段階をとっているところは津島ぐらいかね、今のところね。これは、所得の金額でいくと、1,000万を超えるという段階をとっているんです。

大口町の9段階は、国がこの程度までやってもいいよみたいな、そういうやつに基づいて、地方分権といいながら、なかなかそこら辺がおれは煮え切らんところだなあといつも思ってお

るわけですがけれども、でも東京の例えば武蔵野市では14段階、それから同じく渋谷区では1,000万から1,500万、それから1,500万超という段階までであるらしいです。所得税の最高が今40%ですがけれども、大体所得で見ると、1,800万円ぐらいを超えると、多分所得税の最高の40%ぐらいになるのかなあ。いろいろ子ども手当は所得制限すべきじゃないかとか、いろんな論議する中でそういう金額が出てきておったわけですので、多分そうだろうというふうに思うわけです。さらに9月議会では、1億円の所得のある人もいることがわかりました。

そういう意味では、これは段階をまずふやす必要があるというふうに思いますけれども、今の9段階をね、少なくとも。そういうつもりはありますか。

議長（倉知敏美君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） まず段階だけでお話をさせていただくという形になれば、現在9段階のものをもう1段階設ける、これにつきましては、国が示してきている低所得者層、ちょうどそこのはざまにはまる方たちの救済という形の中での段階という考え方を持っております。

現在、大口町では、次期介護保険事業計画の作成事務を進めているところでありますが、次期計画からの介護保険料段階については、より低所得者に配慮した介護保険料とするために、本人及び世帯が非課税で、合計の所得金額が80万円を超える区分のところに、新たに所得金額が120万円を超える段階を設け、現在の9段階から10段階にする予定にしております。また、本町の場合、高額所得者はごく少数で、現在の500万円以上の所得段階区分が適切であると考えております。

次期介護保険料については、高齢化の進展に伴う介護認定者数の増加により、全国平均で5,000円、愛知県平均で4,600円を超えると推計されております。本町においても、介護認定者や介護サービス料の増加が推計されており、次期介護保険料の引き上げは避けられませんが、介護保険料上昇の抑制に努めてまいり所存でございます。

（2番議員挙手）

議長（倉知敏美君） 吉田議員。

2番（吉田 正君） 介護保険の上昇抑制に検討していきたいということですので、上げんように努力したいよということを言いたいのかなあというふうに思うんですけども、上げんように努力してまわなあかんわね。

今度の12月議会の補正予算で、1億5,000万積み上がっておったやつを1,300万取り崩して使うわけですので、残りが1億3,500万、実は1億3,500万残っておるでいいということじゃないんですよ。みんないいと思っておるでしょう。違うんだわね、あれ。本当は、今年度の予算の中に、全部振り分けなあかんの、でしょう。あれは、介護保険支払準備基金やでね、普通の基

金じゃないんだわ。支払準備基金というのはどういうことかといったら、3年間変わらんわけだわ、介護保険料はね。それを、3年間の間でならして使うためにこの基金が設けてあるわけですね。

ことは、その3年目だもんだから、本当はその基金はゼロになっておらんとおかしいんですよ、計算上は。それが、何で1億3,500万円もあるのかという、これは問題なんですよ、逆に言うと。本当は、それは全部その今の特別会計の中にぶち込んで、あと決算で余るんだったら余るで不用額にして、その不用額になった分を翌年に本当は回さないかん、これは。そのために、それも含めて、だから介護保険料を本当に算定してもらわないと、今持っておる支払準備基金は準備基金でここにありますよと、こっちへよけておいて、今あるだけの会計の中だけで、介護保険料を算定されたらたまったもんやないじゃないですか、そうでしょう。そういうことを、もし考えておるとするんだったら、それは大きな誤りですよ、いいですか。

だから、それはくぎを刺しておきますけれども、基金が特別会計のその中に組み込まれたものとして、今年度、そういう中で、幾ら不用額がちゃんと出るのかということ算定した上で、それで介護保険料を決めてもらわないといかんですわ。一般会計という財政調整基金とは全く違うんだから、この基金の性格がね。ですから、介護保険料は上げんようにしていただくということに、多分なってくるんだらうというふうに私は思うんです。

それでもし反論があるんだったら反論してもらやあいいし、反論がなけりゃあ反論してもらわんでもいいんですけど、ただその段階区分ですわ、問題は、今の答弁を聞いておって。500万円以上をつくる、少ないでいいという、そういう理屈というのは通らんのやないですか、今。低所得者の人をさらに負担を減らすということを考えたらないかん時代なんですよ。さっき言ったでしょう、愛知県の1人当たりの所得が22年ぶりに300万円を切ったと。さっきそういう話したですよ。

要するに、大企業は確かにもうけておるもんで、内部留保はどんどんふやしておって、大企業だけの内部留保でいくと250兆円を超えておるんですよ。豊田章男社長は2009年に給料を8,400万円もらって、ストックオプションで2,700万もらって、あと自分の持っておる株の配当金で約2億円もらっておるわけね。給与や何かの所得税は確かに40%払っておるかもしれんよ。でも、配当所得はどうなっておるの。この間、9月議会か何かで可決したでしょう、20%のやつを10%でいいよといって。継続したんだがね。そういうふうなんだって。

だから、これは高額所得者の人のように、それなりにちゃんと待遇してあげないと、逆に私は失礼だと思っちゃうですよ。こんな100万や200万の人と変わらんぐらいの介護保険料と一緒にでは、それはプライドを傷つけることになりますよ、本当に。500万の人と、1億の人と一緒にですと言われたら、1億の人だって絶対納得せんと思いますわ、これは。プライドが傷つきますわ、

逆に言うと。私だったらそう思います。私も1億あったら、そのように払わせてくださいとい
って、森町長のところに私は頼みにいきますよ、本当に。ないもんで、私は頼みに行か
だけで、それが普通ですわ。どう思いますか、本当につくらないかんで、それはちゃんと、高額
な人用に。ちゃんと、そういう人用に扱ってあげる、そういう人たちはそういう人たちに
申しわけないけどやないって。たくさんもらっておるんで、ようけ払うのは当然ですよ。て。
小学校や中学校でも、ちゃんと納税の義務というのを習いますけれども、学校でもそうやって
教えられておるはずですよ、たくさんもらっておる人はたくさん払うんだよと。

ところが、現実とは違ふんだわ。たくさんもうけておる人はたくさん払わんでもいいよにな
っておるんだ、現実。これは学校で教えておることがうそこんになっちゃうでいかんけど、
現実。そういうことがあってはならないですよ、現実の話として。やっぱり、高額所得者
の人には、ちゃんと高い負担をしていただく。そうせんと、子供にうそをつくことになりま
すよ。健康福祉部長さん、どう思いますか。

議長（倉知敏美君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） まず、最初の介護保険料から3年間で残ってくるという、それ
を基金へ積んでいくという話のところ、実際、基本的な考え方は議員さんのおっしゃれる
とおりでございますけれども、大口町の場合、第4期、今回は第5期となってまいりますけ
ども、平成12年から介護保険制度が発足しまして、きょう現在を迎える中で、今回1,300万
円の取り崩しをする中で、1億3,000万という形になっておりますけれども、町としまし
ても、そういった部分でそういったものを、これをそのままストックするということはいけ
ないという観点で、次期計画の中ではこれを少しずつ活用していきたいと考えております。

そして、今、高額所得がある方がたくさん出したいという一つの考え方もあろうかと思
いますけれども、私どもは介護保険というのは社会保険というふうで解釈しております。いや
社会保険であります。要するに医療と年金と介護と、それから雇用と労災、五つの社会保
険があるかと思えます。そういった中で、この基本的な大前提というのは、もし何か
が起きたときには、お互いに助け合いましょうという考え方のもとでそういった社会保
険制度というのはつくられていると考えております。

そういった中でとらえれば、お金があるからたくさん払ってくださいという考え方でなく
て、お金のあつ方も、逆に言えば、本当に収入が少なくて、所得がない、そういった
方も、たとえ少しでも一部を負担する形でみんなで支えて、いざ介護が必要にな
ったときには、同じサービスを受けていきましょうという基本的な考え方がある
と思っておりますので、そういった視点からとらえれば、大口町が現在500万円
以上の場合は、通常、基準額を1としますと1.75という率で保険料を賦課して
おりますけれども、特にそれが不自然とも思っておりませんし、段階

をふやすという形での介護保険財政を潤していくということではなくて、もう一つの考え方としては、サービスを受ける形でのとらえ方と、いろいろあるかと思いますが、現段階においては、今回新たに設ける中間の部分、1段階をふやして10段階で今期は進めてまいりたいと考えております。

(2番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 吉田議員。

2番(吉田 正君) それは、僕を言い負かそうと思ったのかもしれないけど、それは言い負かせられないわ。というのは、国民健康保険と介護保険と、それから後期高齢者医療の保険と、それから国民年金の四つはほかの保険と違うところがあるんだ。何が違うかわかりますか。減免規定があるんだって、これはちゃんと。例えば村田部長さんが入っておる共済年金だとか、それから健康保険には減免規定はないんです。だから、そういう意味では社会保険なんですよ、確かに。あんたたちが入っておるのは確かに社会保険。

私らは、私もそうなんだけど、国民年金や国民健康保険、それから介護保険、それから後期高齢者医療の保険、こうしたものには減免規定があるんですよ。収入によって決まっておるにもかかわらず減免規定があるんですよ。これは、単純に社会保険だというふうに言えるのかということなの、これは。言えないですよ。なぜ、そんな社会保険だというのに、減免規定があるのか、これは社会保障だからですよ。今、言われたとおりなんですよ。お金がない人も、ちゃんとそういう保険に加入して、同じようなサービスが受けられるようにするために減免規定があるんですよ。だから、ここに大きな違いがあるんですよ。みんな勘違いしている、これは。

もうちょっと勉強してほしいと思うんですけど、ほかにはないですよ。じゃあ、雇用保険に減免規定ある、ないよ。災害とか、そういうのはあるかもしれないけれども、所得が低いからといって減免規定がありますか、ないでしょう。それは、その働きに応じて、みんな払っているんですよ。だけでも、国民健康保険や介護保険や後期高齢者医療や国民年金、これは減免規定があるんですよ。なぜあるのか、ここを考えないかん。

国民健康保険制度ができた昭和36年から大体みんなスタートしておるんだけど、沖縄とかは除くんだけど、大口市でいけば、きのうの話の続きなんだけど、大口市史を読むと、昭和24年に国民健康保険がスタートしているんです、大口市の場合は。実は、診療所がそのときにスタートしているものだから、僕もよっぽど言おうかなあと思ったけど、あまり知識をひけらかしてはいかなあと思って言わなかったんですけど、実はそういうことなんですね。

それはそれで、大口市は、この近隣において言えば進んだ自治体だというふうに、ある意味言えるんですよ。それは、農村で、あと開業医といたら、もうあと1軒ぐらいしかあらへん、そういう時代だったわけですので、そういう中で、子供を産むだとかそういうことも、皆さん

ここで生まれた人いっぱいおるわけでしょう、現実の話として。それは、必要としてあったわけですね。

そういう中で、国民皆保険制度というのがなぜつくり上げられてきたかといったら、その国民健康保険制度が全国に広まった段階で皆保険制度と言われるようになったんです。それまで皆保険じゃなかったんですよ。労働者というか、工場だとか、会社とか、働いておる人たちはありましたよ。だけど、皆保険制度になったのは、そういうことなんです。

だから、そこら辺は区別して考えないと非常に無理があるというふうに思うんです。所得に応じて払っておるといふんだったら、減免規定なんかはないはずじゃないですか、つじつまが合わないですよ。でも、それでももっと低い人たちがいるもんだから、減免規定があるわけですよ、国が考えている以上に、そうでしょう。だから、これは社会保障制度なんです。そういうふうに考えるのが普通なんです、これは。

だから、よくみんな国民健康保険は社会保険でといつて、僕も何回も今までも質問するたびにそのやりとりをやっておったんですけど、しかし僕もだんだん勉強してきたもんで、やっと僕もわかるようになってきたんですね、その違いが。ほかの保険との違いは何だろうと思ったら、減免規定があるのかないのかです。国がちゃんと認めておるんですから。

皆保険制度って、どうしてそんな名前になったのかといったら、国民健康保険制度ができたからです。国民年金がスタートしたからなんです。だから、皆保険、「皆」という字ですね。そうだったんですよ。だから、だれもが入ってもらわないかん、だからお金がない人でも入れるようにそういう制度ができたよ、それが僕が言うことです。

ただ、脱線しちゃったけど、それはそれでいいんですけど、特に上の段階も1,000万とか、1,000万超という段階も、思い切ってつくってください。仮になくたっていいですよ、そんなの。その姿勢が大事なんです。一人もおりませんとかと言うんだったら、一人もおらんでいいですよ、別に、その段階がね。

だけど、一方で財源も確保していかないかんわけですよ、現実の話として。そういう中で、一定の高額の所得のある人については、やっぱり応分の負担をしていただくというのが、私は当然のことだというふうに思っています。それが社会保障を支えるんです。社会保障というのは、たくさん収入のある人が直接助けるわけにいかんもんだから、低い人を。そういう制度を利用して助けるわけですね、そうでしょう。そういうものなんですよ、社会保障制度というのは、もともとが。

だから、高額所得者の人については、もう1ランクと言わず、2ランクでも3ランクでも上をつくっていただきたいと思いますが、いかがですか。

議長（倉知敏美君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 社会保障制度の中に社会保険がある、この考え方は議員さんと一致すると思います。私もそういうふうに思っております。そういった中で、一つどうしてもかみ合わない点というのは、介護保険にしても、国民健康保険にしても、ともに支え合うという、ここの部分で、じゃあお金があるからどんだけでも払えばいいのか、ともに支え合うということは共助の考え方だと私は考えております。

そういった観点の中で、現在、町としましては、今回は10段階、1段階ふやす形の中で進めてまいりたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

（2番議員挙手）

議長（倉知敏美君） 吉田議員。

2番（吉田 正君） 森町長はまだ65歳じゃないもんですから、残念ながら森町長の介護保険料が社会保険料の中に含まれちゃっておるもんで、幾らなのか私は知りませんが、この期間に65歳にまだならね、残念ながら。なっておったら、あんた幾らやと聞いて聞くんだけど、ちょっとそういうふうに聞かれんもんで、残念ながらですけども、要は言われるとおり一緒なんだよ、そのことは、僕だって。だから、幾らでも取りゃあいいとって、ほんなら100万しか収入のない人と、500万の収入のある人、1億の収入のある人、これを比べてみやわかるがね、だれが一番負担しておらんのか、介護保険料は。1億収入のある人が一番負担してないんだがね。上は500万超しかないんだもん、今のところ、そうでしょう。

確かに、金額はたくさん払っておるかもしれんよ。だけど、収入に占める割合が低過ぎるわ、そんなもんは、どう考えたって、そうでしょう。だから、今、消費税の増税論議の中でも、低所得者対策なんていうのを慌てて民主党なんか言い出していますわね。それは何かといたら、所得の低い人ほど、実は消費税の負担割合が高いということなんです。所得が200万しかない人は全部消費に使っちゃう。そうすると、限りなく5%に近い負担率になるんですよ。

ところが、2,000万ぐらいの収入のある人だと、大体2%ぐらいですよ、実質的な消費税の負担率は。払っておる金額は違いますよね、2,000万の2%だったら40万、200万の5%だったら10万円ぐらいでしょう。だから、金額は確かに多いかもしれませんが、しかし、負担率というふうに考えたら全然違うんですよ、これは。

だから、負担率で見ないと、それは絶対に平等じゃない。単なる金額だけで見ては平等ではない。私は、このことだけを申し上げておきたいというふうに思います。ですから、当然、1億ある人はそれなりに払っていただくということをさらに要望しておきます。

あと9分になりましたが、2市2町のごみの処理の問題でありますけれども、あらかじめ2市2町の可燃ごみ量、これは要するに焼却場へ持っていったごみの量ですけども、それを私は大口町の可燃ごみの量として出させてもらいました。平成16年に6,112.76トン、これは決算

の成果報告書の中に載っておるやつを、そのまま持ってきただけなんです、これは。平成22年は5,396.17トンということで、大口町の場合は大体800トンぐらい、この間焼却されているごみの量が減っています。

さらに、犬山や江南や扶桑町についての資料も、事前に提出してくださいと頼んでおきましたので出してもらいました。これの特徴的なことは、この表を見ておわかりのように、犬山市が大体1,000トン減らしておるんですよ。じゃあ江南市はどうかというと、途中上がったりがったり下がりたりがあるんですけども、頭と終わりだけを見るとわかるように、江南市は若干ふえているんです。扶桑町はどうかというと、ほぼ横ばいというような状況です。

ですから、可燃ごみの量そのものを四つ並べて見ると、特徴的なことは何かというと、犬山市と大口町は焼却場を持っている、そういう市や町ですよ。そういう特徴がこの中に見てとれるんです。だから、要するにごみを焼却している市や町が焼却するごみの量を減らしていて、それ以外のまちはどうかというと、ほぼ横ばいか、若干ふえている、そういうふうに見てとれます。

犬山なんかの状況を聞くと、山を切り崩して、新しい新興住宅というのも、名鉄不動産だとか、いろんなのが進出してあって、どんどん切り開いて新しい住宅が建っていくわけですので、ああいったところでいけば、ごみの量がふえていってもおかしくない状況があるわけですけども、一定の努力もあって、実際には減っているわけですよ。そういうことが、この表を見ると、実は見てとれるわけです。

ですから、2市2町のごみの処理場をどこに建設するのか、どうするのかということが、1週間置きか、そこらぐらいに新聞に出るわけですけども、私からすると、こういう表を見ると、ちゃんちゃらおかしいなあというふうに思います。まず自分たちのまちから出るこのごみをいかに減らすのかということに、もっと知恵と金を注ぎ込むべきじゃないかなあということも、この表を見ると改めて思います。

2点目の質問になるわけですけども、29年度末までに焼却可燃ごみ量をどこまでにするのか、そういう目標を多分それぞれの市町も持っておられると思うんですけども、平成30年までには新ごみ処理施設で処理するということですので、今の目標値について教えていただけますか。

議長（倉知敏美君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） 基本計画を、各犬山市、江南市、扶桑町、江南丹羽環境管理組合を交えた協議の中で作成した数字でございますと、そこでいいますと、まず犬山市でございますけれども1万6,461トン、江南市が2万1,430トン、扶桑町が7,567トン、そして大口町が4,579トンというふうになっております。ただし、これも平成29年度目標数字でございます。

すけれども、平成25年に中間見直しということもありますので、今はあくまでも現時点の数字ということでお願いします。

(2 番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 吉田議員。

2番(吉田 正君) 本当に大変な数字がまた出てきたわけですが、これを見てください。犬山市は、またさらに600トンぐらい減らしていこうと。大口町はまだよくばりですわね、そういう意味では。まだ700トンか800トンぐらい減らしていこうと。じゃあ江南市はどうだといったら1,100トンふえておるがね。それから、扶桑町はどうかというと440トンぐらいふえておるわけでしょう。これも特徴的ですわね、非常に。焼却場のある市や町は減らす計画を立てておるわけですよ、平成29年に向かって。それ以外のまちはどうかというと、ふやしていくという計画を持っておるわけですね。こんなばかな話があるのかというふうに私は言いたいわけですが、平成25年に見直すと言っておるけれども、そんな問題じゃないだろうということじゃないですか、現実の話として。これからもたくさんごみを燃やすような計画を、新処理施設を建設する予定地の人たちに、一体何の説明をするんですか、本当に、僕から言わせたら。こんなふざけたことというのはあり得んと思いますよ、これ。

全部のまちが、ごみを燃やすのが最小限に抑えると、まださらに今よりももっと減らしますという約束をしなかったら、そんなもんの地域だって、「うん」というようなところがあるとは私にはとても思えない、現実の話として。しかも、特徴的なのは、犬山と大口町はさらに減らしていくけれども、それ以外の市や町についてはこれからはふえるわけですので、そんなことでいいんですか。

議長(倉知敏美君) 地域協働部長。

地域協働部長(近藤定昭君) お断りしておきます。犬山につきましては、この表の中の下に米印で書いてありますように、ごみの収集方法が違いますので、あくまでも29年に向けての中の数字と若干違ってくるのかなというふうに思っております。

それと、この2市2町でございますけれども、家庭系につきましてはそれぞれ皆さん減量に向かって努力はされております。ただし、その市町の特徴といいますか、江南市におかれては事業系がふえてきている、これから扶桑町も事業系がふえてくるというようなことで、やはりそういったところの数字がどうしてもかさんでくると。大口町も今回そうなんですけれども、スーパーさんがふえることによって、当然、そこから出てくる可燃ごみというのは大きいウエートを占めてくるということになっております。

そういうことを言いますと、江南市におかれましても、飲食業、あるいはスーパー、そういったものを大きく抱えてくると当然多くなると。これについては、当然、自治体としても減量

に努めてほしいということをお願いをするということになるんですけども、やはり限定的に
いうとそうなる。扶桑町におかれましても、中央道等、あそこら辺も飲食店、あるいは店舗、
そういったものがふえてくると。そういった要因を持っておる中での話と認識しておりますの
で、そういう各市町の特徴というのがこういった数字に出てきていると。

ただし、今、お話ししましたように、平成25年には再度見直しをかけるというお話ござい
ますので、そういった中で今後どうしていくかということも検討に含めながら、平成29年度を
見据えていくというような方向を持っていくということになると思います。

(2 番議員挙手)

議長 (倉知敏美君) 吉田議員。

2 番 (吉田 正君) 最後の質問ですけども、3 と 4 と一緒くたに質問しますが、平成23年
度の資源化されたごみの量はどれだけあるのか、2 市 2 町それぞれ教えてほしい。

それから、平成23年度中の可燃ごみの量のうち、資源化できたであろうごみの量はどのくら
いあるのか明らかにしてほしい。例えば紙類だとか高分子系ですね、その割合がもしわかれば、
教えていただきたい。多分、ごみの焼却場でしかわからんと思いますので、これについては。
だから、犬山の焼却場で、その紙類は何%、それから高分子系が何%、それから今の江南丹羽
でそれぞれ何%だったのか、そういう形で結構ですので、教えていただきたいと思います。そ
れを聞いたら質問は終わります。

議長 (倉知敏美君) 地域協働部長。

地域協働部長 (近藤定昭君) 最初に、平成22年度の各市町の資源化量でございますが、犬山
市が6,103.29トン、江南市が8,263.57トン、大口町が3,225.1トン、扶桑町が2,315.07トンで
ございます。

そして、今お話がありましたように、議員おっしゃるとおりでございます。可燃ごみの成分
分析は焼却場の方でしかやっておりません。そういった中で、まず江南丹羽環境管理組合の方
でございますけれども、紙類が39.6%、それから高分子類が18.3%、合計しますと57.9%にな
っております。それから、犬山市の処理場でございますけれども、紙類の方が39.0%、それか
ら高分子類の方が19.7%の計58.7%というふうになっております。以上です。

2 番 (吉田 正君) ありがとうございます。終わります。

議長 (倉知敏美君) 御苦労さまでございました。

ここで、会議の途中ですが、3時まで休憩といたします。

(午後 2 時 4 6 分)

議長 (倉知敏美君) それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

(午後 3時00分)

岡 孝 夫 君

議長（倉知敏美君） 続まして、岡孝夫議員。

8番（岡 孝夫君） 8番議席の岡孝夫でございます。議長のお許しをいただきましたので、大きく2件、大口町地域防災計画について及び防犯政策について質問をさせていただきます。

それでは、大口町地域防災計画についてでございます。

先ほどもちょっと地震がありまして、扶桑町でも何か火事があったみたいで、鎮火したみたいでございます。

まずもって、3月11日に発生した東日本大震災により被災されたすべての皆様には、心からお見舞いを申し上げます。

激動の2011年も、残すところあとわずか10日余りとなりました。3月11日の東日本大震災と原発事故では想定外の被害がもたらされ、放射能汚染による日常生活への不安や、食への安全・安心も大きく揺らいでおります。私たちは、この東日本大震災の教訓を今後の防災対策に生かしていかなければなりません。国の中央防災会議、そして愛知県においても防災計画の見直しが進められており、愛知県では、これまでの東海・東南海の2連動を前提とした現在のアクションプランから、南海地震を加えた3連動地震などの海溝型大規模地震及び内陸型地震等、本県に大きな被害を及ぼす可能性の高い地震及びそれらの連動発生等、複数のケースを想定、その予測調査の結果をもとに地域防災計画を平成25年6月を目指して策定する。また、県全体の地震対策の指針である「あいち地震対策アクションプラン」の作成も予定されているようであり、今後、これらの計画等を見直しを受け、本町の地域防災計画も見直しが迫られてくると思っておりますが、現状の地域防災計画について幾つか伺いたいことがありましたので、今回質問させていただきます。

さて、本年5月20日、平成22年修正版として大口町の地域防災計画が私たち議員に配付をされました。まず、この地域防災計画の配付先について伺います。私ども議員には配付されておることはわかっておるんですが、議員以外の配付先についてお尋ねいたします。

議長（倉知敏美君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） 今回の大口町の地域防災計画書につきましては、今議員から御案内がありましたように、大口町議会議員の方、そして大口町防災会議の委員の町長以下26名でございますが、その方。そして、あとは地域の方でも自主防災の関係で役員等をやっていたいております区長さんに配付させていただいております。

(8番議員挙手)

議長（倉知敏美君） 岡議員。

8番（岡 孝夫君） それでは、人ではなくて、場所としてはどこがございますか。

議長（倉知敏美君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） 私の知っている限りでは、そういう場所に置いてあるというふうなことはなく、今の町の方で閲覧をしていただくという形と、図書館に置いてあるということでございます。以上です。

（8番議員挙手）

議長（倉知敏美君） 岡議員。

8番（岡 孝夫君） 私も前にそういう話を聞きましたので、1階の閲覧のところで探させてもらったんですけど、よう探さんかったというのがありました。

あと先般、これは今月の9日ですが、図書館に行って現物を確認させていただきましたところ、それは平成16年度版であり、また通常の書架での保管ではなかったため、ふだん一般の人の目には触れることなく、また今まで貸し出しを行ったとする記録もないとのがわかりましたので申し添えておきます。

さて、この計画の第1章総則において、各機関は、これに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとするのとあります。ここで、この計画による各機関というのは、読み上げますと、県、丹羽広域事務組合消防本部、丹羽広域事務組合水道部、県の関係機関として尾張県民事務所、一宮県民事務所、江南警察署、江南保健所、指定地方行政機関として名古屋地方气象台、中部地方整備局、指定公共機関として西日本電信電話株式会社名古屋支店、中部電力株式会社小牧営業所、東邦瓦斯株式会社小牧営業所、日本赤十字社愛知県支部、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、指定地方公共機関として愛知県土地改良事業団体連合会、尾張水防予防組合、社団法人愛知県トラック協会、公共的団体として社団法人尾北医師会、産業経済団体として農業協同組合及び商工会、文化事業団体として各種団体、大口町土木建設協力会、自主防災会、防災上必要な施設の管理者として、不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者として病院、劇場、百貨店、旅館等の管理者、危険性物質等の施設管理者、建設関係団体として（財）愛知県建築住宅センター、（社）愛知県建築士会、（社）愛知県建築士事務所協会など、そして最後は自衛隊などかなと思っております。

これらの関係機関が処理すべき事務または大綱をこの地域防災計画の中で定めており、大口町は、これらの関係機関の協力を得て、第1次責務者として防災活動を実施するとあります。

ここで伺います。

これらの関係機関には、例えば、この大口町地域防災計画が届いており、大口町の地域防災計画で定める処理すべき事務または大綱は、それぞれの関係機関において、理解・了承されて

いるものと理解してよろしいでしょうか。

議長（倉知敏美君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） ここで今おっしゃいました各機関の中には、先ほど言いました防災会議の委員というふうではございません。そういった方には配付されているということではございますが、今、ずうっと読み上げていただきました全部の機関に、これが配付されているというふうにはなっていないという状況でございます。

そして、逆に言いまして、各機関におかれましては、おのこの機関での運用マニュアルというものがございまして、そういった中での位置づけというのがそれぞれ確立されていくというふうを考えております。

（ 8 番議員挙手 ）

議長（倉知敏美君） 岡議員。

8 番（岡 孝夫君） 今の答弁では、一応すべてではないということと、あとそれぞれの専門機関がそれぞれのマニュアルを持っているからという御答弁でございました。

また、町民と事業者の責務についても定められております。町民の責務とは、平常時より災害に対する備えを心がける。災害時には初期消火、近隣の負傷者・災害時要援護者を助ける、避難所でみずから活動する、国・公共機関・県・市町村等が行っている防災活動への協力をするとあります。また、事業者の責務とは、災害時の企業の果たす役割、これは生命の安全確保、2次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生を十分認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画 これはBCPという言い方をしたりします の策定に努めるとともに防災体制の整備、防災訓練、耐震化、予想被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直しを実施するなど防災活動の推進に努めるとなっており、また帰宅困難者に対する基本方針も定められております。

先ほど、前の質問者の方の答弁で地域協働部長からの答弁もございましたが、先般、町の主催により町内企業数社の関係者が集まり、企業防災の情報交換会が開催され、私も出席させていただきましたが、残念ながら声かけをされた15社中、参加されたのは、先ほどもありましたが、8社ということでもありまして、この計画にある「事業者の責務」についても、事業者の皆様には本当に理解・了承されているのか。了承されているとはちょっと思いにくいんですが、いかがでしょうか。

議長（倉知敏美君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） おっしゃるとおりでございまして、意見交換会をやれたわけでございますけれども、本来であれば、今お話がありましたように、私どもがこの地域防災計画に基づきまして、事業者の方にこういったことでお願いしていきたいという中での、各企業の

方と行政サイドとの本当の意見交換をするのが趣旨であるというふうに思うんですけれども、たまたま時間がなかったというふうに聞いておりますけれども、どうも企業間での情報交換に終わってしまったということで、前回の一般質問の回答でも言っておりますけれども、こういったことは、企画して、継続しながら、そういった情報交換、あるいは本当の意味での私どものこういったことをお願いしていきたいということに対しての各企業の対応はどうかということも確認していくということが、本来の趣旨かなというふうに思っております。

(8 番議員挙手)

議長 (倉知敏美君) 岡議員。

8 番 (岡 孝夫君) 今、御答弁もいただきましたが、この計画は少なくとも現状の配付先のみではなく、広く関係機関や住民の皆様、事業者の皆様にあナウンスすべきではないかと思っております。もちろん、この地域防災計画をそのまま配付するという方法もあり得るでしょうし、必要な部分のみ抜粋する方法もあります。その際のメディアとしても、デジタルデータとして CD や、あるいは USB メモリーで配付する方法もあるでしょうし、ホームページへのアップや、あるいは必要な部分だけでも一応紙ベースで周知する方法もあると思っております。

ということで、まずは町のホームページにアップすることから始めてみてはいかがでしょうかということですが、ただ、ちなみに小牧市と春日井市のホームページを見たところ、地域防災計画はアップされておりました。いかがでしょうかと聞こうと思っておったんですが、一般通告を書かせていただいたのがきっかけになったかどうかわかりませんが、12月7日付で防災のページが更新されており、本計画が既にアップされておりました。早速の御対応、ありがとうございます。ただ、トップページの新着情報にそのアナウンスがなく、お気づきでない方も見えますので、アップしたことについて何らかの形で周知いただきますようお願いを申し上げます。

次の質問に移ります。

この計画の地震災害対策の42ページに、町内の帰宅困難者数として7,500人という数字がございます。また、同じく地震のところの119ページと120ページでも、各時点での滞留人口及び帰宅困難者数として7,500人という数字がございますが、私自身、まだこの帰宅困難者とはがちょっと理解できていないものですから、帰宅困難者の定義について御教示をお願いいたします。

議長 (倉知敏美君) 地域協働部長。

地域協働部長 (近藤定昭君) まず、順序から説明します。

本町では、愛知県が実施しました平成14年度の被害予測調査によりまして、平成15年3月作成の県の防災会議地震部会の東海地震・東南海地震等、被害予測調査報告書から、帰宅困難者

全体で約7,500人、そのうち就業者数は約5,400人と把握しております。この被害予測調査報告書での算定根拠でございますが、昼間の就業者・就学者、そして買い物やレジャーなどで、私ごとで大口町へ来町されている方を基準といたしまして、災害直後に電車・バスなど交通機関がすべて停止状態で、自宅まで10キロ以上の対象者の方を帰宅困難として算出しております。よって、現在では、既に平成14年から年数がたっておりますので、若干数字の変更はあると思っております。

(8 番議員挙手)

議長 (倉知敏美君) 岡議員。

8 番 (岡 孝夫君) 次に聞こうと思っておった算定の根拠まで言っていただきまして、ありがとうございます。

それでは一応県からの情報だということですよ。

それでは、次の質問に移ります。備蓄量についてでございます。

けさ、私どもにこの資料を提出していただきました。ありがとうございました。実際の備蓄量については、防災計画の中では、資料9のページの11に記載があるわけで、その一覧では平成23年2月時点として、アルファ米が3,500食、缶詰パンが2,016缶、クラッカーが8,750食となっておりますが、先ほど申し上げました町主催の企業防災の情報交換会で配付された資料ナンバー2では、缶詰パンとクラッカーについては同じ量なのですが、御飯物では一応アルファ米が1,000食、初めて名前を聞いたんですが、ワンクイックライスというのが1,500食となっており、合わせても2,500食ということで、結果としてこの計画にある御飯物の備蓄量は現時点で1,000食分減っていると、けさの資料で理解しました。計画数量の3,500食まで戻す予定というのは、あるいはその時期とかがありましたら教えてください。

議長 (倉知敏美君) 地域協働部長。

地域協働部長 (近藤定昭君) 特に、今のアルファ米についてお話がございまして、それについてお話をさせていただきますけれども、これにつきましては、平成19年度に町内のスーパーとの協定を締結しました。それによりまして一般食料が確保できるようになりました。そういった以後、アルファ米等を3,500食保管するのではなくて、そういう調達ができるという、確保できたということから1,000食を減らしてきたと。ですから、平成18年購入分から賞味期限が変わってくる段階で切りかえてきたというふうなことでございます。

(8 番議員挙手)

議長 (倉知敏美君) 岡議員。

8 番 (岡 孝夫君) それでは、ことしの平成23年2月付の計画では計画数量3,500なんですが、現時点では2,500ですか。とりあえず3,500まで戻すような計画はないということによろし

いでしょうか。

議長（倉知敏美君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） 資料9は、あくまでも平成23年2月現在の在庫数であって、計画数量ではありません。ですから、私どもの持っている考え方でいきますと、2,500食でいいんではないかということでございます。

（8番議員挙手）

議長（倉知敏美君） 岡議員。

8番（岡 孝夫君） また同様に、計画では粉ミルクが3,080グラムと記載があるわけですが、先ほどの資料では6,884グラム、けさの資料でも6,884グラムということで、これはアレルギー対応として、逆に備蓄量をふやしたとの理解でよろしいでしょうか。

議長（倉知敏美君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） おっしゃるとおりでございます。

（8番議員挙手）

議長（倉知敏美君） 岡議員。

8番（岡 孝夫君） 先ほどの御答弁とも絡むかもしれませんが、次に町が必要と判断している食料の備蓄量と実際の備蓄量の差について伺います。

大口町の非常食備蓄必要数は地震関連の42ページに記載されており、1,800棟掛ける2人掛ける6食プラス7,500人で2万9,100食となっております。その根拠としては、1,800棟というのは、昭和56年以前の建物で、倒壊の可能性が考えられる最大数です。2人というのは、1棟当たりの平均居住人数、6食というのは2日分、7,500というのは、先ほどの帰宅困難者数の1食分とあります。ただ一方は、実際の備蓄量は、この計画の資料9のページの11にございますが、今のお答えだと、また必要数量の半分も下回る関係なんですけど、これは関係業界と協定し、緊急時における調達に万全を期するとありますが、これは必要量の半分程度を備蓄し、万が一のときは町内のスーパー等から緊急調達するとの理解でよろしいでしょうか。

また、11月に新たに町内に進出したスーパーとの協定はされたかどうかも加えて伺います。

議長（倉知敏美君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） 議員がおっしゃるとおりでございますけど、あくまでも一時的な避難的な考え方で、最低数量的には備蓄しよう。災害時におきましては、今お話がございましたようにスーパー等々と締結しておりますので、そういうものから購入いたしまして対応していきたいというふうに思っております。

それからもう一つ、お話にございました新しいスーパーにつきましては、現時点で当然協定依頼というものはさせていただいております。ただ、今現在、本店の方で調整、いわゆる検討

をされているというふうに聞いておりますので、今後締結していただけるようお願いしていきたいというふうに思っております。

(8 番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 岡議員。

8番(岡 孝夫君) わかりました。

次に、毛布の備蓄量について伺いたいと思っております。

県のホームページにある県内市町村の災害救助用備蓄物資の一覧、これは平成22年4月1日付でございますが、これによれば、本町の毛布の備蓄は750枚、この計画と同じ数値となっております。ここで近隣市町を見てみると、扶桑は本町より少なく500枚、一方岩倉は1,750枚、小牧は8,000枚、江南は9,220枚、犬山が2,530枚となっており、毛布以外のその他の物資も含め、近隣市町でもかなり差があるものだなという印象を受けております。

本町の小・中学校にはエアコンがついておると、他市町の関係議員に言いますと一様に驚きの声が上がリ、さらに体育館にもエアコンがと言うと、信じられないということでさらに驚くのですが、これは大口町の体育館にはエアコンがあり、停電は考慮していないということなのでしょう。町が食料の備蓄量を算出する折に用いている昭和56年以前の建物で、倒壊の可能性がある最大数1,800棟に平均居住者数2人を乗じて3,600名としても、毛布はたった750枚では約5人に1枚しかないこととなります。さらに、先ほどの帰宅困難者数7,500名を加えるのなら、実に1万1,100人に対して、これまた750枚では1割にも満たない量であり、町の毛布の備蓄量750枚はいかにも少ないと思われませんが、どうなんでしょうか。体温の低下を防ぐ薄くてコンパクトなアルミのシート状のようなものもあり、たとえ毛布でなくても、保管時にかさばらないものなども視野に入れ、備蓄量を再考する必要があるんじゃないでしょうか、伺います。

議長(倉知敏美君) 地域協働部長。

地域協働部長(近藤定昭君) 先に、備蓄毛布の750枚の根拠についてお話しさせていただきます。

平成15年3月作成の県の防災会議地震部会の東海地震・東南海地震等被害予測調査報告書から、この大口町地域につきましては、液状化の危険が低いということや倒壊建物等の被害が、全倒壊がゼロ、それから半倒壊等が10棟ぐらいといった予測が立てられておりました。そういったことから、建物損壊による長期的な避難者数は少ないというふうな考えから、そうであっても避難所を短期的でも一時避難所として設置するということから、750枚という数字が上がってきておるといふふうに聞いております。

(8 番議員挙手)

議長（倉知敏美君） 岡議員。

8番（岡 孝夫君） 次に、広域行政圏との協定についてお伺いをいたします。

この計画によれば、平成8年9月1日より、尾張北部広域行政圏を構成する市町、これは春日井、犬山、江南、小牧、岩倉、扶桑、大口が災害時における相互応援に関する協定により、万が一のときには相互応援協力するようになっており、具体的には、1番、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣、2番、食料及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供、3番、被害者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供、4番、救援及び救助活動に必要な車両等の提供、5番、被災者に対する一時的な避難施設等の提供、6番、各号に定めるもののほか、特に必要と認めて要請した事項となっております。

ここで、この協定についてでございますが、航空機や電車の事故、あるいは大規模な建物火災等、地域限定的な、スポット的な災害には対応できると思うんですが、一方で地震等の場合は、広域として協定を結んでいる近隣市町を含め、地域間に格差はあるのかもしれませんが、この地域全体が被災するものと思われれます。よって、協定を盾に大口町が前述の尾張北部広域行政圏を構成する市町にさまざまな応援要請をしたとしても、これらの近隣市町もまた被災していることが想定され、その対応が期待できないのではと考えております。そういった事態を回避する策の一つとして、現状の近隣市町との協定に加えて、少し遠方の市町とも協定を結んでいくことが地震等の災害に対して、保険の意味でさらに安心な仕組みの一つとなるのではないかと考えております。先ほど伺いました食料や毛布等の備蓄量も、こういった取り組みを行うことによってもし減らすことができるのなら、お互いの市町の備蓄コストや保管スペースの低減につながるものなのかもしれません。経費等につきましても、万が一大口町が被災し、さらに大口町が応援要請した場合のみ、応援に要した経費等が発生するものと思われ、今すぐでもなく、かつ永続的に多額の費用が発生するものではないと考えております。御検討の上、相手となる協定先の市町の選定に取り組んでいただければなと思っておりますが、いかがでしょうか。

今後、発生が予想される地震において、その影響が重ならない、かつ距離的に有利な地域、例えば、通常なら半日程度で人や物資の輸送ができる範囲、もうちょっと言えば、多分日本海側の市町なんかどうかなあと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（倉知敏美君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） 本当に、今回の3月11日の東日本大震災の現場の方にも行かせていただきました。そういった中で、地域全体が被災地になってしまうということを間近に見てきたわけでございます。そしてまた、復興の町へも視察に行かせていただきました。そんな中でもそうなんですが、やはり備蓄に頼るのではなくて、近くのところから物資の調達、あるいはそういう遠いところと協定を結んでいるところから支援を受けるというような支援体制を

整えていくことは、本当に大きな支援策になるというふうには思っております。

当町におきましても、今、現時点には尾張北部広域行政圏しかございませんけれども、今、実際に大口町といろいろと親交がございます各部署でやっておりますような市町とどうだろうというふうに検討に入ってきました、そういった町外、あるいは県外の市町との協定も視野に入れながら、今後検討していかなければならないだろうというふうに思っております。特に、今議員もおっしゃいましたように、同じ近いエリアであれば、当然被災地が近くになってしまいますので、若干のおっしゃるようなエリアをというのを中心的に考えていく必要があるかなというふうに思います。

ただ、どちらにしても日本は狭うございますので、全部が全部になるとは思いませんけど、そういった前向きな考え方では進めていきたいというふうに思っております。

(8 番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 岡議員。

8番(岡 孝夫君) ありがとうございます。

次に、徒歩帰宅支援マップについてお伺いをいたします。

地域防災計画の中の地域地震災害対策計画の120ページに徒歩帰宅困難者への情報提供として、町は企業・放送事業者・防災関係機関等との情報提供により、徒歩帰宅困難者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの支援ステーションの情報提供に努めるとございます。

ここで、徒歩帰宅支援マップの最新版は、後にも先にも平成19年3月版しかないと思うんですが、これについてはいかがでしょうか。

議長(倉知敏美君) 地域協働部長。

地域協働部長(近藤定昭君) 議員がおっしゃるとおりでございます。平成19年3月につくったものでございます。

(8 番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 岡議員。

8番(岡 孝夫君) この徒歩帰宅支援マップによれば、まだ現北小が北部中であつたり、旧北小跡地がまだ北小であつたりと、またコンビニやガソリンスタンドも一応なくなったところや、新たにできたところもございまして、現時点との差異を数えれば10カ所以上あるんじゃないかなと思います。よって、この現在の平成19年3月版の徒歩帰宅支援マップは、アップデートが必要なんじゃないかなと思っておるんですが、見直し、あるいは更新に関するルールというのはございますでしょうか、お伺いします。

議長(倉知敏美君) 地域協働部長。

地域協働部長(近藤定昭君) 改訂ということに対して、それはないと思っておりますけれど

も、平成25年6月に、先ほど議員がおっしゃいましたように、県自体が地域防災計画を見直す、そういった中で、ある程度、被災地といいますか、被災状況、状態というのが出てきますので、そういった中で防災帰宅マップの見直しをしていくというような考え方ではあります。

(8 番議員挙手)

議長 (倉知敏美君) 岡議員。

8 番 (岡 孝夫君) それでは、今すぐ直すとかじゃなくて、25年6月の県のやつを待ってからという格好ですかね。はい、わかりました。

多分これはコンビニとかに配付されておると思うんですが、きょうの昼休みに3軒ばかりコンビニを回らせてもらって、現物を見せて「これって大口町役場から置いてくれと頼まれていますか」と言ったときに、3軒回って1軒だけございました。まだ封も破らず、完全に包装された状態で、平成19年3月に多分配付された状態でありましたが、ほかの2軒については知りませんということで、実は配られておるんだけど、店員さんがローテーションでかわっていくとかそういうことで御存じないのかもしれない。そういうこともありますので、定期的に巡回とかをされていまして、こういうのがあるから、もし万が一地震のときに活用してくれとか、そういったこともやっていただけたらなあと思います。よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

大きな2番目、防犯対策についてであります。

愛知県警のホームページに江南署管内の校区別の街頭における犯罪が載っておりまして、私が見たのは11月29日時点でしたが、本町では侵入盗やひったくり、自動車盗などで、昨年より100%以上増加で警報、オートバイ盗・車上ねらいなどが昨年より50%以上増加で注意報ということで、大口町にはこういった犯罪で警報と注意報が出ておりました。このような警報・注意報が出されている中であって、今月9日に送信された安心・安全ネットの防犯情報では、7日夜から8日未明にかけて町内でカーナビ等の車上ねらい、部品ねらいが3件発生した旨がありました。本年8月の、これは刈谷の例なんですけど、刈谷の市民だよりでは、見開き2ページの防犯特集を組んでおりました。本町においても、「広報おおぐち」12月号で年末の安全なまちづくり運動の紹介で注意をするよう呼びかける表記がありましたし、最近の防災無線においても、注意喚起を促す放送がされておりましたが、やっぱりもっと危機感を持って、防災無線、広報、ホームページなど、ありとあらゆるメディアでもっともっと周知、注意喚起に努めるべきではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長 (倉知敏美君) 地域協働部長。

地域協働部長 (近藤定昭君) 確かにおっしゃるとおりだと思っております。

本当に最近、特にそういう犯罪の傾向が強くなっておりまして、江南警察の署長さんにお話

を聞くときもございますけれども、そういった中でも、大口町はふえてきているというような話ばかり聞きまして、そういったものにつきましても、担当部局であります町民安全課を中心といたしまして防犯啓発を呼びかけているわけでございますが、まだまだ足りないというお話でございますので、また再度担当部局の方で検討していきたいというふうに思います。

(8 番議員挙手)

議長 (倉知敏美君) 岡議員。

8 番 (岡 孝夫君) 今、もっと危機感を持ってと申し上げましたのは、愛知県警察本部地域安全対策課がまとめたと思われる市区町村別犯罪発生状況、これは平成23年9月末現在の暫定値でございますが、江南署の公表値とは差異があるものもございまして、驚いたことに、このデータが正しいとするならば、本町においては、そのほとんどの犯罪で認知件数は低いものの、犯罪率 人口1,000人当たりの認知数です では本町は決してよくない結果となっております。これは、県内の69市区町村別に認知件数順のランキングとして公表されておりましたので、これを犯罪率順にA B Cの3クラスに層別いたしますと、大口町はそのほとんどで最低のCクラスという結果になると思います。

個々の犯罪別について、犯罪率順にソートしたときの本町のランキングを申し上げますと、空き巣では69市区町村の中でワースト17位になります、Cクラスです。忍び込みでは同じく69市区町村の中で、ワースト8位になります、Cクラスです。侵入盗では同じくワースト5位で、Cクラスです。ひったくりでは同じくワースト24位になります、これはBクラスです。自動車盗では同じくワースト11位、Cクラスです。オートバイ盗ではワースト12位、Cクラスです。自転車盗はワースト63位ということで、これはAクラスでした。車上ねらいでは同じくワースト37位、Bクラス。部品ねらいではワースト20位、Cクラス。自販機ねらいではワースト14位、Cクラス。強盗では、何と69市区町村の中でワースト2位になります。当然Cクラスです。

このように、本町では犯罪の認知数では少ないものの、市区町村における人口の違いに左右されない犯罪率という指標においては、本町は決して安全・安心な町ではないということが言えるのではないのでしょうか。

先ほども申し上げましたが、昨今の大口町の犯罪情勢について、どのようにお考えか、改めて御答弁をお願いします。

議長 (倉知敏美君) 地域協働部長。

地域協働部長 (近藤定昭君) 犯罪につきましては、先ほど言いましたように江南警察署長さんと月1回あるわけでございまして、そういった中で、江南警察署としても注視していただくというようなことで御協力いただいておりますし、先ほども言っておりますけれども、危機感というふうでは薄いかわかりませんが、職員にできる限りのことにつきましては啓発

をして、そういった防犯の方に力を注いでいるというような現状でございます。

(8 番議員挙手)

議長 (倉知敏美君) 岡議員。

8 番 (岡 孝夫君) 平成17年10月、第6次総合計画の策定のために実施した住民意識調査の結果における満足度と重要度、この全体でございますが、重要であるが不満と答えたものの代表が、今回取り上げさせていただいております犯罪に遭うことのない安心感と、先ほどの地震や水害など、防災に対する安心感であり、いずれも住民の皆様は高い関心と現状への不満をお持ちのようで、もっと、ずっと、しっかりとした対応を願っている問題であるんじゃないかなと思っております。犯罪を防止するためには、もちろん行政サイドだけの対応では解決できないことは承知しておりますし、事実の周知や住民の皆様の防犯意識を高めてもらうための策や協働、あるいはそのための補助等も行われているとは思いますが、いま一度あり方を見直すことも必要ではないのかなと思っております。

そこでお伺いをいたします。本町には防犯対策補助金の制度がありますが、基本は1回限りとなっております。利用者の年度推移、それと制度開始から現時点までの御利用になられた世帯数は全世帯に対してどの程度かについてお伺いをいたします。

議長 (倉知敏美君) 地域協働部長。

地域協働部長 (近藤定昭君) 防犯対策補助金は平成15年度から実施しておりまして、平成22年に補助対象を1世帯1回の申請とかえまして、補助金の額につきましても上限を8,000円から1万円に改定させていただきました。

利用者数についてでございますが、平成15年の57件から年々徐々にふえまして、平成18年には123件をピークに、年々徐々に減少してきて、平成22年、昨年でございますが61件となっております。今年度11月末現在でございますけれども、22件ということで、昨年の同年期の31件と比べますと、9件の減少というふうになっております。

それで、今までの15年から23年までの件数で言いますと、トータル的に補助金申請をしていただきました世帯数が657世帯ですから、約1割を切るわけでございますけれども、七千何がしの世帯でいいますと、1割にも達していないというような状態でございます。

(8 番議員挙手)

議長 (倉知敏美君) 岡議員。

8 番 (岡 孝夫君) まだ1割にも、累計では達していないということで、まだ9割以上の方が利用されていないようであります。

ちなみに小牧市においては、自家用車両についてもこの補助金が使えるようになっております。大口町では、先ほど申し上げましたが、先ほどのデータでは、まだ自転車盗は少ないもの

の、自動車・オートバイ盗の犯罪率が高いようであります。

ここで伺いをいたします。小牧市のように、自家用車両への防犯対策にも補助金を使えるよう、防犯対策補助金交付要綱の改正はできないものでしょうか、お伺いいたします。

議長（倉知敏美君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） 議員がおっしゃいました小牧市でございますけれども、自家用車両、自動車・オートバイ・自転車への盗難防止装置、ハンドルロック、イモビライザー、それから自転車用のかぎ等に対しまして助成を行っているということでございます。

平成16年度から事業を実施しておられまして、世帯主に対しまして1回のみ補助となっておりまして、平成22年度の防犯対策補助件数は364件、このうち、自家用自動車の防犯対策に防止装置を設置したのは、1割を切るような数字であったと小牧市の方から聞き取り調査を行っております。

防犯対策補助金は、町民の防犯に対する意識を高め、犯罪件数を減らさせるという自主防犯の啓発を目的に取り組んでおります。このため、補助対象を広げるという考え方もありますが、実際のとおり利用者が年々減少していることから、この制度自体を見直す時期であるかと考えております。逆に、現在の犯罪に対する町の取り組み、例えば事務所荒らしであれば、町内企業に対し情報提供してパトロールを強化するなど、大口町に多発する犯罪に合わせた方法での、今の制度のあり方等も含めた中で検討していきたいというふうに思っております。

（8番議員挙手）

議長（倉知敏美君） 岡議員。

8番（岡 孝夫君） 利用者の減少とかで、なかなか難しいということでした。

先ほど申し上げました愛知県警察本部地域安全対策課が発行している「安全・安心ニュース」平成23年10月26日付によれば、愛知県の空き巣による被害件数として、平成22年は全国ワースト1位、ことしもここまでで全国ワースト1位となっていると報じ、今ふえている空き巣の特徴として、夜6時から9時ぐらいがねらわれる、それはなぜか。暗くなっても電気がつかないから、留守であることが一目瞭然だと。また、インターホンのカメラ部にガムテープを張り、チャイムを鳴らして不在確認をする、それはなぜか。姿が録音されないようにするため。加えて11月30日付の同ニュースでは、現時点での車上ねらいも全国ワースト1位と報じており、捕まえた車上ねらい犯人の供述として、バッグ等が足元に置いてある場合や、カバーで隠しているように見える場合は高価なものが入っているかもしれないと思ってねらうと。先ほども申し上げましたが、こういった情報も含め、町が持っている情報を広く広報等で住民の皆様に周知していくことも必要なかなと思っております。

そこで、ちょっと質問が変わりますが、数年前に全戸に防犯ステッカーを配付したと聞いて

おるんですが、その効果はどの程度あったのか、もし把握されているのであればお聞かせいただきたいと思います。

議長（倉知敏美君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） 配って、今でもある方もあるかと思うんですけれども、ぎよる目という形のものでございましたけれども、そういった中で、一つの協力をしているよというところの印としては、犯罪者に対する抑止力になるのかなあとと思いますけど、その結果がどうというふうでデータの持つておるわけでございませんで、お許しいただきたいと思いたすけれども、そういうような効果があるのではないかというふうな認識です。

（ 8 番議員挙手 ）

議長（倉知敏美君） 岡議員。

8 番（岡 孝夫君） ちょっと提案なんです、いま一度改めて防犯ステッカーの全戸配付を試みたらどうかと思っています。

少し前ですが、近隣の市、具体的には小牧ですが、「近所が見ている ドロボウ退散！」というステッカーを全戸配付したようなことを聞いております。従来と同じデザインにするとか、あるいは変えるのか、シール式にするのか、マグネットか、あるいは大きさは、あるいは蓄光式にするだとか、それらの仕様なども一応見直しながら、そして、その張りつけ対象は一般の家庭のみでなく、例えば信号とか電柱に、もし張りつけが難しいなら、カーブミラーやとか街路灯とか公用車に至るまで、ありとあらゆるところにこういったステッカーを張ってみて、大口町は町を挙げて防犯に取り組んでいることをアピールすることによって、少しでも防犯、犯罪の抑制につなげるための一つの手ではないかと考えるんですが、いかがでしょうか。

議長（倉知敏美君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） 江南警察署長さんとお話しする中で、またこれも話なんですけれども、いわゆる犯罪者に対する抑止力の関係で、警察に協力している家だよということを示すような軟質のプラスチックでできた板を、ことしの年度初めかそこらですけれども、各区長さんの方にお願ひしまして、各区の方に配付させていただいたという経緯もございませんで、それによって張っているところもあるかと思うんですけれども、これにつきまして、全戸配付しているわけではございませんで、ちなみに出てももらいましたけれども、5月13日現在のお話でございませんで、3月17日に河北地区につきまして360枚、それから下小口700、それから大屋敷で520、秋田で600、余野で1,060というようなことで、合計4,090枚でございませんで、江南警察署に協力していますよというようなプレートを配付させていただきまして、各戸家庭が警察の防犯協力をしているということを示すことによって、どうも犯罪者の方は、そういったところはやばいというようなことで、近づかないということをお聞ひいたしました。そ

ういったことをお聞きしまして、3月末から5月でございましたけれども、配付させていただいたという現状でございます。

(8 番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 岡議員。

8番(岡 孝夫君) 一応3月から5月で配付されたということですが、だから、全戸対象ではないんですね。

議長(倉知敏美君) 地域協働部長。

地域協働部長(近藤定昭君) 最終的には全戸配付したいなというふうに思っております。ただ、これは江南の防犯協会さんの方がつくっていただきました枚数が予算の関係でちょっとということですので、順次つくっていただけたものであれば全戸配付というのは基本的に考えておりますので、そういったことができればなあというふうには思っております。

議長(倉知敏美君) 町長。

町長(森 進君) 今も回答の中で地域協働部長がお話しておりますように、犯罪、あるいは交通事故の件数について、毎月江南警察署の署長さんから担当の課長さんが一緒に見えましてレクチャーを受けております。その中で、大口町の犯罪、あるいは交通事故の状態についてお聞きするわけです。そういう中で、今お話をしました防犯協会等の協力を得まして、犯罪抑止のための板を張ったりとかいうようなことをやっておるんですけれども、その署長さんの話の中でお聞きをするのは、どうもある一定の単位、まとめて取り組まなければ、結局どこかへいざっていただくということを言われるんですね。ですから、今、岡議員さんが言われるように町を挙げてやるということが一つの犯罪の抑止、あるいは犯罪を減らすという効果が間違いなくあるというようなことを、警察の署長さんあたりからのお話からすれば間違いはないだろうというふうに思います。

ですから、今言いましたように防犯協会に頼ることもありますけれども、町独自としても、今る、統計的に今の話で数字を列挙されますと、それだけのものを列挙されて、まだ何も取り組まないということでは済むはずがありませんので、早急に全町を挙げて、区長さん等の協力を得まして、犯罪抑止のために効果のあるような啓蒙・啓発を実施していきたいというふうに思います。

(8 番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 岡議員。

8番(岡 孝夫君) ありがとうございます。

ぜひ、そのステッカーかどうか、私はちょっとわかりませんが、またなるべく早目ということをお願いします。

以上、防災・防犯に関連し、さまざまなお願いを申し上げてきましたが、御検証、並びに御検討の上、実施に向けた取り組みにつなげていただきますようお願いを申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございました。

議長（倉知敏美君） 御苦労さまでございました。

丹 羽 勉 君

議長（倉知敏美君） 引き続き、丹羽勉議員。

13番（丹羽 勉君） 13番議席の丹羽勉です。

通告に従いまして、子育て支援の観点から数点質問させていただきます。

保育所の入所定員についてでございます。

保育所の入所定員は、大口町立保育所設置条例を受けて、大口町立保育所管理規則で保育園ごとに4保育園の入所定員を660名と定めておりますが、現在の入所状況をお伺いします。

議長（倉知敏美君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 12月1日現在の各保育園の入所状況でございますが、南保育園は定員140名に対し124名、中保育園は、定員170名に対して155名、西保育園は、定員200名に対し184名、北保育園は、定員150名に対し101名となっております。以上です。

（13番議員挙手）

議長（倉知敏美君） 丹羽勉議員。

13番（丹羽 勉君） そのうち、未満児は何名でしょうか。

議長（倉知敏美君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 未満児につきましては、南保育園が26名、中保育園が29名、西保育園が38名、北保育園が15名、合計108名となっております。以上です。

（13番議員挙手）

議長（倉知敏美君） 丹羽勉議員。

13番（丹羽 勉君） 定員660名に未満児・3歳児・4歳児・5歳児の区分はありますか。

議長（倉知敏美君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 定員660名の考え方といたしましては、こういった未満児・3歳児・4歳児、そういった区分はございません。全体で140名なら140名というふうになっております。

（13番議員挙手）

議長（倉知敏美君） 丹羽勉議員。

13番（丹羽 勉君） 定員660名に対して、現在員は未満児を含めて564名ということで、待

機児童はないと理解させていただきますが、産休とか育休明けの予約の状況についてお伺いいたします。

議長（倉知敏美君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 現在のところ、大変申しわけないんですが、ただいま正確な数字を把握しておりませんが、現状20名ほどという解釈です。

（13番議員挙手）

議長（倉知敏美君） 丹羽勉議員。

13番（丹羽 勉君） 未満児のいわゆる産休・育休明けで予約をしていかれると、そして産休・育休明けにスムーズに入れるというような手続をとっておかれるということでございますが、未満児の第2子を預けていて第3子が出生した場合、そのような場合には第2子をその後、第3子が出生した後、第2子の対応はどのようにされるのかお伺いします。

議長（倉知敏美君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 現在、大口町が、例えば今言われましたような形で、保育園に行っておりました子が弟なり妹なりが生まれた場合、家庭でお母さんが子供の面倒を見るという形になりますので、保育園は一たん退所していただくという形で、きょうまでは進めております。

（13番議員挙手）

議長（倉知敏美君） 丹羽勉議員。

13番（丹羽 勉君） 第3子が生まれますと多分産休・育休をとられるということで、第3子ともども第2子も家庭で育児をするという期待感から、そのような対応になるかと思いますが、実際には産休・育休がとれるのは、公務員を初め大きな事業所の従業員じゃなかろうかと思えます。自営業とか小さい職場の人には、産休・育休というのはなかなかとれないんじゃないかなというふうに思います。

先ほどお尋ねいたしましたように、定員の余裕もあります。このような場合、第3子の育児しながら家事をし、さらには自営の自分のところの仕事をしなければならないという状況を考えたときに、第3子を育児するんだから、第2子もあわせて育児をするというのではなく、第2子は今まで保育園で預かっておったわけですが、そのような対応はできないものでしょうか、お伺いします。

議長（倉知敏美君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 今年度の考え方としましては、年度当初からそれを通してきておりますので、年度途中での変更というのは現在のところ考えてはおりませんけれども、こういった部分については問題を提起いただきましたということで、一度検討はしてみたいと考え

ます。

(13番議員挙手)

議長 (倉知敏美君) 丹羽勉議員。

13番 (丹羽 勉君) ありがとうございます。

新年度から、こういう児童にも対応していただければという気がいたします。

また、児童福祉法第24条では、市町村は保護者から申し込みがあったときは、それらの児童を保育所において保育しなければならないと定めております。どうか、この法の趣旨にのっとり、本町においてもこのような児童を預かっていただいて、子育て支援のお力をおかりしたいというふうに思います。

次に、私は昨年の6月議会でもこの保育園の入所定員について質問させていただき、管理規則の改正を求めました。そのときの答弁では、国の保育所設置認可の指針によると、60人以上という決まりがあり、さらに児童福祉施設の最低基準により、施設面や職員配置について事細かく決められている。これらの諸条件をクリアし、さらに時代の変容なども見きわめながら、現在の定員を4園で660と定めていると。さらに、この660名も年間平均在園する園児の80から90%と想定する中で設定しているので、適切な定員だと御答弁をいただきました。

当然、この諸条件の中には児童福祉施設最低基準、32条の設備の基準、33条の職員の要件も含まれ、クリアしていることと思います。先ほどお伺いしましたように、定員にはまだ余裕がございます。この定員をもう少し細かく、少なくとも未満児をどれだけまでなら入所させることができるかというようなことで、未満児の定員を決めていただくわけにはいかないでしょうか、お伺いします。

議長 (倉知敏美君) 健康福祉部長。

健康福祉部長 (村田貞俊君) 県内では、明確に未満児の定員を定めているところはございません。その理由としましては、未満児の数はその時々で社会情勢で変化が大きく、未満児で定員を定めてしまうと、かえって柔軟な対応ができなくなってしまうと。そういったことから、定員はあくまでも総数という定義の中で定め、柔軟な対応ができるようにしていきたいと考えております。以上です。

(13番議員挙手)

議長 (倉知敏美君) 丹羽勉議員。

13番 (丹羽 勉君) よそがやっていないから、うちもやらんというんじゃなくて、大口町が先陣を切ってやられたらどうですか。

議長 (倉知敏美君) 健康福祉部長。

健康福祉部長 (村田貞俊君) 定員の設定の仕方には、今も御質問でありましたように、児童

福祉施設最低基準というところで、それぞれの1人当たりの面積とかいろんな要件がございますけれども、そして、さらに今御質問があります未満児について考えますと、未満児についても1人当たり何平米という面積要件、そういったものがあります。そして未満児を置くためには、保育園には乳児室といった部屋を設けるとか、そういう細かいところがあります。そういう中でいきますと、この園について未満児というのが何人置けるかとか、そういうことの大体の概数というのは、そういう諸条件から出していくことはできるかと思えますけれども、そういった考え方でやってまいりますと、ある意味未満児はこれだけ、じゃあ3歳児は定員何名に対して何人とか、そういうところが出てまいりますので、大口町が先陣を切ってということでございますけれども、逆にそういうことができるということは、以上児の人数が少なくなって未満児がふえてくれば、保育士さんを動かすことによって、逆にそちらの方を多く受け入れることもできますし、そういったことを考えますと、現状の形が一番ベターかなと思っております。

(13番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 丹羽勉議員。

13番(丹羽 勉君) 過去の保育園児の状況を見ますと、4歳児・5歳児・6歳児とも4園で160人前後です。出生状況を年齢別に見ても、ここ二十数年前から250から260人くらいで推移しております。園児の状況を見ても、未満児ではゼロ歳・1歳はおおむね横ばい、2歳児が毎年数名増加している状況ではないかと思えます。

大口町次世代育成支援後期行動計画の中にも、このように記述しております。保育園については、保育時間や曜日の拡大に対するニーズはそれほど高くないものの、3歳未満児の保育ニーズが潜在していると思われれます。当然、この行動計画については、御存じのとおりだと思います。内容も熟知されておると思えます。ならば、この未満児の保育ニーズが潜在しており、その要望が強いということであれば、それに対応していく。先ほどのように産休・育休のある人はいいです。ない人もあるわけですので、そういうときのために、こういう保育ニーズにこたえられるような体制をとっておくべきではないかなというふうに思いますが、どのようにお考えでしょうか。

議長(倉知敏美君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(村田貞俊君) 先ほど申し上げましたように、そういった諸条件、未満児がふえてくる、逆にここ数年来、子供の出生数は変わってきていないという、220名ほどだったかと思えますけれども、そういった形の中で、以上児の数、そして未満児の数、そういうのを本当に、今私どもが対応しておるのは、全体のバランスの中での保育士の異動、さらには未満児の受け入れというところで対応しておるところでございますけれども、確かに御指摘をいただ

いた部分については、今後問題になってくるかと思いますが、当面の間はそういった配置等で対応可能かと考えております。

(13番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 丹羽勉議員。

13番(丹羽 勉君) 先ほど来、経済状況が悪化して財政状況が云々というような御質問もございましたが、こういう世相の中で、家計を助けるために多くの若いお母さんが仕事をするようになることがうかがわれます。子育て支援に対するニーズが多様化する中、今後さらなる子育て支援サービスの充実が求められると思います。それにこたえるように、ひとつ対策を要望して、次の質問に移ります。

次は、一時預かり・一時保育について質問させていただきます。

昨年の6月定例会で一時保育について、本町においても実施していただくように質問させていただきました。その際、本町では一時保育に準ずる制度として、すくすくサポート、または民間事業者や子育て支援団体が実施していることから、その要望があることは認識しておるということで、保育園での一時保育の実施を検討するという前向きな答弁をいただきました。そして本年4月から実施していただいているところであります。

そこで、その後の民間保育所及び公立保育園の一時預かり・一時保育の現状についてお伺いします。

議長(倉知敏美君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(村田貞俊君) それでは、まず初めに公立保育所での一時預かり事業につきましては、議員御承知のとおり本年1月より北保育園において実施をしております。その利用状況でございますが、4月から11月末までの集計では延べ人数84名となっており、1ヵ月平均では10.5名の利用実績、主な利用年齢は3歳未満児がその大半を占めております。なお、民間保育所ではございませんが、町内のNPO法人や社団法人においても一時預かり事業を実施されており、それぞれ延べ人数としては、町内のNPO法人が87名、社団法人が1名という状況でございます。

(13番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 丹羽勉議員。

13番(丹羽 勉君) 北保育園限定で実施していただいておりますということでございますが、他の保育園でのというような要望等はございませんでしょうか。

議長(倉知敏美君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(村田貞俊君) 今回御利用していただいている84名の皆さんの状況しかわかりませんけれども、特に今御質問いただいたような要望は聞いておりません。

(13番議員挙手)

議長 (倉知敏美君) 丹羽勉議員。

1 3 番 (丹羽 勉君) 厚生労働省令の一時・特定保育事業実施要綱によりますと、最低基準に合う配置基準を超えた保育士が配置されておれば、一時保育をやっても差し支えないと明記してあります。現在の状況であれば、どの保育園においても受け入れが可能だと思いますが、北保育園だけでなく、その他の保育園においても実施するというお考えはありませんか。

議長 (倉知敏美君) 健康福祉部長。

健康福祉部長 (村田貞俊君) 現段階での利用実績などからも、各園で実施するまでの利用規模ではないと考えております。そういった中で、集約して行える利用範囲で十分かと考えております。

(13番議員挙手)

議長 (倉知敏美君) 丹羽勉議員。

1 3 番 (丹羽 勉君) 先ほどお尋ねすればよかったです、ちょっと前後しますが、4月から11月で延べ84名、この方たちの地域というのはおわかりでしょうか。なければいいですわ。できれば、それがわかることによって、北保育園管内だけじゃなく、全域にそういう希望・要望があるんじゃないかということが把握できると思いますので、今後その辺のところを分析していただいて、必要の判断をしていただけたらなあというふうに思います。

せっかく始めていただきました一時保育、いわゆるホームページや経営計画によりますと、「就学前児童一時預かり事業」と称しておりますが、これがなぜか25年3月31日までとしておりますが、なぜ、せっかく始めた、要望があって利用者もある中で2年で打ち切るのか、その辺のところを御説明いただきたいと思います。

議長 (倉知敏美君) 健康福祉部長。

健康福祉部長 (村田貞俊君) 2年という期間を定める中で現在運営しておるわけでございますけれども、大口町内には子育て団体を初めとしたさまざまな子育ての担い手がございます。一時預かり事業についても、考え方としまして、すべて公で行うという考え方ではなく、この2年間の間に新しい担い手を見つけて、事業を移管していただけたらと考え、現在進めておるところでございます。

(13番議員挙手)

議長 (倉知敏美君) 丹羽勉議員。

1 3 番 (丹羽 勉君) 民間でやっておりました「つくしん房」は、この3月で打ち切って4月からやらなくなったと。既存の民間の事業所でさえやらなくなる、それを育てていくことができなかつたにもかかわらず、新しい事業者をこれから育てていく、つくっていくということ

で、もう2年間で公の一時預かりはやめるよというのは、私は早計じゃないかなと。だったら、次のところできてから、これをやめるということにされてはいかがでしょうか。

議長（倉知敏美君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） それにつきましては、先ほど一番最初にお答えさせていただいた中で、民間という形ではございませんけれども、NPO法人のところは現在何とかやって、ほぼ同数ぐらいの84名と、そちらでは87名という全体数が出ておるんですけども、こういったところが頑張っていております。そういった中で、何とかお話し合いをする中でという思いもあり、まずはこの考え方で進めてまいりたいと思っております。

（13番議員挙手）

議長（倉知敏美君） 丹羽勉議員。

13番（丹羽 勉君） 昨日の質問の中にも、月2回開催されていた子育て相談室が月1回になる。それから、この一時預かりもせっかく始めたのに2年で打ち切るといって、なぜかこの子育て支援に対する取り組みがどうもちょっとひ弱じゃないかなあという気がするんですが、町長のマニフェストの中にも待機児の解消というのがございます。子育て支援ということから考えたら、やはりこの一時預かりというのも重要じゃないかと思うんです。部長さんには申しわけないけど、あと残りわずかの公務員生活を、この行動計画をもう一度目を通してみてください。私も全部は通しておりませんが、この中に一時預かりの文言が出てくるところが少なくとも4カ所あります。その中の一つをちょっと御披露します。

急な用事や保護者の病気のときなどに、子供の一時的な預かりが必要になった場合に、子供を預かる仕組みとしてすくすくサポート制度がありますが、十分な利用がなされていないため、制度の利用推進を図るとともに、必要に応じて一時保育の実施を検討することが望まれますとあります。後期行動計画の中にこのように記述しておるわけです。にもかかわらず、始めたものがもう終点が決まっておるというのは。さらに、この中にこういうところもあります。一時保育、この後期行動計画は26年度が最後ですね。この最後の目標が、一時保育は26年度目標事業量10人、1カ所としてあるんです。26年度、その前にもうやめちゃうというのはいかがなものかなあと思うんですが、先ほど来からいろいろ言っていたいただきましたけど、町長さん、いかがなものでしょうか。

議長（倉知敏美君） 町長。

町長（森 進君） るる健康福祉部長が御答弁を申し上げてきておるわけですけども、子育て、あるいは保育園における現状も、時間の経過とともに新しいニーズ、新しい問題が本当に次から次という形で出てきます。それぐらい社会の状況というのが大きく変化をしておるということなんだろうけど、そういうものの受け皿として保育があるということは十分認識をし

ておりますが、すべてを公でやらなければならないのかどうか、そういう議論は、実は数年も前から私どもとしておるわけですが、恥ずかしい話、現在に至るまでそこについての方針・方向が見出せていない。そういう中で、利用者の皆さん、あるいは保護者の皆さんからは新しいニーズがどんどん出てくる。それに対応しなければならない。実は本当にそんな恥ずかしいというんですか、そんなような状況にあるのが現実だというふうに私は思っています。

ですから、後期行動計画、あるいは今いろいろとニーズがある事業を公立、町としてやらなければならないかというようなことは思っておりますが、事業そのものが必要ないというようなことは考えてはおりません。私どもが直接やるのではなくて、いろんな人の力をかりてやるような形で実施をしていく、あるいは継続をしていくということを考えていきたいということで、そのような方針・方向を出しておるというものであります。

(13番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 丹羽勉議員。

13番(丹羽 勉君) 直接やる必要はないかなという感じはいたしておりますが、民、それからそれにかわるものが育つまでは公で最大の支援をしていただいて、道筋をつけていただけたらいいかなあというふうに思います。

では、次のすすすくサポートについてお伺いをいたします。

子育てを助け合いながら、仕事と育児が両立できる環境づくりを支援する制度であり、公立保育園の一時預かり、一時保育の補完を目的とするすすすくサポートの現状をお伺いします。

すすすくサポートはいつからやっており、またその利用状況、支援会員、援助会員の登録状況等についてお尋ねをいたします。

議長(倉知敏美君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(村田貞俊君) すくすくサポート事業につきましては、平成11年から行っております。そして、利用実績、利用状況につきましては、今年度の利用実績は1件にとどまっております。しかし、この事業は仕事と育児の両立支援ということで、緊急時の子供さんの一時預かりや送迎等、他の保育サービスを補完する役割として実施をしています。したがって、その利用頻度については決して多くはありませんが、セーフティネットとしての役割は果たしていると認識しております。

また、利用促進に向け、より一層の制度周知や利用体系の見直しについても取り組んでおり、乳幼児健診や児童センターで実施している広場事業など親子が集う場に出かけ、制度の紹介や依頼会員と援助会員の交流会を開催するなど、努力をしております。

そして、登録状況につきましては、依頼会員が21名、そして援助会員が30名と、現状そのようになっています。

(13番議員挙手)

議長 (倉知敏美君) 丹羽勉議員。

13番 (丹羽 勉君) この行動計画の中を見ますと、アンケート調査によると、すくすくサポートの認知度、利用意向が高いのに、利用状況が低調だということをやうたっておりますが、その原因をどのようにお考えでしょうか。

議長 (倉知敏美君) 健康福祉部長。

健康福祉部長 (村田貞俊君) 実際に使われた方の中で、一部には使いにくいというところがあります。その使いにくいというところが、結局援助会員のおうちでお子さんを預かっていくということが原因になっているのではないかと考えておりますけれども、できるだけ弾力的な運用をしていく中で、こういった問題を解消していきたいなと考えております。以上です。

(13番議員挙手)

議長 (倉知敏美君) 丹羽勉議員。

13番 (丹羽 勉君) この行動計画の前期、17年から21年度において、すくすくサポートの利用拡充を掲げております。その成果をお伺いします。

議長 (倉知敏美君) 健康福祉部長。

健康福祉部長 (村田貞俊君) その成果ということでございますけれども、利用頻度は、先ほど来申し上げておりますように、決して多くはありません。そういった中で、この事業は緊急、一時的な他の保育サービスを補完する役割を果たしてきたと認識をしております。

(13番議員挙手)

議長 (倉知敏美君) 丹羽勉議員。

13番 (丹羽 勉君) 結果的に利用が少ない、それは先ほどお示しいただきましたのでわかるんですが、この利用拡充を掲げ、要するに公の部分でこのすくすくサポートを育成していくということで利用拡充を図ろうとされたんじゃないかなと思うんですが、具体的にはどのように対応されたか、お伺いします。

議長 (倉知敏美君) 健康福祉部長。

健康福祉部長 (村田貞俊君) 先ほど少し申し上げさせていただいたように、乳幼児健診、さらには児童センター等で実施している広場事業など親子が集う場に出かけ、制度の紹介や依頼会員、そういった交流会を開催するなど努めてまいっておりますけれども、実際にそれでもなかなか伸びてまいらないというところがあります。これについては、もっともっと調査・研究を、実際皆さんからお問い合わせはございます。お問い合わせはあるんですけれども、いざそういった内容の話をしていく中で、じゃあお願いしますと一歩踏み出すところがなかなかなくて現状に至っております。これも一つの大きな原因かなとは思っておりますけれども、そう

いった部分についてはもっともっと研究をしてみたいと考えます。

(13番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 丹羽勉議員。

13番(丹羽 勉君) そこにはいろんな障害があったんだろうと思いますけど、それらを取り除くのが、失礼ですけど、皆さん方じゃなかるうかというふうに思います。

平成20年に依頼会員と援助会員の間を取り持つコーディネーターが北児童センターに配置されたようでございますが、古い人事配置表を見ても、私はちょっとその状況がわからなかったんですが、コーディネーターを配置したことによりどんな成果があったのか。現在はどうなっておるか、ちょっとお尋ねをいたします。

議長(倉知敏美君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(村田貞俊君) 成果ということでございますけれども、現状の御報告をさせていただきます。

北児童センターの児童厚生員がすすくサポートのコーディネートをし、依頼会員と援助会員の連絡調整を行っているのが現状でございます。そして、職員につきましては、児童センター職員が兼務の形の中での取り扱いをしております。

(13番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 丹羽勉議員。

13番(丹羽 勉君) その職員の方は、現在もそのような任務をやっておられるということによろしいですか。

議長(倉知敏美君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(村田貞俊君) はい、そうです。通常業務も行っております。

(13番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 丹羽勉議員。

13番(丹羽 勉君) なかなか皆さんが考えていただくように実らない制度かなあという感じがするわけですが、今後このすすくサポート事業を発展・成長させるためには、何か施策はありますか。何か考えておられますか、ちょっとお伺いします。

議長(倉知敏美君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(村田貞俊君) 発展させるというんですか、まずは本当に、先ほど来申し上げているようにお問い合わせがあって、実際にこの方はどうですかと会って話をする。でも、そこから先は出てこない。そのところについては、先ほど来申しておりますように、もっともっと皆さんに理解していただけるように、児童センター、さらにはそういった保育園、そういう機会のあるところで皆さんに周知を図っていきたいというふうに考えております。

(13番議員挙手)

議長 (倉知敏美君) 丹羽勉議員。

13番 (丹羽 勉君) では、次に移ります。

町内には大きな企業がたくさんあるわけですけど、その町内企業が自社従業員のために、このような一時預かり的な保育を行っているような企業を把握しておられたら教えてください。

議長 (倉知敏美君) 健康福祉部長。

健康福祉部長 (村田貞俊君) 町内の企業の関連でございますけれども、町内の企業が自社従業員のための一時預かりなどの保育の実施状況につきましては、認可外保育施設の意味合いかと思えます。このような施設を有している企業等は町内では2事業所が実施しておられ、平成22年度末の利用実績は、一つの事業所では在籍児童数が54名、もう一つの事業所では利用者なしという報告をいただいているのが現状でございます。

(13番議員挙手)

議長 (倉知敏美君) 丹羽勉議員。

13番 (丹羽 勉君) 一つの事業所では実績もあるようでございます。こういう企業と町とタイアップしてやるということは、いかがなものでございましょうか。

議長 (倉知敏美君) 健康福祉部長。

健康福祉部長 (村田貞俊君) そういった企業とのタイアップということでございますが、たまたま町内の事業所ということは、その事業所の従業員だけに特化されるものと考えれば、企業単位の中で実施していくのがいいのではないかと考えております。

(13番議員挙手)

議長 (倉知敏美君) 丹羽勉議員。

13番 (丹羽 勉君) それでは次に移りまして、母子通園についてお伺いをいたします。

現在、南保育園で実施している母子通園の現状を、まずお伺いいたします。

議長 (倉知敏美君) 健康福祉部長。

健康福祉部長 (村田貞俊君) 就学前の心身に発達のおくれや心配のある児童が保護者と一緒に通園し、日常生活の自立に向けて、親子や他児との触れ合いを通じて心身の発達を助長することを目的に、町単独の療育事業として、平成18年度より母子通園事業を実施しております。

現状では、14組の親子が参加し、保育士3名の職員体制で南保育園の保育室にて行っております。参考までに1日の活動内容を御説明いたしますと、登園後、まず出席ノートにシールを張ったり、かばんをロッカーに片づけるなどの支度から始まり、排せつ、あいさつを済ませ、幾つかの遊びを通じた療育を行います。その後、給食を通じて準備や後片づけを含んだ食習慣を身につけさせるとともに、食事の楽しさを感じ取ってもらっています。そして、降園時の際

は、各自身支度をし、帰りの会で歌を歌ったり、絵本を読んだ後、あいさつをして帰宅するという1日の流れになっております。以上です。

(13番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 丹羽勉議員。

13番(丹羽 勉君) 今、説明がありましたような22年度より、西保育園から現在の南保育園に移ったわけですが、これはどうして南保育園に移されたのかお伺いします。

議長(倉知敏美君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(村田貞俊君) 西保育園の状況としましては、当時未満児が非常にふえておりました。そして、前に一部増築等もしておりますけれども、そういった未満児の増加によって、どうしても母子通園を行っていくスペースが限られてきました。そういった中で南保育園の方へ、そういった理由によって、いろいろ検討をしていく中で移りました。

(13番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 丹羽勉議員。

13番(丹羽 勉君) 西保育園では、要するにスペースが狭いということだったんじゃないかなというふうに理解しますが、事業別経営計画書には、このように現在における課題の中でこういうことが掲げられております。

「平成22年度から南保育園内の1室を利用して母子通園を実施して母子通園を実施している。しかし、西保育園で行っていた教室より狭く、さらに道具が教室内に置いてあるため、教室を運営するに当たり手狭である」。

何か南保育園の方が狭いらしいですよ、違いますか。

西保育園が狭いから、南保育園に移したんでしょう。だけど、南保育園の方が狭いと、課題としてここへ掲げておるんですよ、いかがですか。

議長(倉知敏美君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(村田貞俊君) 西保育園の方が狭くなったからというより、実際、先ほども申し上げましたように未満児数がふえてまいりまして、母子通園を行うスペースがなくなりましたので、そういった理由によって南保育園に一般保育を、要は年長児等が入る保育室の空き教室が1部屋ありましたので、そちらの方へ移したということで、スペースが狭いという部分については、確かに西保育園の場合は、今の部屋の広さで考えますと南の1.2倍ぐらいの広さはあったのかなあとは思いますが、ただ、現状で、この経営計画の中で言っております狭いというところはあろうかと思いますが、それについては現場の担当保育士が工夫をする中で、母子通園事業に支障のないように努めておると解釈しております。

(13番議員挙手)

議長（倉知敏美君） 丹羽勉議員。

13番（丹羽 勉君） 私のとり方が一部悪かったのかもしれませんが、この母子通園をやるスペースとしては狭いのかもしれないんですが、またさらに、この次のところに作業工程というのがありますが、24年度の母子通園の設置場所を検討すると。11月には24年度設置場所を確定するということが記載してあるわけですけど、もう24年度もまたどこかへかわる計画でしょうか。

議長（倉知敏美君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 考え方としましては、非常に反面残念だなあというふうにとれる場合もございますけれども、南保育園につきましては、児童というか子供さんが少ないという形の中で、空き教室がまた一つふえてくるという状況でございますので、経営計画書の中ではそういった心配点をうたっておりますけれども、引き続き南保育園で実施をしてまいるという考えであります。

（13番議員挙手）

議長（倉知敏美君） 丹羽勉議員。

13番（丹羽 勉君） 母子通園を行うに当たって、ボランティアなどの支援といたしますか、そのようなことはありますか、お尋ねをいたします。

議長（倉知敏美君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 母子通園では、通常の療育のほかに随時職員と保護者の相談を行ったり、毎月言語聴覚士や作業療法士といった専門家による療育や音楽療法、さらには年2回心身障害者コロニーによる療育支援事業も行っています。

議員御質問のボランティア等による支援状況につきましては、対象児童の下の子の託児を依頼される保護者について、更生保護女性会の方々にお世話をしていただくなどのボランティア支援を受けております。

（13番議員挙手）

議長（倉知敏美君） 丹羽勉議員。

13番（丹羽 勉君） 通告の順番がちょっと違うかもしれませんが、そのようなボランティアの人の支援を受けて保育をしておる。そのようなときに、事故が起きたときには、その責任というのはどういう形になるのでしょうか。

議長（倉知敏美君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） まず、ボランティアさんが掛けていただいている保険というのは、社会福祉協議会が行っておりますボランティア保険でございますけれども、事業の実施主体は大口町でございますので、大口町に帰属すると考えております。

(13番議員挙手)

議長 (倉知敏美君) 丹羽勉議員。

1 3 番 (丹羽 勉君) それは、すすくサポートの場合も同じでよろしいでしょうか。

議長 (倉知敏美君) 健康福祉部長。

健康福祉部長 (村田貞俊君) はい、同じです。

(13番議員挙手)

議長 (倉知敏美君) 丹羽勉議員。

1 3 番 (丹羽 勉君) ありがとうございます。

次に、保育園施設の整備についてお尋ねをいたします。

今、新年度予算、24年度に向けて保育園施設の整備の要求をして、ヒアリングのころかなあというふうに思いますが、23年度の場合で、現場から要求された予算は、現場から当然要求があって、部長さんの方で査定をされると思いますが、その予算はどの程度確保されましたか、お伺いいたします。

議長 (倉知敏美君) 健康福祉部長。

健康福祉部長 (村田貞俊君) 各園からの当初の要求は金額でとらえますと、1,510万3,000円ほどの要求が出てまいりました。それを査定した結果でございますけれども、866万4,000円となり、その実施率としますと57.4%ほどになっております。

(13番議員挙手)

議長 (倉知敏美君) 丹羽勉議員。

1 3 番 (丹羽 勉君) その際の査定の基準といいますが、どんなような基準で査定をされるのか、ちょっとお伺いをいたします。

議長 (倉知敏美君) 健康福祉部長。

健康福祉部長 (村田貞俊君) まず大規模なものにつきましては、そういった場合、年度計画というものをつくっていくわけですが、一般的な案件につきましては、安全性、さらには緊急性を考慮し、優先順位をつけて、今年度これを実施するという形で行っております。

(13番議員挙手)

議長 (倉知敏美君) 丹羽勉議員。

1 3 番 (丹羽 勉君) 安全性・緊急性ということで、そのとおりかなあというふうに思いますが、やはり経営計画書の中に、屋外運動場と田んぼの間に防球ネットを張り、ボールなどが出ない対策をしたいと考えていたが、予算措置が難しかったため、いま一度園児への徹底及び耕作者との話し合い、さらに応急的な対応をも模索していくというふうに経営計画に書いてありますが、これについては、緊急性・安全性から見て却下ということなんですかね。ちょっと

御意見を伺います。

議長（倉知敏美君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） これの査定をしたときは、よく覚えておりますけれども、実際、子供たちがサッカーボールを1.5メートルほどのフェンスでしたので、越えて田んぼの中へ入っていくという中で、一度まず土地所有者の方と話ができないかという中で、町としては御迷惑をかける、入ったときは田んぼへ入らせてもらう。その根底にあるのはちょうど南面のフェンスとなりますので、あまり高いフェンスで園を囲いたくないという私どもの思いもあり、お話し合いをさせていただく中で何とかコミュニケーションがとれまして、現在は特に経営計画の方へ掲げております心配点については解消をしておると解釈しております。

（13番議員挙手）

議長（倉知敏美君） 丹羽勉議員。

13番（丹羽 勉君） 子供さんがやることですので、保育士さんが気がつかないときに田んぼにボールが行ってしまった。それが耕作者の機械に巻き込んでしまうというようなことでトラブルが起きてもいかんと思いますが、その辺のところは解消されておることですので、予算ができれば、これも改善していただけるようお願いをしたいと思います。

次に6番目になりますが、ドアノッキング事業についてお伺いをいたします。

ドアノッキング事業については、子育て中の家庭を訪問する事業と思いますが、現在の社会情勢等を考えますと、若い世代のお母さんは訪問時において玄関の扉をあけないということが推測されます。こうした状況下での訪問事業の取り組みとなり、事業の推進には多くの課題があると思われまます。

そこで、お伺いいたします。

ドアノッキング事業の内容と現在までの進捗状況をお伺いします。

議長（倉知敏美君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） ドアノッキング事業につきましては、地域から孤立した子育て、孤独な子育てをなくすため、主任児童委員、民生委員、児童委員が身近な相談者となることで課題を抱える親子を発見し、児童虐待の予防、早期発見につなげていくことを目的に平成24年1月から実施します。事業の内容は、生後5ヵ月から6ヵ月と満1歳前後に対象自宅を訪問し、赤ちゃんの発育や発達状況、お母さんの産後の健康状態、子育て相談などに応じ、行政と情報交換を密にしながら連携を図っていくものです。

現在までの進捗状況は、民生委員児童委員会7月定例会において、見守り活動の一環として取り組むことを決定いたしました。その後、毎月の定例会において、事業の運用や訪問時における対応について協議を重ね、11月の定例会においては、助産師及び保健士から、赤ちゃん訪

問時の心得や注意事項について研修を行いました。そして、12月6日には岩倉市役所において技術研修を行い、12月9日のBCG予防接種時に初の顔合わせも行ってあります。

以上が現状です。

(13番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 丹羽勉議員。

13番(丹羽 勉君) 24年1月から行うということなんですね。

経営計画書によりますと、24年4月以降に誕生した乳児について訪問をするというようにうたっておりますが、そういうことなんですね。24年の1月から実施するというのは、その24年の4月以降に誕生した乳児について家庭訪問するというふうにこの経営計画書には書いてございますけど、今部長が答弁された24年1月から実施するということなんですよ、これは。

議長(倉知敏美君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(村田貞俊君) はい、そうです。

24年1月から実際に動き出すということで、単純に対象はどのあたりに生まれた子になりますかということ、先ほど言いましたように5ヵ月から6ヵ月前に生まれた子ですので、ことしの夏、8月か7月のあたりに生まれた人が最初の対象になってまいります。

(13番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 丹羽勉議員。

13番(丹羽 勉君) 経営計画書には、24年4月以降に誕生した乳児について家庭訪問すると書いてあるんです。24年1月から前の人と言ってないんです。

議長(倉知敏美君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(村田貞俊君) 経営計画書では、24年4月からできるように準備を進めていくという表示になっておりましたけれども、それが先ほど進捗状況を御説明させていただきましたようにお話がうまく進んで、24年1月から実施できるように、逆に前倒しになってきたということでございます。

(13番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 丹羽勉議員。

13番(丹羽 勉君) 5ないし6ヵ月から1歳ぐらいですか、訪問の対象となる子供さんがおられる家庭というのは、そういうことだろうと思いますが、回数的には何回ぐらいされるのか。また、年間に二百二、三十人出生するという状況で、訪問するのは相当膨大な数になると思うんですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

議長(倉知敏美君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(村田貞俊君) 確かにそういった問題もございました。そういった中で、今考

えておりますのは、お1人につき2回です。要は五、六ヵ月のうちに1回ということになりますので、年間220人が1月からずっと通す形の中でいきますと、2回の220人という単純な計算、440、単純に考えるとそういった回数になってくるかと思えます。

(13番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 丹羽勉議員。

13番(丹羽 勉君) 時間はあるんですけど、延長するのもやぶさかではないですけど、皆さんに迷惑をかけたらかんで、次に移ります。

子育て支援センターについて伺いをいたします。

子育て支援センターについては、平成12年に通達された特別保育事業の実施に基づき施設と思いますが、子育て家庭の支援活動の企画・調整・実施を担当する職員を配置し、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的とし、その実施主体は市町村となっております。

そこでお尋ねをいたしますが、次世代育成支援後期行動計画の34ページにうたっておりますが、この設置に向けて取り組むこととなっておりますが、また経営計画書にも平成25年に設置を検討することとなっております。こうした機能をどのように持たせ、どこで子育て支援センターを設置しようとしておられるのか、その構想をお伺いいたします。

議長(倉知敏美君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(村田貞俊君) 子育て支援センターにつきましては、主に乳幼児を抱えた親子がいつでも安心していられる居場所として、子育て家庭の保護者や児童に対する助言・相談を行うとともに、各種子育てに係る情報の提供を行い、子育てサークル活動の育成・支援を行う機能を持った地域全体で子育てを支援する拠点施設と認識しております。

本町では、小学校区ごとに設置されている児童センターで、就園前の親子を対象に運動遊びなどを行う「広場事業」を週3回程度開催し、子供の発達に心配のある親子に対する療育支援として「たんぼぼ教室」を年間30回程度開催しております。

また、保健センターにおいても、子育て相談室や療育支援としての「たんぼぼ教室」も実施しています。さらには、身近な施設として、各保育園においても、子育て支援事業としての園庭開放や相談員等による療育を定期的実施しています。これまでは、これらの既存の各種取り組みを有機的に結びつけることで子育て支援センターの持つ機能をおおむね網羅できていると認識しておりましたが、近年、子育て家庭の孤独化、孤立化が進む中で、子育て家庭における居場所づくりのニーズがふえてまいりました。そこで、現段階での構想として、次世代育成支援後期行動計画のリーディング事業にも掲げております子育て支援センターの設置に向けて、北児童センターにおいて子育て支援センター的な機能を付加させたいと考えています。

具体的には、現在、北児童センターの一室で乳幼児を抱える親子がいつでも安心して集える居場所として有効活用がされていますが、さらに子育て支援センター設置に必要な各種相談業務の集約化についても検討しており、具体的には月1回、健康文化センター内で行っている家庭児童相談も北児童センター内において実施できる運びとなっております。以上です。

(13番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 丹羽勉議員。

13番(丹羽 勉君) この子育て支援センターは、厚生労働省が進めている「地域子育て支援拠点事業」と解釈していいのかなと思いますが、そうだとしましたら、この拠点事業には、ひろば型、センター型、児童館型が上げられますが、どのような形態のもので考えておられるのかお伺いします。

議長(倉知敏美君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(村田貞俊君) 地域子育て支援事業で定めておる形態としましてはひろば型で、その機能としましては常設の集いの広場を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取り組みを実施していくという形になっております。

(13番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 丹羽勉議員。

13番(丹羽 勉君) いろいろな子育て支援事業が展開されているところでございますが、大口町の人口も、ことしの5月と11月ではいずれも2万2,196人で、人口はこの行動計画を見ても、まだ何か大口町は人口がふえていくというようなことが書いてありますが、私はもう減少にかかってきたんじゃないかなあという気がいたします。これから少子化に向かわざるを得ないということでございます。そういう中で、この行動計画には「脱少子化のまち」というキャッチフレーズを上げておりますが、この実現を目指して一層の子育て支援に取り組んでいただくことを要望して私の質問を終わります。ありがとうございました。

散会の宣告

議長(倉知敏美君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は12月16日の金曜日午前9時30分から本会議を再開いたします。

それでは、本日はこれをもって散会といたします。お疲れさまでした。

(午後 4時55分)